

平成26年第3回東大和市議会定例会会議録第20号

平成26年9月5日（金曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君

出席説明員（22名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	関田守男君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
子育て支援課長	高橋宏之君	青少年課長	中村修君
市民生活課長	田村美砂君	健康課長	志村明子君
環境課長	関田孝志君	都市計画課長	神山尚君

土 木 課 長 寺 島 由 紀 夫 君

選挙管理委員会 塚 原 健 彦 君  
事務局 長

## 議 事 日 程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 御殿谷 一彦 君

○議長（尾崎信夫君） 通告順に従い、19番、御殿谷一彦議員を指名いたします。

[19番 御殿谷一彦君 登壇]

○19番（御殿谷一彦君） おはようございます。議席番号19番、公明党の御殿谷一彦です。最初に通告文言の一部訂正をお願いいたします。

大きな2番目の投票場所のどこでも化と期日前投票の拡充の項目で、①として投票所の規則について、②として期日前投票の規則についてと記載させていただきましたが、投票時間、投票場所等については、「規則」との表現を「決まり」と訂正させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

では、通告に従い、一般質問を行います。

昨年、2013年6月に日本最高戦略が閣議決定され、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、その11月にインフラ長寿命化基本計画が取りまとめられました。私たちの地方自治体では、過去に建設されたインフラ、公共施設等が、これから大量に更新時期を迎える中、その財源としての地方財政は依然として厳しい状況にあり、さらに人口減少による、これからの公共施設等の利用需要の変化が予測されます。今自治体、施設全体の最適化を図る必要があります。本年4月に総務省から公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針が地方自治体に通知されました。前回の議会では、私は固定資産台帳作成の観点から総合管理計画について質問をいたしましたが、今回はこの総合管理計画そのものについてお伺いいたします。

そこで、大きな1番目として、今後進められる公共施設等総合管理計画の策定状況についてお伺いいたします。

①として、公共施設等とは何を指しているのか、市の見解を伺います。

②として、この総合管理計画とは、どのような目的を持った計画か、お伺いいたします。

アとして、計画で推進すべき項目とは何かをお伺いいたします。

イとして、計画の必要性をどのように捉えているかお伺いいたします。

③として、東大和市の現状はどのようになっているか伺います。

アとして、施設の老朽化とその対策費用について伺います。

イとして、施設利用の将来性について、人口・小中学生・高齢者数・財政等の観点からお伺いいたします。

④として、近隣市、他自治体の策定状況についてお伺いいたします。

⑤として、東大和市の策定スケジュールはどのようになっているか伺います。

アとして、本件の計画策定、施設除去に関する経費負担はどのようになっているかお伺いいたします。

次に、投票場所のどこでも化と期日前投票の拡充についてお尋ねいたします。

現在東大和市の選挙の投票率は一番最近の平成25年7月の参議院選挙では、期日前投票も含め54.67%と、およそ有権者の半分以上しか投票しない状況になっております。総務省は5月12日に投票環境の向上策等に

関する研究会を設置し、国政・地方選挙の投票率向上に向け、住んでいる市区町村内なら原則として、どの投票所でも投票できるように公選法の改正の検討に入りました。また、期日前投票所の利便性向上を進めるよう検討を始めました。

そこで、東大和市でも多くの有権者に選挙に参加していただくように、利便性の向上を求めて質問いたします。

①として、投票所の決まりについて。

アとして、投票所の区割りの撤廃について検討することはできないか伺います。

イとして、駅前（東大和市駅）に投票所を設置することができないか伺います。

②として、期日前投票の決まりについて伺います。

アとして、期間、時間、場所について伺います。

③として、期日前投票所を新たに設置することはできないか伺います。

次に、大きな3番目として、桜が丘4丁目の旧芋窪街道と市道707号線、705号線との交差点での歩行者安全対策について伺います。

707号線、705号線は武蔵村山市の大南公園付近から東大和市の市民体育館近くまで通じる東西に走る道路です。新芋窪街道に出るには便利な道路のため、朝、特に車の通りが多い道路です。

①として、該当交差点での自動車往来状況について、市の見解をお伺います。

②として、該当交差点での桜街道駅方向への市道横断に対する安全対策について伺います。

アとして、交差点に南北の横断歩道を設置し、車の注意を喚起し、歩行者優先の状況をつくることはできないか伺います。

この場での質問は以上とし、再質問については自席にて行わせていただきます。よろしく伺います。

〔19番 御殿谷一彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、公共施設等総合管理計画の公共施設等についてであります。公共施設等総合管理計画の策定に当たって、総務省から平成26年4月22日付で公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針が示されております。その指針によれば、公共施設等とは公共施設、公用施設、その他の当該地方公共団体が所有する建築物、その他の工作物をいうと示されております。具体的には、いわゆる箱物のほか、道路、橋梁、下水道等を含む包括的な概念であると言われております。

次に、総合管理計画で推進すべき項目についてであります。指針によりますと、総合管理計画に記載すべき事項として、大きくは公共施設等の現況及び将来の見通し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針となっております。

次に、総合管理計画の必要性についてであります。国、他の地方公共団体と同様に本市におきましても、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。今後も厳しい財政状況が見込まれ、また人口減少、少子化等によります公共施設等の利用需要の変化が予想されます。このような状況から、総合管理計画を策定することに伴いまして、本市の公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の実現

を目指すことができると考えております。

次に、施設の老朽化とその対策費用についてであります。公共施設等につきましては、当市におきましても、昭和40年代の高度経済成長期に建てられたものが多く存在しております。その対策費用につきましては、今後総合管理計画を策定していく中で、公共施設等の現況について調査を実施することにより、維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みを把握してまいりたいと考えております。

次に、施設利用の将来性についてであります。総合管理計画におけます公共施設等の現況及び将来の見通しにつきましては、具体的には老朽化の状況や利用状況を初めとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みや、これらの経費に充当可能な財源の見込み等を記載することが適当であると言われております。これらの将来の見通しを把握し、分析することで、施設利用の将来性が把握できるものと考えております。

次に、近隣市等、他自治体の策定状況についてであります。公共施設等総合管理計画の策定につきましては、平成26年4月22日付で総務省から要請されたものであります。総合管理計画の策定要請の前の調査内容となりますが、多摩地域の26市中、公共施設白書を策定している市は15市、公共施設マネジメント計画を策定している市は11市と把握しております。総合管理計画の策定要請がありましたことから、未整備の市につきましては、計画の策定が進むものと考えております。

次に、総合管理計画の計画策定や施設除去に対する経費についてであります。総合管理計画につきましては、平成28年度中に策定したいと考えておりますが、その策定費用としましては、平成25年度の実施計画の上では、平成27年度に約1,090万円、平成28年度に約1,070万円を計上しております。施設の除去費用につきましては、総合管理計画を策定した後、長期的な視点に立ち個別の施設が不要であるという方針を決定する中で、金額が把握できるものと考えております。

次に、投票所の区割りの撤廃についてであります。投票区の区割りは公職選挙法第17条第2項により、市町村の選挙管理委員会は必要があると認めるときは、複数の選挙区を設けることができることになっております。当市における投票区の複数設置は、昭和21年の衆議院議員選挙執行時には2投票区でありました。その後、人口増加に対応し、投票の利便性向上を図るため増加し、平成5年の東京都議会議員選挙執行時に15投票区となり、現在に至っております。このことから、投票区の区割りを撤廃することは困難であると認識しております。

次に、東大和市駅前への投票所の設置についてであります。東大和市駅前に当日投票所を設置するためには、施設を確保する必要があります。現在東大和市駅前には、公共施設がないため、民間施設で対応することになります。しかし、短期的に一定の規模の民間施設を確保することは困難であると考えております。また、投票区のない当日投票所を東大和市駅に新たに設置することは、公職選挙法上の規定から困難であります。

次に、期日前投票の期間、時間、場所についてであります。期日前投票については、公職選挙法第48条の2で規定されております。期間については、選挙の期日の公示、または告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間とされております。時間については、期日前投票所は午前8時30分に開き、午後8時に閉じるとされております。場所については、市役所、または選挙管理委員会の指定した場所とされております。

次に、期日前投票所の新たな設置についてであります。公職選挙法における投票の原則は当日投票所投票であります。期日前投票制度は、この当日投票所で投票できない方のために設けられているものであります。投票環境の向上は当日投票所投票の原則を基本に考える必要があると認識しております。

次に、桜が丘4丁目の旧芋窪街道と市道第707号線、705号線との交差点における自動車の通行状況についてであります。市道第707号線が東大和市と武蔵村山市を接続する道路でありますことから、当該交差点を東西方向に直進し、武蔵村山方面から芋窪街道へ抜ける通過車両が多い状況であります。

次に、桜街道駅方向への市道横断に対する安全対策として、交差点に南北方向の横断歩道を設置することについてであります。東大和警察署によりますと、当該交差点は芋窪街道交差点との乖離が短いことから、横断歩道の設置は困難であるとのこととあります。市といたしましては、通行車両に対しまして、交差点付近の歩行者への注意喚起を促すため、速度原則の立て看板を設置するなど、安全対策を図っているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○19番（御殿谷一彦君） ありがとうございます。

それでは、最初の1番目の公共施設と総合管理計画のところから再質問させていただきます。

市長の今の御答弁の中で、公共施設等総合管理計画について、公共施設とは何を指しているかというお話の中で、箱物、道路、橋梁、下水道等とございました。この箱物というのは、どのようなものを言うのか、改めて御説明をいただければと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 箱物ということでございますけれども、指針のほうでは公共施設、公用施設、その他の地方公共団体が所有する建築物というようなことで、大きく言われております。ですので、東大和市に置きかえた場合、庁舎、あるいは学校、公民館、図書館や市民体育館、市民センターなど、そういう建築物が入るものではないかと思っております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） これらの公共施設等、箱物、今おっしゃったとおり、いろいろと学校から公民館から、いろいろあるわけですが、これらの数、またその他の道路、橋梁等についての量というんですかね、それらをどのように把握されているか教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 総合管理計画をつくっていく中で、きちんと正確な数字を把握していかなきゃいけないと思っているんですが、そういうこともありまして、現在市として、きちんとした正確な情報はつかんでいないところです。ただ、この総合管理計画というか、公共施設の最適化を検討するに当たりまして、現在検討委員会をつくっているんですが、その前に事前に庁内、企画課のほうで調査した経緯がありまして、その調査結果で申し上げたいと思います。参考数量ということで御理解をいただければと思っております。これが、平成25年4月1日現在の市の所有する公共施設やインフラ施設の代表的なものというか、その関係ですけども、建築物としましては269棟という数字が積み上がっております。これには、先ほど申し上げました庁舎や学校や公民館というもののほか、例えば消防団の詰所のようなものだったり、あるいは学校においては体育倉庫や機械室のような独立した建物も数えて、その数字が積み上がっております。

また、道路ですけれども、道路は総延長として約21万2,000メートル、橋梁ですけれども52カ所、下水道施設が約23万7,000メートル、都市公園が92カ所というような形で数字をつかんでおります。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 徐々に、我が市における公共施設等の状況を少しずつ把握しているという状況がおうかがいできると思います。この公共施設総合管理計画、非常に大事な政策だというふうに私自身は思ってお

ります。先ほど、市長のほうからの御答弁もありましたが、この総合管理計画の中で進むべき項目ということで、市長も上げられておりましたが、3点ほど、1として、公共施設等の現況及び将来の見通しをしなければいけない。それから、2として、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を立てなければいけない。それから、3番目として、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を立ててほしいというような指針が出されていることが、市長の御答弁のほうからもおうかがいできます。これらの3点について、具体的な指示もあるわけですけども、市のほうとしては、これらについてどのようなことをしなければいけないのか、その内容について御理解しているかお伺いいたします。

○企画財政部参事（田代雄己君） これも指針のほうに書かれているんですけども、まずは公共施設の現況及び将来の見通しということですけども、ここでは3つ書いてあります。

一つが、老朽化の状況や利用状況を初めとした公共施設等の状況ということです。

また、2つ目は総人口や年代別人口についての今後の見通しということで、ここでは指針では30年程度を見通したほうがいいんじゃないかというような話もあります。また、公共施設等の維持、管理、修繕、法人等に係る中長期的な経費の見込みや、これらの経費に充当可能な財源の見込みということで、財政的な将来見込みということも掲げられております。これらを、まず公共施設等把握しながら、現状分析して、将来どれだけお金をかけられるかということを長期的に把握するというのが、一つ大きな現状把握ということで必要だと思っております。

また、それを踏まえまして、次には今お話もありましたけれども、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針というものを定めなくてはならないということになっております。これにつきましては、計画期間だったり、あとは全庁的な体制の構築だったり、あるいは現状や課題に関する基本認識ということで、財源がこれだけしかないの、将来はこれだけ厳しいというような課題の認識をしなくてはならない。また、公共施設等の管理に関する基本的な考え方としまして、その将来的な経費、充当できる経費等を踏まえまして、更新や統廃合、長寿命化などの方針、その辺も決めなくちゃいけないということを言われております。そういうことで、そういう統廃合の方針だったり、長寿命化が、その辺のことを踏まえて、総合的な、かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めていくということになっております。

また、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針でございますけれども、これは例えば公民館、あるいは市民センターなど、その施設類型ごとに現状を把握して必要な対策があれば、そういうものを類型ごとに把握して計画に掲げていくというような考え方になっております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） ありがとうございます。

私も、この総務省の指針を読ませていただいて、今お話のあった公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の中で、今上げられておりましたが、その中の一つとして、公共施設等の管理に関する基本的な考え方、この中の部分が非常に私自身も着目させていただきました。ここを中心に、ちょっとお話を進めさせていただきます。

この中で、次のような指針が掲載されております。今お話がありましたが、要は公共施設等の管理に関する基本的な考え方の中で、まず全部で7点ほど、先ほどもお話しありましたが、1番目として、点検、診断等の実施方針、これを進めてください、それを立ててくださいということですね。②として、維持、管理、修繕、更新等の実施方針、これをしっかりつくるように。それから、③として、安全確保の実施方針、市民の安全確

保をどうやって守っていくかということになると思いますけども、④として、耐震化の実施方針。それから、⑤として、長寿命化の実施方針。⑥として、統合や廃止の推進方針。⑦として、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針とあります。

ここの中で私が特に着目したのが、この統合や廃止の推進方針ということで述べられております。この点については、このところでこの中身をちょっと読まさせていただきますと、公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等において、他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討に当たっては他目的の公共施設等や民間施設の利用、合築、合わせて建築する等についても検討することが望ましいことと述べられておりますが、この点について、どのように考えておられるか伺いたします。

○企画財政部参事（田代雄己君） 今後見込まれる人口減少や厳しい財政状況ということもありまして、将来的に余剰など言っていないんでしょうか、それとも身の丈を越えてと言っていないんでしょうか、そのような施設を抱えるというのが望ましい状況じゃないということは考えているところでございますけれども、まずは将来への経費だったり、あるいは分析をすることによって、将来的にどれだけ施設を抱えることができるかということが認識できるのではないかと思います。それを踏まえまして、総合計画の中では公共施設等による財政負担の軽減とか、平準化を図るといことが目的であったり、あるいは最適化の配置を目指すということも求められておりますので、その統合や廃止の方針につきましても、その現状分析をしながら総合管理計画の中で策定していくものではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 今までの議会の中でも統合とか、廃止となると、いろんな検討がなされなきゃいけないということになってくるとも思います。この計画を、そういう意味でもこの計画を早期にしっかり策定し、そのような方針も打ち出せるような形が、または皆さんに検討状況がわかるような、方針がわかるような、ここまでいったら、この検討をしなければいけないということがわかるような計画を、しっかりと立てていただきたいというふうに思っております。

先に進めさせていただきます。

さらに、この公共施設の管理に関する基本的な考え方として、更新、統廃合、長寿命化のほかに、PPP、PFIの活用について考え方を記載するのが望ましいというふうに書いてあります。このPPP、PFI等については、今までのいろんなお話の中でも出ておりますが、改めてちょっと私のほうから皆さんの共通の認識として確認させていただきます。このPPPというのは、パブリック・プライベート・パートナーシップというような横文字だそうですでございます。公共サービスの提供や民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間手法や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。それから、PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略だそうですでございます。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法ということでございます。どちらも民間の力を、または民間の財力を使って市民の負担を少なくし、また市の皆様のそのものの負担も軽減化して民間をしっかりと活用していこうという一つの手法でございます。これらについて、これらを活用することが望ましいというふうな形で述べられておりますが、市として、この民間活力導入については、どのように考えておられるか伺いたします。



○企画財政部参事（田代雄己君） 民間活力の導入につきましても、やはり民間の資本や民間のノウハウを導入することによりまして、公共施設の建設だったり、維持管理、また運営に活用して同一水準のサービスであっても経費が安く済んだり、あるいは同じ経費をかけても、より質のよいサービスを提供できるということが求められてくるのではないかと思いますので、民間活力の導入につきましても、検討してまいりたいと思います。市でも、今指定管理者の導入という形で民間活力の導入の検討などもしておりますけども、この総合管理計画では、もうちょっとトータル的な視点で、そういうところも考えていく必要があると思いますので、そのようなPPP、PFIという民間活力の導入につきましても、その考え方が記載できるように検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） また、活力の導入については、最後のほうでちょっと述べさせていただきますが、同じく公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を立てるという中で、最後の⑦番目のところで、先ほどもお話しさせていただきましたが、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針についてということで、市のそれぞれの地方公共団体の全職員を対象とした研修や、担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制についても、民間を含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいとあります。これは、ただ単に民間に頼るだけではなくてというような意味合いだというふうに思っておりますが、市としてはこの点について、どのように考えておられるかお伺いいたします。

○企画財政部長（並木俊則君） 庁内の体制も含めたところの部分だと思いますが、今回の総合管理計画というのは、今まで当市では一度も策定、あるいは経験もしたことのないような全庁挙げての計画をつくるという部分になります。そういうことも踏まえまして、今考えておりますのは、総合管理計画でございますので、いろんな施設、建築物、インフラの設備がございますので、全職員が同じ基本的な方針のもとに、同じ考え、今後の管理を含めて、総合的に同じ考えを持つということが大変重要というふうに認識してございますので、これから検討する部分でございますが、庁内では全職員を対象とした説明会、あるいはそれぞれの分野をピックアップした中での説明会等を今後考えていき、東大和市にふさわしい総合管理計画の策定ということを目指していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） よろしくお伺いいたします。

この要は総合管理計画、本当に当市においても非常に大事な戦略になってくると思います。そのような意味でも、今部長がおっしゃった意気込み、これをぜひとも実現していくための体制をつくっていただきたいというふうに思っております。

改めて戻りまして、当市の状況ということでちょっとお伺いさせていただきます。

老朽化、当市のいろんな箱物も含めて、公共施設等に対し老朽化が非常に進んでおるというふうに、先ほどもお話をお伺いいたしました。当市の建物、ほとんどどこの地方自治体もそうですけども、昭和40年代の高度成長期に建てられ、今に至っているわけですけども、昭和40年といいますと1965年です。今が2014年ですから、約50年がたとうとしております。その50年がたとうとしておりますが、どのような建物がこれに大体該当するのか、わかりましたら教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 昭和40年代の建物でございますけれども、学校の関係が多いかなと、学校施設の関係ですね。それと、中央公民館、給食センター、やまとあけぼの学園などが建築年度が40年代というこ

とになっております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） ほとんどのものがという感じに捉えさせていただきましたが、一応固定資産台帳らしきものをおつくりになられて、いろいろ年月等も管理されているとは思いますが、築50年という、もう既に普通でいうと減価償却も、もう既に終わっている年月だというふうにも解釈されるわけですけども、この老朽化対策費用について、今後検討の中で把握していくと述べられておりますが、現状ではこれらについては、費用そのものが全体がはっきりまだ不明という、これからの課題だということでございますか。

○企画財政部長（並木俊則君） これから策定します総合管理計画の中で、先ほども市長のほうで御答弁申し上げましたが、いろいろな費用関係、対策費用関係の経費があらわれてくると、またあらわれてくるといふか、そういうようなものを数字として計画の中に盛り込んでいかなければいけないというふうな考えを持っております。現時点では、まだスタートしたばかりでございますので、今後2年間かけて策定していく中で、そのような金額、数値的なものを徐々に策定の中に入ってくるというふうに見込んでございます。いずれにしましても、この総合管理計画と同時に当然のごとく毎年度の当初予算、あるいは補正予算等で、その予算額も予算上のことも対応していかなければいけませんので、そういった単年度のもの、今ある計画のもの、そういうようなものを大きく含んだ中で、いろいろな費用について、今後策定をしていく中で見出していきたいというふうにしております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 私自身も、いわば今100という価値のある建物があった場合、これが老朽化した場合に、また同じような100の価値のあるものをつくらなければいけないのかということ、それはそうではないというふうにしております。そこは、先ほどの話の中でも、この施設の将来性だとか、世代別の人口推移だとかということが、いろいろ今後勘案しなければいけないわけですけども、この施設の利用、将来性について、市長の先ほどの御答弁の中でも、老朽化の状況や利用状況を初めとした公共施設等の状況をしっかり把握することということ、それから総人口や年代別人口について、今後の見通し、これもしっかり立てていくこと、それから公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中期的な経費の見込みや、これらの経費に充当可能な財源の見込み等について検討していくようなことを述べられ、またこの指針にも書かれております。

将来の見通しを把握し、分析することで、施設利用の将来性を把握するというようなお話だと思いますが、今後の人口を推計していると思いますので、当市の人口を推計していると思いますので、現時点で把握している将来の人口、小中学生数、高齢者数等について、教えていただければと思います。もし、これらの人口の推移によって、聞く話ですけども、どんどん人口がふえていくということであれば、当然ながらそれなりの対応しなければいけないし、また人口が減るといふ、減ってほしくはありませんけども、現実的に減っていくということであれば、それなりの対策も今100ある施設は100は要らない、50でいいという話になるかもしれない。そのような観点からも、今どのようになっているか教えてください。また、財政状況もどのように予想されているか、教えていただければと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 私のほうから、人口の推計の関係で御説明したいと思います。

第二次基本構想の改定に当たりまして、平成23年8月に委託によりまして、平成44年までの人口推計を行いました。この数字には、外国人の方も含みまして、また例えば桜が丘地域など開発が若干ありますので、その辺の人口もふえる見込みを加味したような推計になっております。

まず、人口ですけれども、平成36年をピークとしまして、人数としましては8万9,766人です。平成36年に8万9,766人をピークにしまして、平成44年には8万8,705人というような数字になります。8年間、平成36年から44年までの8年間で約1,100人ぐらい減るのではないかとというような見込みとなっております。

また、小学生の数ということでございましたけれども、小中学生という数で見込んでおりませんので、ゼロ歳から14歳までの人数ということで御説明させていただきます。平成27年には1万2,090人として見込んでおります。また、それが平成44年には1万991人と見込んでおりまして、ここで約1,100人の減少が見込まれているということでございます。

また、65歳以上の高齢者数ということで、高齢者を把握しておりますけれども、平成27年2万1,892人でありまして、平成44年は2万4,979人ということで、約3,100人ぐらい増加が見込まれております。このような数字につきましましては、18年先の見込みということですけれども、人口につきましましては、先ほど申し上げましたように、ピークから1,100人ぐらい少なくなったりしますので、人口減少、あるいは少子化、そして高齢化も影響を受けるんじゃないかと思っております。ですので、将来的な施設の利用需要につきましても、この辺を加味して推計していく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○企画財政部長（並木俊則君） もう一つの財政の面というところでございますが、今回の総合管理計画の策定について、一番難しいところという部分が、先ほど参事のほうも今後30年先を見通した中でという、まだそこまでの年数等は決めてございませんが、仮に30年先をとというような総合管理計画にしますと、その長期にわたった財政の見通しを立てなければいけません。その中で、公共施設の維持、管理費用等を分析した中で、当然同時に公共施設等の更新、あるいは統廃合、そのようなことも踏まえた中で、維持、管理経費、あるいは更新の費用なり、撤去の費用なりと、そういうものがいろいろ絡んだ中で財政の見通しを立てなきゃいけないという、そういう部分が非常に総合管理計画の中の策定で一番難しいところではないかなというふうに、今考えているところでございます。ただ、その見通しを立てませんと、今参事のほうで申し上げましたいろいろな今後の人口の減少、少子高齢化の状況、それと同時に社会保障費の増大でありましたり、いろいろな社会経済情勢が考えられますので、長期的な財政の見通しを立てた中で、この公共施設等の今後のあり方を整合性を持たせながら計画を練っていくということになりますので、通常の今まで実施計画で申し上げますと3年の見通し、あるいは基本計画、基本構想をもとにした見通しという部分は持っておりますが、公共施設を絡めたインフラの整備も絡めた総合管理計画でございますので、今までにない計画という内容になりますので、いずれにしても財政の面の見通しというのは、大変重要な要素になってくるというふうな判断でございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） よろしくお願ひいたします。

3年とか、5年ぐらいでしたら結構予想はつくところですけども、やっぱり何十年後の予想って非常に難しいと思います。ただ、これはやはりやっていかないと施設そのものが何十年という耐用年数を持った施設でございますので、それに対して、どういう計画を持ってやったんだと。その計画がずれたというのは、こちらが計画するほうが悪いということではなくて、社会情勢そのものがいろいろずれてくる場合がありますので、その都度修正する、その都度修正するためにも基本的に、どういう形でこれらを予定したのか、修正したのか、延命したのか、統廃合したのかという、そこをしっかりと示していくことが市の運営上も必要なことではないかというふうに思っております。特に、統廃合の推進ということでは、なかなか表面には出てこない難しい表現

が必要だと思っておりますが、しっかりこの辺もまとめて市民に訴えていく必要が、この計画を持って訴えていく必要があると思っております。

続いて、近隣市の状況について、ちょっとお伺いいたします。

他市の状況について、先ほどの答弁の中では公共施設白書が多摩、市の中で15市、公共施設マネジメント計画が11市というふうにお聞きさせていただきました。公共施設等総合計画管理、この策定状況について、他市がどの辺まで当市と同じような状況なのか、当市よりも二歩、三歩、先に行っているのか、まだ当市までも行っていないのか、もしおわかりになったら教えていただきたいと思っております。

○企画財政部参事（田代雄己君） 先ほど申しあげました公共施設白書の15市、あるいは公共施設マネジメント計画の11市というのは、公共施設総合管理計画の策定要請がありましたけれども、それ前の数字としてつかんでいるものでございます。新しく4月22日以降、総合管理計画というものの策定指針が示されまして、一定の要件というか、先ほどもお話がありましたいろいろな要件が備えることが必要になっておりますので、先につくった市も例えば白書だけですと現状把握ですので、それが将来的な見込み、計画まで記載されていませんと、総合管理計画という位置づけがなされない可能性もあるわけなんです。ですので、他市も今後もしかしたら既につくっている市も総合管理計画ということで、新たに計画をつくり直す可能性もあるということになっております。ですので、その辺の判断というのは、各市の実情で判断されるものだと思っておりますので、先ほど申しあげました15市や11市が今後どうなるかというのまではつかんでないような状況です。ですので、現在東大和市として他市の状況を公共施設等の総合管理計画を、どれだけ策定しているかというお話になりますと、正確な数字は把握してないというような状況です。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 当市も、これからというところでございますので、理解させていただきました。

ちなみに、今の公共施設白書と公共施設マネジメント、これについて当市は今どちらがどういうふうな状況になっているのでしょうか、お伺いいたします。

○企画財政部参事（田代雄己君） 私どもの最適化検討委員会を設置したわけなんですけれども、それが昨年設置しました。その後、平成26年4月22日ということで、この策定の指針ができました。その策定指針が出る前は、白書ということで現状把握をして、そしてそれに基づいてマネジメント計画ということで、今後の長期的な方針を考えようというふうに分けて考えておりましたけれども、この策定指針ができたことによりまして、その要素が一本化された形になっております。それが、公共施設等総合管理計画になっておりますので、今東大和市が進めようとしておりますのは、白書という内容と公共施設のマネジメント計画という内容を統合した公共施設等総合管理計画の内容に沿うような計画をつくりたいと思っております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） わかりました。

国のほうもやっとなんとか、本当に今後の人口動態とか、財政状況とかを鑑みているんな方針を今打ち出している、将来にこのままではいけないということで打ち出している状況で、それに地方自治体が追いついていくということ自体が大変難しいし、国のほうもちょっと早いし、多過ぎるなという感じもするんですけども、しっかりそこはやっていただきたいと思っております。

同じく、東大和市のこの管理計画に対するスケジュールのところでございますが、市長答弁の中では総合管理計画を28年度中に策定する予定だというふうなお話がありました。この総合管理計画の策定に関する財政措

置ということで、一応総務省のほうからは平成26年度から3年間にわたり、特別交付税措置を講じるというふうに市長の答弁にはありましたが、そのようになっております。この財政措置を有効に活用すべきだというふうには思いますが、まず当市は先ほどのお話ですと、27年に1,090万円、28年に1,070万円を予定するという予算化するというようになっていようにお聞きしましたが、この場合特別交付税それぞれに対して出されるということで考えてよろしいのでしょうか。

**○企画財政部長（並木俊則君）** 今回の総合管理計画の策定に伴います国からの財政の措置という部分につきましては、国のほうから言われておりますのは、今御殿谷議員おっしゃったように、各年度特別交付税で措置します。それも対象経費の2分の1というふうなことを言われております。年度につきましては、平成26年度から、この総合管理計画の策定については指針が出ましてスタートしておりますので、平成26、27、28年度の3年度ということで、特別交付税措置についても、この3年度について見るというふうになっております。

当市につきましては、具体的な支出につきまして、現在ではこれから今詰めるところでございますが、委託方式をとろうというような方向になりつつありますが、その費用については今御殿谷議員のほうで実施計画の数値ということで1,000万円ずつの27、28年度の支出ということ、25年度の実施計画では考えてございました。現在平成27年度からの3カ年の実施計画を策定中でございますが、その中ではこの金額と多少変更がございます。これについては、あくまでも目安というところで今後数値については変更があるということで、現時点その国からの特別交付税の措置については、この策定委託等についても対象となるのではないかとということで、今考えているところでございます。

以上でございます。

**○19番（御殿谷一彦君）** ぜひとも民間委託も含めて、しっかり検討していただきたいと思います。ただ、民間委託といっても先ほどの話もあったとおり、当市の体制、職員のしっかりそれに民間をリードしていけるような、民間の委託先をリードしていくような体制をしっかりつくっていただきたいというふうに思っております。

この委託についてですが、既に始めているところとして、広島県三次市というところが、この件では先行し、プロポーザル方式でやっているように聞いております。この中で三次市のちょっとプロポーザルの実施要綱ということが、ちょっと御参考までに目的ということが書いてあるわけですが、市が保有する公共施設の現況を総括的に整理し、分析し、将来に向けた維持、管理や変更費用の総額資産及び施設の充足、配置状況、施設分類ごとの特性、サービスの需給等、利用実態等に関する課題を整理すること、これ目的の一つとして。

また、これにより財政負担の軽減、平準化及び公共施設の効率的な活用と適正な維持、更新の検討に資する基礎的な資料とするため、三次市公共施設等総合管理計画（白書編）となっておりますが、作成するものであるということで、その調査、分析に必要な知識提供及び技術支援を支えることを目的とし、当該業務を受託する事業者の選定を手続等について定めるというふうに、ここでは書かれております。当市の職員、当然頑張りたいとは思いますが、このようにこの三次市の例も参考にできるのではないかと思います、いかがでしょうか。

**○企画財政部参事（田代雄己君）** 三次市の例ということで、お話がありましたけれども、専門的な業者さんをお願いすることによりまして、その業者さんの持っているノウハウだったり強みを活用して、例えば将来的な経費だったり、その分析ができたり、あるいはマネジメント計画にもつながるのではないかと思います。

また、提案方式のような形でやらせてもらうことによって、さらに直接業者の方から説明を聞くことができ

たりしますので、そういうところにもやり方としてはメリットがあるのかなというふうに考えているところで  
す。ただ、今後その業者選定の方法だったり、あるいは委託の方法につきましては、また検討委員会で詰める  
という必要がありますので、またそのような中で検討委員会の中で検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） ありがとうございます。

再質問の中でも何度か述べさせていただきましたが、今回のこの計画は公共施設の現状、将来像を市民に理  
解していただき、市民の応援を得ながら進めることが最も私としては重要ではないか。また、この計画の意味  
もそこにもあるのではないかというふうに考えておりますが、市として、どのように考えておられますでしょ  
うか。

○企画財政部長（並木俊則君） 今回の総合管理計画の策定ということが最終的な目標になるわけですが  
が、今後2年ちょっとかけて最終的に、そこの目標まで到達するというスケジュールを組んでございます。こ  
の2年ちょっとの間で、今のスケジュールの中では当然のごとく、いろいろな項目での市民の皆様への御理解を  
いただかなければいけない内容もございますので、そういったことにつきまして、市民説明会等もスケジュー  
ルの中で今取り込んでございます。また、いろいろな情報提供を市民の皆様へ提供するというようなことも考  
えてございますので、2年ちょっとと言いましてもあつと言う間でございますので、そのスケジュールを十分  
に考えながら、市民の皆様へ情報提供、あるいは説明の機会を設けるということで、この策定について、いろ  
いろなことを踏まえた中で、今後十分な検討を加えた中で対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） よろしく願いいたします。

総務省の指針では、地方公会計、固定資産台帳の整備等の関係で、この総合管理計画について、次のように  
述べております。私自身も、まず公会計のほうからだんだんこちらのほうに入っていきたいということもあつ  
て、ちょっと述べさせていただきますが、総合管理計画は現時点においては固定資産台帳の作成や公会計の整  
備を前提とするものではないが、公共施設等の維持、管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みを算  
出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実、整備化することに活用  
することが考えられるから、将来的には固定資産台帳を利用していくことが望ましいことであるというふうに  
述べられております。大変ですが、この並行して固定資産台帳の整備もしっかり進めることを付言させていた  
だきます、特にですけれども。

また、この管理計画を策定することにより、施設の老朽化の度合いや維持管理費用が予測できます。それによ  
り、施設の修繕、改修、処分、統廃合の計画が立案できます。予防、保全による施設の長寿命化を図り、将  
来的な財政負担の軽減にもつながります。地方自治体においては、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点  
を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公  
共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等総合管理計画、これは非常に私自身も重要と考えておりま  
す。

最後に、この公共施設の老朽化対策は大きな課題であり、それを解決するために非常に重要なものでござい  
ますが、市の見解、できれば理事者側、これを総合的に管理する理事者側の御見解をお聞きしたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 公共施設の総合管理計画、冒頭市長から御答弁をさせていただきました。いろいろな  
御質問に答える中で、市の基本的な考え方を申し述べさせていただきました。

東大和市の将来を考えたときに、この計画はなくてはならない計画であり、非常に大切な計画であるという認識を強く持っております。答弁が重複するところがございますけれども、今後の社会情勢といたしまして、人口減少、それから少子高齢化、この動きというのはなかなか避けては通れないという状況でございます。そして、それに伴いまして、社会保障費などがやはり増加していくという中で、非常に厳しい財政状況も見込まれております。そのような中でも、いかに効率的な公共施設やインフラ施設の老朽化対策をしていくかということが、市に求められている大きな課題だというふうに認識しております。そして、方法といたしまして、やはり全職員が共通の認識を持って進める、市の状況を一番わかっているのは職員でございますが、基本的なところは職員で固め、それからノウハウを持った民間のお力も活用させていただきながら、計画をつくっていきたいというふうに考えてございます。

そのためには、やっぱり経常収支比率もある年度でいうと、非常に高い状況もございました。今は若干よくなっているとは言いながら、通常経費でかなりの部分を占められております。そういったときに、市の30年、50年を考えたときに、他市で出た計画を見ましても、100億円を超えるような経費がかかるという推計も出ております。東大和でも、これから具体的な数値について推計をしていくわけですが、相当大きな財源が必要になっていくというところで、いろんな御指摘はあるものの、基金にもし積めるときには少しでも積ませていただいて、それに備えるというのが現時点で考えている一つの方策でもございます。この管理計画を策定いたしまして、将来的な経費、市の状況を分析しまして、公共施設の維持、管理や修繕の考え方、そして統廃合、これにつきましても総論では、先ほど市民の皆様によく説明をさせていただいて、御理解をいただいで進めたいと考えております。総論では、比較的御理解をいただけるものが多いんですけども、各論になりますと非常に難しい問題だということも強く思っておりますので、市民の皆さんによく理解をいただけるような計画を、資料とともに御説明ができるような計画にしていきたいというふうに考えております。やはり、行政というのは持続して住民福祉の向上、これが目的でございますので、それを損なうことがないように、平成28年度までに策定できるように、全庁的な取り組みとして対応していきたいと市としては考えております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） よろしくお願いたします。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

---

午前10時43分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（御殿谷一彦君） それでは、投票場所のどこでも化と期日前投票の時間延長について再質問させていただきます。

今回の質問については、実は総務省のほうから5月12日に投票環境の向上方策等に関する研究会が開かれているというようなお話がありまして、そのことからお話をさせていただいております。

読売新聞の5月25日号にも載っている内容でございますが、この研究会のこのニュース、この内容について、市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） おはようございます。よろしくお願いたします。

ただいま議員から投票環境の向上方策等に関する研究会について、お考えをいただきましたけども、この投

票環境の向上方策等に関する研究会といたしますのは、総務省内に設置されました公的な根拠は持たないという意味では、任意の研究会と聞いております。総務省の選挙部や選挙課に対する拘束力はないようでございますけれども、中間報告を出すということになっておりますことから、研究会の検討内容など対しましては、総務省によって尊重されるという位置づけのようでございます。第1回目の研究会が本年5月12日に開催され、6月16日に第2回、7月14日に第3回が開催されたと聞いております。これらの研究会の中では、検討そのものにまだ具体的に突っ込んだ話がなされていないようでございますが、中間報告を出しまして、それを総務省が尊重するというスタンスであることから、この研究会で検討、研究された項目が将来何らかの形であらわれてくるのではないかと捉えております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 私も、その点からも着目させていただきまして、本市においても注意を向けていくべき項目ではないかということで取り上げさせていただきました。

先ほどの答弁の中でもありましたが、この本市において15の区割りがあるというふうにお伺いいたしました。この区割りというのは、なぜ区割りがあるのか、ちょっと漠然とした質問で申しわけございませんが、御説明いただけますでしょうか、お願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 区割りについてでございますけれども、市長答弁でもございましたとおり、公職選挙法第17条第2項で市町村の選挙管理委員会が必要と認めるとき、投票区の複数設置をすることができるとなっておりますことから、投票区の区割りを現在しております。同じ17条の第1項では、投票区は市町村の区域によるとなっておりますが、本市におきましては、人口増加に伴い投票の利便性の向上を図ることから、複数化を進めまして現在の15投票区になっているという状況でございます。また、一投票区一投票所の原則がございまして、東大和市におきましては15カ所の投票所が設置されております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） それで、今おっしゃった一投票区一選挙所ということの原則ということにもかかわってくるわけですが、それで私なりに解釈したときに、今先ほどもおっしゃった20条のところでは上げさせていただきますと、選挙人名簿というのがあるんですけど、選挙人名簿は市区町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編成しなければならないということで、投票区ごとに選挙名簿をつくらなければいけないということ。そうしますと、その投票区に選挙名簿があるんだから、その選挙名簿に載っている人は、その選挙区でしかできないというふうに解釈されているんだと思いますが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 今御殿谷議員からございましたとおりで、実はこうした電算化が進んだ現在におきましても、公職選挙法第44条の第2項などでは、磁気ディスクを用いて選挙人名簿をつくっている場合であっても、投票所の名簿対象用の名簿につきましては、抄本とか、磁気ディスクから打ち出した書類という言葉が使われております。つまり、法律上はまだ紙ベースで物を考えているということから、法律的な措置として二重投票などが防止できるオンライン化といったものが重要になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 総務省自身も自分たちがつくっている規則が、まだまだ古いまま残っているんで、今大慌てでこういう研究会を設けたんじゃないかと、私個人的には思っているわけでございますが、実はちょ



つと反論ではないんですけども、総務省のほうとしては電子投票をやってもいいよという、実は話もともとあるんです。それは御存じだと思いますが、もうはるか昔ですけども、平成14年2月に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙にかかわる電子的記録式投票券を用いて行う投票方法等の特例に関する法律ということで、簡単に言っちゃうと今の紙方式じゃなくて電子方式、要は例えばの話、パソコン画面みたいなところに、そこに何か押せばいいとか、クリックすれば、それで投票で済むとかいうような形だと思いますが、そういう投票もいいよというようなことを言っているわけですね。ちょっと内容的には違いますけども、そこまで言うおきながら、選挙人名簿そのものは紙でなければいけないというのは、何か総務省そのものとしても方向性がまいちだなどというふうに思っております。

それはそれとして、法は法でございますので、それはそれで認めさせていただくしかないんですけども、その区割りということでは何となく話としてはわかりますが、もしこのまま総務省のほうで電子的なそういう選挙人名簿もちゃんともとにしていいよという話になった場合に、東大和市の例えばの話、私のほうの、私としては今それぞれ選挙区があつて、それぞれの選挙区において投票する、それはそれで原則としていいわけですけども、皆様が選挙当日に一番どこを通るかという、東大和市駅前、この駅前の通行が非常に大きいわけでございます。そこに投票所を設けることによって、その当日選挙区の何とか小学校、何とか公民館の投票所に行けなかった方、またはそこをちょっとミスった方に対して、東大和市駅前でも投票ができるというような措置をとっていただくと、非常に選挙そのものを投票率に関して、また変な話が親が子供に対して教育するとき、お父さん、投票行ったの、あそこに投票所あるじゃないのというようなことも言える、そういう環境もできてくるのではないかと思います、その辺のあくまでも私的な見解にはなるかと思いますが、どのようなお考えをお持ちなのか伺いたします。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 東大和市駅前の投票所設置につきましては、研究会に先ほどの総務省内の研究会におきましても、今御殿谷議員からもお話がちょっと触れられていたと思いますけれども、通勤、あるいは公共交通の利用の拠点となる場所に設けるのは、意義深いことではないかという話はなされております。ただ、この研究会自身、先ほど申し上げましたとおり、具体的な点については一切触れられていないということから、投票区を撤廃するのか、あるいは投票区を残しつつ、いわゆる投票区外投票を実践していくのかということも、まだ曖昧模糊としている現状でございます。

オンライン化による名簿対象等が法整備されれば、二重投票の防止等にも大きく寄与してくると思いますので、現行の一投票区一投票所の原則といったものが、どういう方向になるかは全く不明でございますけれども、そういった中で現状一投票区一投票所という原則が残りますと、これは東大和市駅周辺の方につきましては、特に大型マンションが何棟も建っておりますけれども、こちらの方は現在は南街市民センターを当日投票所として御利用いただいております。そうしますと、あくまで現在の話になりますけれども、投票区が残りますと、同一投票区内に2つの投票所ができてしまうということでございますので、もし一投票区一投票所の原則が引き続き継続するということになりますと、利便性上は理解しつつも2つの投票所は難しいかなと考えております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 私ちょっと投票区のところを、先ほど選挙区というふうにちょっと間違っ言葉を使用させていただきましたので、投票区ということで訂正させていただきます。

そのとおりでございます。この辺は総務省、早急に改善していただいて、その投票区から皆さんが投票しや

すい体制ができるようなことを進めていただきたいなというふうにも思っております。そのウォッチもしっかりと市のほうとしてやっていただきたいと思います。

次に、期日前投票のところでございますが、この期日前投票について、先ほど期日前投票所は8時半から夜の8時まで設けることができるというような話を聞かせていただきましたが、期日前投票所に関して、2カ所目に関しては、特に時間とか、日にちとか、そんなに縛られていない。例えば地方選挙ですと、選挙投票期間が7日間あるわけですけども、そのうち何日間、1日だけでもいい、2日間だけでもいい、時間も特に8時半から8時までということではなくてもいいというふうに聞いておりますが、いかがでございますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 御殿谷議員が御指摘されたとおりでございますが、市長答弁にございました公職選挙法第48条の2、この第3項の読みかえ規定の中で議員がおっしゃられましたとおり、2つ目以降の期日前投票所におきましては、あける時間を繰り下げ、閉める時間を繰り上げることができる。それから、期間については選挙管理委員会が指定した期間と、そのように規定されてございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 以前も私の一般質問の中でも、この期日前投票所についてはお話をさせていただいたわけですが、実はそのときの期日前投票所がなかなか難しいというお話を聞いた中で、要は市側の担当職員の配置、これが非常に人力的に難しいというようなお話もありました。そのほかにもありました。これが例えば1日だけ、昼間の例えば明るいうちだけというようなことであれば、担当職員の負荷も抑えられて対応もできるのではないかなというふうに思っております。その前提というか、そういうことの話の続きの中で、前回もお話しさせていただきましたが、清原市民センター、こちらのところに期日前投票所を設けることをちょっと要望したいというふうに思っております。前回の清原市民センターの投票所を設けることに関しては、要は回線的にはオーケーだと。それから、清原市民センターそのものもバリアフリーになっているということもありましたが、そのほかに何か駐車場がちょっと少ないのではないかと、それから地域住民が使っているの、そこから割り込むのが難しいのではないかとというふうに考えておられるんですけども、例えばの話、武蔵村山の緑が丘の期日前投票所というのがございます。これは、この緑が丘の投票所、これの実態をどのように把握されているか、その日にちとか、駐車場とか、時間ということでお聞かせいただければと思います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） ただいま武蔵村山市さんの村山団地内でございます緑が丘出張所についての御質問を頂戴いたしました。

緑が丘出張所に2番目の期日前投票所が設置されたのは、平成17年の東京都議会議員選挙の執行時から聞いております。開設期間は最後の期日前投票期間の最後、これは参議院選挙と東京都知事選挙は16日間ございます。また、衆議院議員選挙は11日間、都議会議員選挙については8日間、それから来年に迫っております市議市長選挙につきましては6日間という期間、かなり幅がありますけれども、武蔵村山市さんにおきましては、緑が丘出張所は最後の水曜、木曜、金曜日の3日間を開設し、開設時間につきましては、午前9時からと聞いております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） とした場合、例えば清原市民センターのところを1日だけ、水曜日だけとか、時間も10時から3時までということで開催、それなりの可能性があるのではないかとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 先ほど議員からも一言触れていただいておりますけれども、確かに3日行うということよりも、1日にしていただければ担当職員の負荷はかなり楽なものになってくるかなどは想像ができます。その点については、大変ありがたい御提案だと思うんですけども、ただやはり外部の期日前投票所におきましてのトラブル、それから苦情対応のために、あるいは電算システムの対応のために、選挙管理委員会事務局の正職員をその間派遣しておかなければならない。期日前投票所だけではなくて、事務室内ではお電話でのお問い合わせ等々につきましても、非常にこれはもう大変な件数をお電話でちょうだいする、あるいは窓口の対応もいただくという中で、現状ですけれども、現状の職員体制で考えると、非常につらいものがあるかなというのが一つございます。

それから、御存じのとおり、2つ目以降の期日前投票所を設置した場合には、そちらのほうに投票管理者、それから投票立会人の方も御出席をいただかなくてはいけないということで、こちらのところにも人手を要すると、これはもう職員外の話になります。

それから、受付業務につきましては、平成22年の参議院からだ記憶してございますが、外部委託をしてございます。

それから、期日前投票所ごとの投票箱等も必要になってきますので、予算措置上は仮に1日だけだとしましても、まだまだハードルが高いかなというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） ハードルは高いんですけども、乗り越えようと思えば乗り越えることができないわけではないというふうに私自身は解釈させていただきます。絶対なる壁ではない、それは高いというだけだというふうに思っております。要は、ここの清原市民センターにちょっと着目させていただいたのは、実は今回のコミュニティバスのルートの考えの中でも、ここのところが今あるコミュニティバスルートが一応通らなくなる。また、いろんな意味で高齢化も進んでいるということで、割と空白地域というか——なっているというふうに私は考えております。そのような地域だからこそ、この市民の声をしっかり反映させるためにも、その地域に期日前投票所を設けることも一つの考え方ではないかなというふうに思っておりますが、この地域の特性と投票所の設置ということに関しまして、できればなかなか選挙管理委員会だけでは判断できる場所ではないと思います。もし、よろしければ理事者側のそういう予算等も含めてのお考えをお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 御提案ということでは承らせていただきました。そして、投票の原則は先ほど市長がお答えをさせていただいておりますが、当日投票所で投票していただくというのが大原則と。そして、当日投票所に行かれない方のために、期日前の投票所というのが原則との関係だと思っております。ですから、当日の投票所につきましては、お住まいの近くに15カ所配置しておりますので、そこを活用していただければというのが市の考え方でございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） いろんな制度的な問題とかあると思いますが、ただ現実的には武蔵村山、東村山がどんどん進んでおります。いろんな制約はあると思いますが、それに国の制度が追いつく前に地方自治体として進めていくことも非常に重要ではないかと思っておりますので、その点を強く訴えて、この期日前投票所を投票の拡充、それからどこでも投票化ということの再質問は終了させていただきます。

では、次に桜が丘交差点での横断歩道、またはその横断する住民に対する優先化ということについて、お話

をさせていただきます。

この交差点の西南の角ですね、あそこの十字路があるうちのどっちかというところと武蔵村山よりの南側の角にマンションと一戸建てがつくられました。ここに関して、もしこのマンション、一戸建ての実態、どのぐらいの量の世帯が住まわれて、もし人数もわかれば教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 以前、ぎょうせい法規印刷があったところの開発になりますけれども、敷地が約3万5,000平方メートルのところ、戸建て住宅が134戸、共同住宅が322戸、あと高齢者住宅が80戸規模ということで、既に住み始めていると。まだ、戸建てについては全て終わっているかどうかわかりませんが、そのような計画で進捗したということでございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） これ私自身の推測ですけども、まず戸建てとかマンションのそれぞれ1世帯ずつということなんですけど、322戸と134戸ということで、合計456戸の世帯が入っているわけですけども、約1世帯、あそこに入ってくる人たちですから、ほとんど夫婦だと思いますが、夫婦として最低2人、それに子供がいれば3人、単純な計算ですけども、456に3人ずつ住んでいけば1,300人ぐらいの人たちが住んでいる形になりますけども、そのような予測でよろしいのでしょうか、ちょっと確認させていただきます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 住まれる方の予測としては、そのようなことでも将来的には考えます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 特に数字は今のところ把握はしてないということでございますでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） どのような形で入居されているかといったような現状の把握はしてございません。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） この交差点の該当の交差点でございますが、このマンションとか一戸建てがつくられる前から、この東西、武蔵村山から東大和の芋窪街道のほうに来る車の交通量が多いということで、お話がありました、その辺の御認識をお伺いいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） この交差点でございますが、平日の昼間の時間帯におきましては、それほど激しい交通量ではございませんが、朝の通勤時間帯におきましては、市道第707号線、こちらは開発事業を行ったところの前の道路でございますが、そちらを武蔵村山方面から芋窪街道方面へ抜ける車が多いような状況でございます。それと、都道の芋窪街道ですが、モノレール路線から旧芋窪街道、残された芋窪街道に入りまして、当該交差点を武蔵村山方面へ曲がる車も多いというような状況でございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） この707号線、705号線のほうもそうなんですけども、マンション等が今回もマンションがつくられたことによって、道路幅が広がったというふうに認識しております。この道路が広がることによって、車のスピードも上がっているというふうに住民から受けとめております。従来は狭くて車の量が多くて大変だというお話もありましたが、逆に今は道路の幅が広がってしまったがために、車そのもののスピードも上がって、さらに怖いというお話も伺っております。ここの住民にとって、今先ほど着目した住民の方々にとって、玉川上水駅に出るのがいいのか、桜街道の駅に出るのがいいのかという考え方になるんですけども、玉川上水駅のほうまでは約550メートルぐらい、単純な話ですけども、マンションの入り口あたりからの距離になります。桜街道駅までですと260メートルということで半分なんです。だから、住民にとって通勤

定期がどういふふうにもらっているかとか、いろいろ問題はありますけども、距離からいくと桜街道のほうがはるかに近いような状況になっておりますと考えたときに、この1,300人ぐらい住んでいると思われる地域から、桜街道駅への横断、これが住民の基本的な動線になっているのではないかと思います、市の認識としてお伺いいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 桜街道駅への住民の方の移動と、あと玉川上水へ行かれる方ということで、全般的には玉川上水へ行かれる方のほうが多いような状況ですが、桜街道駅方面へ行かれる住民の方もおります。また、中学生ですね、四中の生徒がそちらのほうに向かっている生徒がおりますが、横断歩道が都道横断する形しかございませんので、基本的にはそこから旧芋窪街道からモノレール路線への、そちらのほうに出ている歩いてモノレール路線のほうの歩道を通っていただくということが基本という形でなっているということで、警察署のほうとは話は聞いております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 細かい話になっちゃうんですけども、あそこの住民の方から新青梅街道のほうに出るためには、目の前のパチンコ屋の駐車場を渡るか、パチンコの駐車場をよけて通っていくかというような形、動線としてはなくなってしまいます。そうすると、桜街道駅のほうに行くために、または四中のほうに行くための一番近道というのが、やはり今私が述べているあの交差点が一番近道になってしまうのではないかと思います。となると、やはりお子さんも、それから大人の方々も、あそこの707号線と旧芋窪街道の交差点を、どうしても桜街道方面のほうに横断していくというのが、通常の動線になっているのではないかというふうに思っております。今現状をちょっと確認したいんですけども、今は旧芋窪街道のほう、南北に通っている古い道路、こちらに関しては、要はそれを横断するための横切る横断歩道と、それからストップ表示、とまれ表示、これがされているというふうに認識していますが、それで正しいでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） ただいま議員からお話ございましたように、市道路線とこの旧芋窪街道の交差点でございますが、市道路線のほうが優先道路となっておりますので、都道のほうがとまれという形になっております。その形で都道側を横断する形で横断歩道がございまして、その手前に両側ですがとまれという形になっております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） この市道が優先されている、705号線、707号線が通る車のほうが優先されているということは、要は南北に通る道路よりも東西に通る道路のほうが交通量が多いからというふうに解釈させていただきますが、それでよろしいでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 以前は旧芋窪街道に車が往来しているとき、まだモノレール路線ができて上がっていないときには、旧芋窪街道のほうが優先でございましたが、新芋窪街道、モノレール路線ができてからは、そちらの通行が極端に少なくなりましたので、市道路線を武蔵村山市、東大和市、両方に行き来する道ということで、そちらのほうが増加してきた関係で市道のほうを優先したという経過がございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） そういう理由で旧芋窪街道を南北に通る道路のところには、その交差点のところにはストップのとまれの表示がされているんだということでございます。であるならばなんですけども、東西の道路の交通量が多いということであれば、そこを横断する、南北に横断する、要は桜街道のほうに行く、または桜街道から来る人たち、子供たちの、それが結局車のほうが優先になっているということで、子供たちの安全

策がそこでなくなってしまうんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 当交差点でございますが、現在の横断歩道が都道を横断する形で引いてございますが、これを縦に引きますと新芋窪街道、モノレール路線のところに横断歩道がございますので、その離隔が30メートルほどしかないということで、警察署によりますと一般的には200メートルぐらい必要だということで、特に危険な場所についても40メートルぐらい必要だということですので、物理的にといたしますか、その形的にちょっと横断歩道が引けないというようなことでございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） その辺の制約も十分理解させていただきます。ただ、この道路、今述べさせていただいたとおり、東西に通る道路、武蔵村山から新芋窪街道のほうに行く車が非常に多い。また、特に朝なんですけども、そしてまたそこに特に道路上に特別なストップ表示もないわけですので、どんどん交差点の新芋窪街道の突き当たりのところの交差点まで、一生懸命皆さん車が行こうとするというところで、その手前の十字路のところ非常に歩行者の安全策ということでは脆弱になっているんじゃないかというふうに私自身は解釈します。ということで、先ほど何らかの看板表示等もして注意を促したいということのお話もお伺いいたしましたが、できれば看板以上の注意表示を何とか考えるべきではないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでございますでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 交通安全対策として、市でできることといたしますのは、交通管理者と協議をし、看板を設置するというは行ってきておりますけれども、この先もう少し注意喚起をするということであれば路面表示等も考えられます。そのことにつきましても、東大和警察署と協議をして減速マーク等、効果がある表示等を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） ぜひともお願いいたします。あそこの住民にとって、あの交差点がどうしても生活道路ということで、子供も、それからお母さん方も必要な横断する交差点になっております。看板以上の表示を今御提示していただきましたが、それに向けて検討作業をぜひとも進めていただきたく、私のほうからお願いして、私の一般質問を終了させていただきます。

以上です。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、御殿谷一彦議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 実 川 圭 子 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、現在市内で工事が行われています空堀川の改修に伴う流域の環境整備について伺います。

空堀川の河川改修工事は、市内では約10年前より主に下流域から順次工事が進められてきました。空堀川はふだんは水量が少ない川ですが、雨が降ると市内の雨が雨水管を通して流れ込み、一気に増水する構造になっており、過去には浸水の被害も多く出ていました。しかし、改修工事が進むにつれて、河川流域の洪水被害は激減しました。一方、工事を終えたところでは河川敷までおりられる親水護岸ができ、魚や鳥や水辺の植物などがふえ、散策する人を楽しませてくれる憩いの場所にもなっています。河川改修工事は東京都の事業で

すが、その流域を市民の憩いの場として、どのようにしていくかは、まさにまちづくりであり、東大和市としての役割だと考えます。

そこで、3点についてお尋ねします。

- ①東芝中橋から下流の河川整備について。
- ②流域沿いにある都市計画公園と残地の活用について。
- ③市民の憩いの場としての河川流域のあり方について。

次に、2、子供の育ちを保障する取り組みについて伺います。

来年度から始まる子ども・子育て新制度に向け、今定例会でも保育施設の運営に関する条例などが幾つか審議されます。私は、この中では議論の対象とはなっていませんが、子育て支援を考えた場合、やはり虐待や子供の貧困について、十分に支援が行き届いているのか、訴えることができずに苦しんでいる子供はいないか、常に振り返る必要があると考えています。ところが、ことし7月15日に東大和市内の行方不明児17名との報道があり、とてもショックを受けました。行方不明の中には、虐待や事件などに巻き込まれている可能性が否定できないからです。その後、全員確認できたと報告をいただいているところですが、このことについて市はどのように認識しているのか。市内行方不明児童調査の経過と今後について、お聞かせください。

また、行政手続に関して、かねてから決算委員会などでも指摘させていただいています児童手当などの過払い金についても伺います。

そして、虐待やさまざまな理由により施設で育つ子供たちにとって、家庭的環境で育つことができるよう里親制度がありますが、里親制度は養育家庭として受け入れる方々の協力なしには進みません。協力していただける家庭をふやし、里親制度を広めるためには、まず多くの市民に知ってもらうことです。フレンドホームとあわせて、お考えを聞きます。

そして、最後に子供の育ちを地域で支える居場所づくりについて伺います。

一概には言えませんが、ひとり親、女性の就労、ネグレクト、貧困など、さまざまな理由で子供と向き合う時間がとれなかったり、保護者が同居していても家庭的な経験が不足している子供たちがいるという現状を考えたとき、そういった子供たちを支えるための地域の居場所が必要と考えますが、いかがでしょうか。

この場での質問は以上です。再質問につきましては、御答弁を踏まえ自席にて行います。よろしくお願ひします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、空堀川における東芝中橋から下流の河川整備についてであります。東京都では平成26年度、高木3丁目の新宮前一の橋上流から奈良橋6丁目の新砂の川橋下流までの区間において、新河川の護岸整備を実施しているところであります。旧河川の整備につきましては、具体的な時期は未定とのことであります。

次に、流域沿いにある都市計画公園と残地の活用についてであります。都市計画公園については、現時点で事業化の予定はございませんが、東京都の河川用地取得に伴って生じた残地の活用につきましては、東京都が進める河川の整備に合わせて流域にふさわしい環境整備について要望してまいりたいと考えております。

次に、市民の憩いの場としての河川流域のあり方についてであります。空堀川の整備につきましては、東京都において階段式護岸や緩傾斜護岸等の整備により、親水化を図るとともに、管理用通路において植樹帯を

整備する等の緑化を図っております。このようなことにより、市内を東西に結ぶ緑のネットワークとしての整備が進んでいると考えております。

次に、市内行方不明児童調査の経過と今後についてであります。平成26年4月厚生労働省の通知により、東京都から各市に居住実態が把握できない児童数について調査が実施されたものであります。詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、児童手当などの過払い金についてであります。これは児童手当等の受給者が転出等により受給資格がなくなり、資格が喪失したときに既に支払っている手当がある場合、資格喪失日の翌月以降の手当が過払いとなり、返還金となるものであります。年度内に返還されない場合、収入未済した翌年度に繰り越し返還を求めています。平成25年度以前分の返還金は、児童手当分が33万8,000円、子ども手当分が34万6,000円、児童扶養手当分が186万2,210円、児童育成手当が198万5,800円でありました。

次に、里親制度についてであります。この里親制度はさまざまな事情により家庭で暮らすことができない子供たちを、その家庭にかわって一般の家庭で養育する公的な家庭の養護制度であります。里親制度の中には、養子縁組を目的とせず一定期間子供を養育する制度で、東京都ではほっとファミリーという愛称で呼ばれている養育里親や、養子縁組を前提として養育する養子縁組里親などがあります。

次に、フレンドホームについてであります。この制度は東京都が実施している事業で、乳児院や児童養護施設で生活している児童を土曜、日曜、祝日及び夏休みなど、学校が休みのときに利用し、施設では体験できない家庭での生活を体験していただくものであります。

次に、子供の育ちを地域で支える居場所づくりについてであります。子供が健やかに育つ環境づくりを進めるため、子供と家庭に関する総合相談や子育て支援サービスを提供するため、子ども家庭支援センターがあります。子ども家庭支援センターでは居場所づくりとして、乳幼児や児童、その保護者を対象に施設内の交流スペースを開放し、遊びや会話を通して子育て世代の方々に交流を図っていただいております。平成25年度は親子で9,489人の利用がありました。また、出張かるがもひろばでは職員が児童館などに出向き、育児相談や仲間づくりの場を提供しております。このほか保育園を利用していない家庭保育の保護者を対象に、親子で利用し、交流を図る地域の子ども家庭支援の場所として、大和南保育園、誠愛保育園、玉川上水保育園に子育てひろばが設置されております。その他、放課後子ども教室や児童館におきましても、児童・生徒、学生の居場所づくりに取り組んでおります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○子ども生活部長（榎本 豊君） 私からは、2の①市内行方不明児童調査の経過並びに今後について御説明申し上げます。

まず、この調査の目的は居住実態が把握できない児童として、各市町村が把握している児童数や所在の把握のため市町村が行った調査の取り組み状況を把握し、今後の施策の参考とするため、平成26年4月厚生労働省の通知により、東京都から各市に居住実態が把握できない児童数について調査が実施されたものであります。

調査の内容は、平成26年5月1日現在で当市に住民票があり、乳幼児健診や児童手当などの対象者で連絡や接触が図られない児童や、就学児で学校に通っていない居住実態が把握できない児童の数を報告するものでございました。

次に、当市での調査の結果であります。平成26年5月1日現在で転入直後の乳幼児や新生児で24人が健診



の未受診であったことから、居住実態が把握できない児童数として報告いたしました。その後、訪問により7人が確認され、平成26年7月8日時点の再調査において、居住実態が把握できない児童が17人となり、この17人の数値が新聞等で報道されたところでございます。平成26年8月の再調査までには、訪問、健診受診等により16人を確認し、残りの1名につきましては、先日連絡がとれ本人を目視で確認し、本市における居住実態が把握できない児童数はゼロ人となっております。今回の24人の児童の確認は、担当者が目視で本人を確認する必要があったために時間を要してしまいました。今後は今回の経験を生かし、関係課が連携し早急な対応をしたいと考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 御答弁ありがとうございました。では、順次再質問させていただきます。

まず、空堀川流域の環境整備についてですけれども、現在新しい河川が整備をされているところなんですけど、今整備されている工事の内容と、それからその部分で行政の方は旧河川という呼び方をされていますけれども、現在川が流れている部分ですね、そこをどのような計画になっているのか、もう一度教えてください。

○土木課長(寺島由紀夫君) 現在の空堀川整備工事の状況でございますが、新宮前一の橋上流から新砂の川橋下流までの護岸工事を行ってございます。今回の工事で新砂の川橋下流の旧河川と交差する部分で、水の流れを新河川に切りかえる工事を行っているところでございます。また、新河川が河床が下がりますので、旧河川が上がってくるということで、計画規模を上回る洪水のような、大雨のときに旧河川のほうに流入・流出ができるように、旧河川側にボックスカルバート1,500掛ける1,000ミリのものですが、それを接続する工事も同時に行っているような状況でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) では、この工事が終了したときには、新河川のほうに基本的には水が流れ、水が大雨になったようなときには、旧河川のボックスカルバートの中に水が流れていくという理解でよろしいのでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) ただいまのとおりでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 今回この部分を今工事中ということなんですけど、ここの部分を質問に取り上げさせていただいたのは、今までの現在のマスタープランの改定に向けて今懇談会が開かれているところなんですけれども、今までのマスタープランの中に、この部分についてはどのような記述があったかということ、旧河川敷部分を親水公園化することの検討が課題、東京都と連携をとり親水公園化を目指しますとあります。その部分について、先ほどボックスカルバートというお話がありましたけれども、ここはこの親水公園という形になるのかどうか、そして今まで市としては東京都に親水公園化を目指すということについて、どのような要望をしてきたのか教えてください。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 都市マスタープラン策定し、今後この河川については、どのような整備が望ましいか、またどういう夢をみんなで描こうかというようなことでつくったときには、今実川議員から御指摘のございましたように、親水化をできればしていきたいという希望がありました。しかし、この当時親水化をするという前提では水の確保を、どうしたらいいかというようなことも課題になっておりました。そういう中で、下流の清瀬市だったと思いますけれども、井戸を掘って循環させるといったような設備をつくって、整備した

ようなところもございましたので、当市においても、そのようなことが可能ではないかというようなこともございまして、このような夢を描いてきましたし、できればやりたいといったような気持ちで都市マスタープランには掲げておりました。しかし、いろいろと実際に整備をしていくとなったときに、水を確保することが非常に困難であるということと、当市の現河川と計画河川の線形を見た場合に、非常に直角近くに交わる箇所が多いといったようなことから、整備後の治水のこともきちんと考えていかなくてはならないというようなことがございまして、なかなか難しいということになりました。東京都と整備について協議をしていく中でも、当初は設備をし、市が管理するというようなことが可能であればといったようなこともございましたけれども、なかなかそのような維持管理に非常にいろいろなことがかかる、予算もかかりますし、維持管理の上で相当人手もかかるというような状況の管理を、そこまでの整備が難しいということで、できるところでは緑道的なものにし、あとはそれ以外のところについて、治水的なことも考えた整備をしていくことのほうが好ましいのではないかとこのふうなところで落ちついているところがございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) この部分については、東大和の市議会にも過去に平成19年、それから21年に陳情が出ていまして採択されました。東芝中橋より下流の現空堀川を親水公園(親水緑地)として残してくださいというように、旧河川を残してほしいという内容の陳情でした。東大和市並びに議会は東京都に要請してほしいということで、これを受けまして、東大和市議会として都知事宛てに意見書を2回出しました。市のほうとしては、この議会の陳情が採択されたことによって、そのことについて、どのような対応をしてきて、どこで今回のような工事に変わってきたのかというような経緯がわかったら教えてください。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 過去に採択された陳情に対する市の行動でございますけれども、東京都に対して意見書提出してほしいといった陳情に対しまして、まずその陳情の一つは公園整備が含まれていました。その公園整備につきましては、東京都に整備をしろという内容になっておりましたけれども、公園の事業者は市がなるということで、その部分については市が考えていく内容だということで、東京都への要望は行政としてはふさわしくないというようなことで行っておりません。

それと、現河川の親水化については、これにつきましては、既に東京都と検討する会議を設けておまして、そこに参画しておりましたし、その会議の中で市としての意見等を述べていたというようなこともございますので、そういう会議を通じて意見を伝えるということを考え、特に文書での提出は行っていないという状況でございます。その後、都のほうで流域の自治会の方やお住まいの方たちを委員に迎えた懇談会を設置して、現河川の整備について検討をし、一定の方向性がまとめられたという状況でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 懇談会について、私も話を聞いているところですが、なかなかまだ反対の意見も出ていたようなことを聞いていまして、そこでもう決定してしまったのかなというのが、私の率直な感想なんですけれども、今部長がおっしゃられました会議というのは、具体的に何という会議でしょうか。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 懇談会ではなくて、市が参画している会議のほうですね。ちょっと済みません。

○議長(尾崎信夫君) 暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

---

午前11時43分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） では、その会議がわかりましたら、後ほど教えていただければと思います。

市民の立場から言えば、陳情も採択されたのに、どうしてこのような計画になってしまったのかなというところが実際にあるというところで質問させていただいています。冒頭のほうでもボックスカルバートというお話がありましたけれども、旧線に関してはボックスカルバートというのを埋めて、上を緑道にするというように聞いていますけれども、そのようなことでよろしいのかということと、その緑道にした場合には、市はそこがどのような場所になるかというイメージを持っているかを教えていただきたいと思います。というのは、この緑道ということが出てきた場合にも、市民の方にいろいろここが緑道になるかもしれないというお話をしたときに、一人一人皆さん緑道のイメージが非常に違っているということがありますので、市としては、ここが緑道にもしなった場合には、どのようになるというふうに考えているか教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 平成24年度から平成25年の2月までに行われました空堀川、下砂橋から東芝中橋の整備に関する懇談会におきまして、これは東京都が主催しました懇談会でございますが、そちらに東大和市でもメンバーとして参加してございまして、その中で決まった内容でございますが、現河川は埋め戻して緑道として整備するということと、緑道の下には貯留管を設けることということで決まっております。

もう一つ、宮前一の橋から下砂橋までの区間につきましては、雨水排水が流れておりますので、親水性豊かな水面を残した整備を行うということで決まっております。

また、緑道についてでございますが、緑道の整備の仕方でございますが、近隣住民のプライバシーに配慮し、歩道部は周辺の地盤よりも低く整備するというようなことで決まっております。

それから、緑道の植栽につきまして、将来の維持管理も考慮して、近隣の住宅への目隠しのために必要な区間のみ、中低木を植栽するというのも決まっております。

もう一つ、植栽の関係ですが、緑道の植栽について、将来的に自由に変更ができるように、最低限の植樹、植栽を行い、緑化するということで決まっております。

以上でございます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 済みません、先ほどの会議の名称でございます。柳瀬川・空堀川流域連絡会という会議でございまして、北多摩北部建設事務所が事務局になりまして、この流域の市民の方たちも参加している会議に行政も参加しているというものでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） わかりました。

今緑道のところに話が進んだので先に行きたいと思いますが、先ほどのお話ですと、プライバシーに配慮して一段低くなるということなんですが、以前にも私ここを取り上げて話したことがあるんですけども、現河川というのは川幅もそれほど広くないので、狭い道で両側に家が建ち並んでいるところが多いんですけども、そこにまた一段低く道をつくるということで、私はここは非常に、そこにまた木が何本か植えられているということで、本当に暗くて人の目が届かない危険な場所になるのではないかというふうに想像します。もし、ここを緑道にしていくなら、本当に市民に親しまれるような場所になるべきだと思いますので、市民とともに、ここをどうしたらいいのかということを考えながらつくっていく必要があると思います。例えば、木を1本植えるにしても、植樹はみんなと一緒にやろうとか、あとはこの木は誰が寄附した木だからネームプレートをつけようとか、そのようなアイデアがあれば市民にとっても、ここは忘れられない場所になると思います。

暗くて東京都が今示しているような、暗くて危険を緑道と市民に親しまれるような緑道と、どのような緑道をつくらうとしているのか、市の立場として、どのように考えているか聞かせてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） この緑道の整備の具体的などころといたしましては、まだ詰まってないというふうに把握しております。今後例えば木であれば、どういう木を植えていく、家に近いところ、敷地に近いところについては、どういう形にしていっていいかといったような、細かいところについては、今後詰めていくというふうには私のほうでは思っているところでございます。考え方として、例えば支障がなければ、思い切って桜の木を植えてみたりとかすることもいいんじゃないかというふうには個人的には思いますけれども、そういうことも今後東京都と詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） まだ具体的には煮詰まってないということで、ぜひ東京都と相談をしていく形になると思いますけど、そこにぜひ市民の方の要望を取り入れた形で、市民に親しまれる場所になるように、私は要望したいと思います。

そして1点、まだここが具体的にどういう形になるかがわからないような状況で進んでいるということです。余りここの工事は急いで川を埋めてしまうようなことがないように、もしそこが例えば一度埋めてしまって、やっぱりここは少し流れが残せるようとか、流れを残したほうがいいのかというふうな仮になった場合に、埋めてしまったものを、また掘り返すというのは非常に大変なことです。ここの部分は急がずに市民や東京都との調整の中で、ただ単に水を流すだけの川ということではなくて、もうまちの中のひとつまちづくりとして、そこがいい場所になるように、ぜひ検討していただきたいと思います。

また、河川法が変わりまして、いろんな地域でも自然に近い形の川を残していこうというような動きも出ていますので、ぜひ大学や民間でもいい川をつくる研究をしている専門家の方もいらっしゃると思いますので、そういう方の意見も取り入れながら進めていただきたいと思います。

では、次に2番目の流域沿いにある都市計画公園と残地の活用についてに移りたいと思います。

この空堀川の流域には、先ほど陳情の中でも市の事業だということの説明があったと思いますけれども、市が持っている都市計画公園が3カ所、この川沿いにあります。私は、この3カ所について、川の工事と並行して当然公園も整備するものだろうと思っていましたけれども、一向に事業化されず、今回のマスタープランの改定案を見ても、特に事業化していくような様子が見られません。この都市計画公園については、議会の一般質問でもほかの議員さんがいろいろ取り上げてきたところだと思いますけれども、市としては、なぜこの3つの都市計画公園を河川改修とあわせて工事をしなかったのか。それから、今後どのように事業化していくのかという考えを聞かせてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 都市計画公園の整備に着手するといった場合の流れになります。これは、都市計画道路とも同じような似たような流れになりますけれども、市のほうで整備をするというような形で決めたものにつきましては、東京都と市町、また特別区で都市計画公園緑地の整備方針といったものを作成しております。計画期間を10年間とする計画を立てまして、そこでおおむね10年ぐらいで整備に着手していこうとする優先整備の公園をピックアップし、それを計画的に整備していこうという形でつくっているものでございますが、そこに上げたものを事業認可をとり、国費等の補助を入れながら整備していくというのが流れになります。

ただいま御質問いただきました都市計画河川の整備にあわせて、なぜこの一緒に重なって都市計画決定されている公園に着手していないんだということでございますが、当市におきましては、都市マスタープランにも

一つ計画を実現させたいということで、下砂公園の事業化といったものを考えてみたいというようなことを掲げてございますが、ここについてはできれば河川整備とあわせて、それに河川を使って親水的な公園というような整備ができないかというようなことで、過去に検討した経緯もございます。しかし、いろいろな事業等を考え合わせたところ、なかなか3ヘクタールの規模の都市計画公園を用地取得から整備していくということは困難だということになりました。また、都市計画河川もここで整備着手されておりますけれども、当初の河川の整備の予定では、平成15年ぐらいに整備したいというようなことで進んでおりましたけれども、その計画とあわせて公園に着手するというようなことの計画が立てられなかったといったことが大きな要因でございます。以上でございます。

○4番(実川圭子君) 3つの公園のうち、今下砂公園のところはマスタープランにも載せてやっていきたいというようなところもあったというお話ですけれども、この下砂公園の部分は、本当に今工事が入りまして、マスタープランの中でも向かい側にある七小と、それから川があって、それを挟んで下砂公園の予定地には七森と呼ばれる雑木林もあります。そこを一体化した公園にするというような計画だったと思います。ここの雑木林に関しては、本当に駅から近い場所で、あれだけの自然環境が残っているというのは、本当に珍しくて子供たちにとってもキャンプですとか、火をおこしたりというような、貴重な体験ができる場所にもなっていると思っています。ここの七森に関しては、個人の所有ということを知っていますので、いろいろな状況があれば、そこを売却というようなことも出てきた場合に、そこに家が建ってしまう。先ほど、都市計画公園の話がありましたけれども、この都市計画決定をされた区域においては、建築制限などもあったようなんですけれども、それが緩和されているというようなお話も聞いていますので、ますます家が建ってしまうのは移転していただきたいというようなことで、公園をつくる時に買収をするということが、ますます難しくなるのではないかと私は考えます。ですので、ここの雑木林を残すという意味でも、ぜひこの雑木林が残されている状態で公園に整備していくということをやっていただきたいと思いますけれども、住宅になってしまってからと、それから雑木林の状態だと公園に整備するのに、どれくらいコストの面で差があるのか教えてください。

○都市建設部長(内藤峰雄君) コストの面での差ということでございますけれども、具体的にそのような試算は今持っておりません。ただ、下砂公園の計画を描いたときに、今実川議員から御指摘いただきました樹林地の部分につきましては、冒険遊び場広場的な位置づけをしております。自然を残した形で整備をしたいという考え方を持っているところでございますので、木を切ってしまうとオープンスペースにするという考えは持っておりませんので、そのまま取得できるという考え方がございますから、このまんま用地を取得できれば、非常に効率的であると考えます。

また、家が建ってしまいますと、もうそれを補償しなくてははいけませんので、そうすると莫大な費用もかかりますので、ただ単純に3ヘクタールを、この辺の評価で買うとなると20億円、30億円ぐらいの用地費が必要になってしまうようなところでございますけれども、樹林地であればもう少し評価を下げた形での取得が可能かなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(尾崎信夫君) ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○副議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） では、午前中に引き続き再質問させていただきます。

午前中の最後には、都市計画公園の下砂公園についての用地の取得のことについて質問していたところです。

この都市計画公園の用地の取得については、国や都から補助金が出るかと思えますけれども、どのような補助金があるか教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 現在では、交付金関係は社会資本整備総合交付金としてまとめられておりまして、その中の公園整備のメニューにありまして、用地費については、これ具体的にどの公園だということで調べてはいないんですけれども、約3分の1が国の補助、残りを都と市で負担するというような制度になっているというふうに認識しております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ということは、この部分を取得するにも市が全額負担せずに、うまくいけば都とも半分にしたら3分の1ずつということで、負担額も少なく済むのではないかと私は考えます。この都市計画の範囲なんですけれども、計画を立てたときには、まだ畑だったところも、もう既に家が建ってしまっているようなところもあって、全てを公園化するというのは、もう現状でも難しいところもあると思えますけれども、何とかあの雑木林の部分だけを保全するという意味でも、部分的にそこだけを先行して公園化することは可能でしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 全体の整備については、今実川議員がおっしゃるように、既に住宅が張りついております。そういったことから、ただいま提案いただきましたような整備の仕方というようなことも検討の余地はあるというふうには考えられます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） いろいろな手続などもあるかと思えますけれども、本当にあそこの雑木林が宅地化してしまうと、もう公園にするのは非常に難しくなると思えますので、何とかその前にぜひとも整備方針にのせていただいて、公園化していくことを強く要望いたします。

それから、都市計画公園とは別に川沿いには工事が済んだ後、買収などした土地で河川にならなかった残地というのが少しずつ残されていて、現在では木が少し植わっていたりとか、芝生が張ってあったりというところなんですけれども、そういった場所を有効利用することができないかをお伺いしたいと思います。

楽しく散策できるように、例えばベンチを置いて休憩をするスペースをつくったりとか、トイレを設置したりとか、またはお茶を飲んで休憩できるような、そういった活用は可能でしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 残地に対する利用の関係でございますが、先ほどトイレ、ベンチなどの設置は可能かということでございましたが、東京都としましては、設置できないというようなことを伺っておりますが、市がトイレやベンチなどの構造物を設置し、なおかつ管理するのであれば河川占用として可能であるということは何っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） その場合に、使用料ですとか、土地を使うのに料金などは発生するのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 通常ですと、占用料がかかってくるかと思うんですが、その辺のところは今後の協議の中で無償で使用していただけるのかどうかというところは、協議する中で決めていくことになるかと思えます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 先ほどの都市計画公園では、土地を取得するのに非常にたくさんのお金がかかるということなんですが、こういった残地、小さなスペースですけれども、そういったところは協議によってはうまく活用できるのではないかと、今のお話を聞きまして感じたところですが、そこで次の項目にもかかってくるんですけれども、この河川というのは東京都の事業で治水対策ということが大きな目的で進められていることですが、やはり整備が済んだところなども散策する人もふえていますし、この空堀川の川沿いというのは、ずっと隣の東村山、そして清瀬までずっと川沿いを歩いていける歩道にもなっています。そういったことから、市民の憩いの場として、ここをうまく活用していけないかというふうには私は考えます。東大和市でも人と自然が調和する生活文化都市を目指しています。まちづくりの一環として、この河川の川沿い、市民の憩いの場となるように取り組んでいくべきだと考えますけれども、市の展望などをお聞かせください。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 以前は、河川の整備といいますと治水が主で進めてきていました。しかし、現在では治水や利水の役割を担うだけではなくて、水辺空間であったり、生物の生息域であったりといったようなところで、潤いのあるものとしていく必要があるというふうには考えております。都市マスタープランでも、現河川や空堀川、新河川のほうも含めて、軸として位置づけておまして、今実川議員おっしゃられるように、緑道的な整備を行うなど、環境に配慮した景観軸として整備する方針を掲げているということもございまして、その方針に沿う形で東京都と協議をし、整備をお願いしていくというようなことで進めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 小金井市のほうにある野川という川があるんですけれども、こちらの野川も数年前まで、とても深刻な水不足となって市民団体も巻き込んで川づくりを進めていきました。流域に田んぼをつくったりとか、川の周辺で親しめる場所なども都と市と市民が協働で作り出していったというふうには聞いています。私は、この空堀川というのは、市長が進める観光にも大きく役立てる場所にできると考えています。午前中の御答弁の中でも桜を植えたらなんていうお話もありましたけれども、川沿いに桜を植えれば数年後には名所にすることもできると思います。再度まちづくりとして空堀川の流域を活用していただきたいと思っておりますけれども、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○副市長(小島昇公君) 空堀川を含めた市全体をということで、お答えをさせていただきたいと思っております。

市全体を見渡しますと、野火止用水、空堀川、それから多摩湖、都立自然公園ということで、非常に大きないい空間がございまして、これをうまくつなげまして、中途、中途に憩いの場所として再構築するということで、まち全体が潤いと安らぎのあるまちに活用できるんじゃないかなというふうには考えております。ところで、ところに動物や鳥、昆虫、植物の案内板をつくったり、それからボランティアさんに協力をしていただいて、魅力あるまちづくりにつなげることができるのではないかと、市民の皆さんがそのところを徒歩で歩いたり、自転車を使ったりしながら、みんなが潤いの空間として使えるようなまちづくりにできていければというふうには考えてございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ぜひ、そのように進めていただきたいと思っております。

私は重要なのは、やはり市民の方がここをどのように憩いの場所として使っていきたいのか、そういった意見を市のほうもきちんと要望を受け入れて、それを東京都に届けていただきたいと考えています。午前中

の答弁の中でお話がありました。柳瀬川・空堀川流域連絡会というような市民も、そして都も市もかかわっている連絡会などにも出席していただいているようなので、そういったところでたゞいま副市長から御答弁がありましたような要望を、積極的に出していただけるようお願いしたいと思います。

以上で、空堀川の流域に関することは終わりにしたいと思います。

続きまして、次の子供の育ちを保障する取り組みについての再質問に移らせていただきます。

まず、一つ目の市内の行方不明児童の調査の経過についてということで、市長答弁のほうで詳しくお答えいただいたので、おおむね了承をしたところです。お聞きしたいところは、気になるところがあるのですけれども、最初の段階で調査したときに24名という確認ができなかった児童がいたということで、その時点で保育園や御家庭に訪問に行ったりなど確認をしたのかお伺いします。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 健康課で行いました未受診者のデータでございますが、これは個人情報ということでございまして、当初は健康課におきまして保健師の方が健診や全戸訪問事業の中で児童の確認を行っていたために、時間がかかったということがございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 児童の安全の確認のためなどに関しては、子ども家庭支援センターのほうでも訪問をしていくという権限を持っていると思いますけれども、昨日和地議員のほうで個人情報保護に関する質問などもありまして、その中で例外として生命の危機などが予想される緊急の場合は、情報を提供できるというようなお話もありました。他の部署に情報を共有できるということもあったけれども、その時点ではしなかったということよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 7月15日の新聞報道がございまして、支援が必要である要保護児童であるというふうに、居宅実態が把握できない児童を要保護児童である可能性があるというふうに、健康課から依頼を受けまして、初めて子ども家庭支援センターのほうで健康課の保健師の方とともに、家庭訪問などを行って、確認をいたしました。また、外国へ渡航されているような情報がある方につきましては、入国管理局に入国等の履歴調査を行って全員を確認していったという経過がございます。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 当初の東京都のほうから来た調査が3項目に分かれていまして、学校に行っていない方の調査、それから健康課において健診等を受診していない方、それから子育て支援課のほうで手当の申請をしていない方、それぞれでどれぐらいいるかというところを、そのまま出したということで、それぞれで名寄せをして確認をしてというような、そのような指示がなかったので、それぞれの調査で行った数字を行ったというところで、数字が多かったというふうには認識しているところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 今回そういったことで、それぞれが対応したということだったと思いますけれども、最初の市長の御答弁の中でも、連携をして取り組んでいきたいというようなお話があったと思いますけれども、今後こういったこととか、行方がわからないとか、何か事件性があるのではないかと、虐待を受けているのではないかとといったような、こういったことがあった場合には、本当に迅速に対応することができるのかということが、私は非常に感じる場所なんですけれども、そういった連携できる体制というのは、現在はどのようになっているのか教えてください。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 子ども家庭支援センターでは、子ども家庭相談事業ということで、いろいろ



な関係部門から情報をいただくことができるようになっておりますので、何かあればすぐに子ども家庭支援センターのほうに御連絡をいただければ、職員のほうで対応することになっております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 先ほども健康課のほうから依頼を受けて、要保護児童として、その後調査したというお話だったと思いますけれども、そういった相談ですとか、これを調査してほしいということがなければ、子ども家庭支援センターからは調査をすることはしないという意味でしょうか。

○子育て支援課長(高橋宏之君) 子ども家庭支援センターだけですと、情報が入らないこともございますので、もし入れば子ども家庭支援センターのほうで動けるんですが、情報をいただかないと動けないところもありますので、何かあればすぐに御連絡をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 連携できる体制というのは、あるということはわかりましたけれども、そういったことも迅速に使われなければ、やはり見落とされてしまうようなことも出てきかねませんので、今回は全員の方が確認ができたということで、これでよかったということではなく、今後迅速に対応できるように強く要望したいと思います。

それでは、次の児童手当などの過払い金についてに移りたいと思います。

行政の事務上ということで、私がかねてから気にかかっていることなんですけれども、児童手当、児童育成手当、児童扶養手当などの過払い金、それから過払い金に対して、それを返還していただく返還金、そしてその返還をされていない未収額というのが多いことが非常に気になっております。以前、決算特別委員会の中でも、そのあたりのことをお尋ねしているんですけれども、私としては支給してしまったものを返還するというのは、受け取った側からすれば本当にとっても難しいことだと思います。そのためには、やはり過払い、払い過ぎというものを減らすことが一番だと思いますけれども、改善策など何か検討されたことがありましたら教えてください。

○子育て支援課長(高橋宏之君) 返還金がまず発生する理由からでございます。

まず、返還金が発生する要因でございますが、一つ目はさかのぼりによる転出がございます。各種手当は申請をいただいた翌月分から支給をし、その後手当により振込月を異なりませんが、振込月の前4カ月分を一括してお振り込みをしております。例えば児童手当ですと、2月、3月、4月、5月分を6月に、そして次の支給は10月に6月、7月、8月、9月分をお振り込みしております。そのため通常ですと、8月にもし住民移動がございまして、10月には6、7、8月を振り込みますので、返還金が生じることはございません。しかし、さかのぼりで転出をした場合、例えば4月に転出をしたという届けがございますと、5月分が返還金となることとなります。

それと、2つ目の要因といたしましては、ひとり親関係の手当でひとり親である方がパートナーなどのおつき合いなどによって、さかのぼってひとり親として認められない事実が発生した場合、手当をさかのぼって返還していただくというようなケースがございます。

返還金が発生しないために、どうしたらいいかということでございますが、返還金は受給者の要因により、どうしても発生してしまう可能性がございます。手当の厳正な支給のために、各手当では毎年現況届の提出や必要により面談や家庭訪問なども行っております。発生した場合は、速やかに返還金の返納をしていただくように事務を進めているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 通常、例えば転出ですとか、その受給資格が変わったときに速やかに届け出をすれば、過払い金は発生しないということだったと思いますけれども、その支給を開始するときに当たって、届け出をするのかと思いますけれども、その時点で受給資格がなくなる場合は、こういうことですよとか、そういった場合にはすぐに報告の手続をしてくださいというようなことは伝えているのでしょうか。

○子育て支援課長(高橋宏之君) 窓口で申請などの手続をする際に、パンフレットなどをお渡しして、十分に説明をしているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) こういったことに関しては、やはり受給を受けている方の御協力もないとうまくいかないことかと思えますけれども、種々工夫もされているということですので、引き続き対応のほうをよろしくお願ひして、過払い金、なるべく減らしていくような工夫をしていただきたいと思います。

それでは、次に3番目の里親制度についてお伺いします。

市長の御答弁の中でも、養育家庭、それから養子縁組というようなお話もありましたけれども、もう一度簡単に里親制度についてお伺いしたいのと、それから市内にこの里親さんというか、養育家庭の方、何名ぐらいいらっしゃるのか教えてください。

○子育て支援課長(高橋宏之君) まず、里親制度についてでございます。

里親制度は児童福祉法に規定されております制度で、保護者がいない、または保護者がいても親の病気や虐待など、さまざまな理由から家庭で暮らすことができない児童を家庭にかかわって養育する制度でございます。

里親制度の中には、養育家庭、専門養育家庭、養子縁組里親、親族里親の4つの制度がございます。

最初にお話しした養育家庭という制度は、東京都ではほっとファミリーという愛称で呼ばれております。東大和市での利用の状況でございます。東大和市におきましては、小平児童相談所が管轄をしております、東大和市のほっとファミリーはお二人いらっしゃるというふうに伺っております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) このほっとファミリーの制度は東京都などが行っている事業だと思いますけれども、やはり市民の方にも協力をいただかないとできないことだと思いますので、まずは市民の方にも広く知っていただくようなことが、私は必要だと考えますけれども、その里親制度について、市としては、どのような協力ができるのでしょうか。

○子育て支援課長(高橋宏之君) 里親制度で市ができるということでございますが、市では毎年10月、11月の里親月間のときに、1人でも多くの方に里親制度を御理解いただくために、小平児童相談所と連携をいたしまして、養育家庭ほっとファミリー体験発表会を開催しております。このほか、子ども家庭支援センターではパンフレットなどを配置いたしまして、周知に努めているところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 私も体験発表会、昨年と一昨年に出席させていただいておりますけれども、とてもよい内容の発表なんですけれども、とても参加してくださる方が少ないというふうに感じています。この体験発表会については、東京都の各自治体で行われていると思いますけれども、東大和市での昨年、その前でもわかれば参加人数を教えてくださいたいのと、市ではその人数について、どのようにお考えになっているのか。また、対策などありましたらお伺いしたいと思います。

○子育て支援課長（高橋宏之君） まず、平成25年度の体験発表会の実績でございます。

東京都で51区市町で、このほっとファミリー体験発表会が開催をされまして、全体では2,610人が参加しております。東大和市におきましては、平成25年11月8日金曜日の午前中に会議棟を使いまして、体験発表会をさせていただきました。体験発表会では、養育家庭の方の体験発表、そして市内れんげ学園の里親支援専門相談員の方の発表を行いました。参加の状況でございますが、当日は12名の方が参加をしております。内訳といたしましては、養育家庭のほっとファミリーの方が5名、施設職員の方が2名、一般の方が2名、その他3名という内訳になっております。

まず、反省というか印象でございますが、参加者が少なかったというふうに考えております。参加の状況は毎年横ばいのごとくございまして、数年前にはチラシの新聞折り込みなども実施をしたことがあるんですが、そのときでも20名ぐらいの参加であったということでございます。去年は、福祉祭の2日前ということで、民生・児童委員の方々にも御案内をしたんですが、参加がなかったということで、これも影響して少なかったのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） これまでも新聞折り込みなどもされているというようなことをお聞きしましたけれども、やはり他の自治体に比べても非常に東大和市の参加人数が少ないんですね。八王子市などは100名を超えるような参加があるというようなことも聞いていますので、少し工夫をさせていただけないかなと思います。その八王子市では、学生の方も多ということで大学に呼びかけて学生さんにも参加していただいているという話も聞きましたけれども、当市では例えば青少対の方とか、PTA関係者とか、教育関係者など、お子さんの育ちに関心があるような方に声をかけたらどうかと思いますけれども、そのようなことは今までされていなかったのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 昨年の体験発表会の後の反省の中でも、参加者が少ないということは職員の中でも反省の中で上がった点でございます。ことしも一般の方の参加を周知するとともに、子ども家庭支援センターで要保護対策地域協議会、要対協と呼んでいる組織でございますけれども、そちらかなりの方が参加していただいておりますので、そちらのほうの方々にも周知をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ぜひ、お声かけなどをお願いしたいと思います。

武蔵村山市のほうでは、去年はビデオ上映、こういったことに関する内容だったと思いますけれども、そういったことも取り入れて参加者をふやしたという話も聞いていますので、いろいろな工夫をお願いしたいと思います。

それから、次のフレンドホームについてお伺いします。

フレンドホームというのは、里親さんのように長期にわたって家庭で養育をするということではなくて、夏休みですとか、学校が休みの時期ですとか、短期間に家庭的な体験を味わってもらおうということの制度だと思いますけれども、このフレンドホームの制度や、それから登録方法など、簡単に説明していただきたいと思っております。

○子育て支援課長（高橋宏之君） フレンドホームにつきましては、東京都の単独事業というふうに聞いております。他県においても実施しているところでは、週末里親などというふうに呼ばれているところもあるという

ふうに向っております。

そして、まず市内でございますが、児童養護施設でございますれんげ学園のほうでフレンドホーム制度を利用しているということでございます。施設では、児童が味わうことができない家庭的養育の体験をする機会として、利用するようにしているということでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) フレンドホームに登録するには、どのようにしたらよろしいでしょうか。

○子育て支援課長(高橋宏之君) フレンドホームを希望する方は、施設に直接お申し込みをして登録をするということでございます。市内ですと、れんげ学園のほうに御相談をいただくということになります。フレンドホームとして登録をされますと、施設のほうで体験の必要性を判断してフレンドホームの御依頼を、その方に差し上げるということになっていると伺っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 現在市内では、そのフレンドホームに登録されている家庭は何世帯ありますでしょうか。

○子育て支援課長(高橋宏之君) 当市に住んでいらっしゃる方で、れんげ学園のフレンドホームに登録している方はいらっしゃいません。現在れんげ学園で利用されているフレンドホームの方は、武蔵村山市に2家族、あと府中市に1家族いらっしゃるというふうに向っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 市内には、れんげ学園さんというような施設もありますけれども、残念ながらそこに市内の方は登録されていないということだったと思います。私も、れんげ学園さんにちょっとお話をお聞きしたんですが、やはり遠いところよりは市内など近いところに、そういった協力していただける御家庭があると助かるというようなお話も聞いています。関心がある市民の方に連絡していただければ、訪問なども受け付けているということですが、まずはこういった制度があるということを知っていただくということが、市としても、私たちとしてもできることなのかなというふうに思いますけれども、市としては、今後どのような協力をしていくのかということと、れんげ学園さんもふだんから市民との交流というのも持たれていると思いますけれども、そういったことについて、何か御存じのことがあったら教えてください。

○子育て支援課長(高橋宏之君) このフレンドホームにつきましては、れんげ学園の職員の方がチラシなどを各公共施設など回ってPRをしているというふうに向いました。今後なんですが、市といたしましても、チラシの受け入れをしたり、あと市報に掲載したり、ホームページなどで募集をかけたという協力はできますので、今後話をしていきたいというふうに向っております。

以上です。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 地域との交流でございますけれども、やはり青少対等でお声をかけていただいております、青少対の行事等に参加している姿は拝見しているところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 私も5月に蔵敷公民館に行ったときに、このフレンドホームのポスターとチラシを見まして、このれんげ学園さんの里親支援専門相談員という方がつくられたポスターだったようなんですけれども、やはりこのような制度を広めるには、市のバックアップというのがすごく大きな力になっていくかと思うので、ぜひPRのほうを進めていただけたらなというふうに向います。

国や都は、これまで施設で養護が必要な子供たちは施設でというようなことで対応してきたと思いますけれ

ども、児童養護施設なども定員がいっぱいだったりとか、それから家庭的な体験がやはり必要だということで、里親制度やフレンドホームなど、家庭的な体験ができるということ、家庭的な養護を進めてきているところだと思います。なかなか日本の社会では、家の制度で家でまとまるとか、親族でまとまるというようなことが多かったり、海外のようにキリスト教の精神のような、ほかの子を受け入れてというようなことが、なかなか広がりづらいということも聞いていますけれども、やはりこういった支援が必要な子供たちに手が届くように、ぜひこの制度を市民の方にも広めていただきたいと思います。

それでは、次に最後に子供の育ちを地域で支える居場所づくりについて伺いたいと思います。

ただいま施設に入所している子供たちの話をしてきたわけなんですけれども、そういったお子さんだけではなく、家庭で育つ子供の中でも私は1人で御飯を食べる個食の問題ですとか、それから個々の生活で見えないところではありますけれども、子供の生活が本当に最低限の生活が確保されていない子供がいるのではないかとこのふうを感じているところがあります。実際、最近話題になっている子どもの相対的貧困率というのが、16.3%という数値が出ています。そして、中でもひとり親家庭では50.8%、半分以上の子供たちが貧困だとされていて、これはOECD加盟国34カ国中、もっとも貧困率が高いというふうに言われているのが現状です。こういった問題が東大和だけは特別だというようなことは、なかなか考えにくいですので、やはり東大和でも同じような状況だと思います。ここまで大きな問題になっていますので、一家庭では支えきれない問題であって、地域で支える仕組みというのが各地でもつくられています。東大和市の中で、例えば子供たちが家族とではない大人と一緒に買い物に行って、一緒に御飯をつくって一緒に食べるなど、そういった取り組みがされているところはありますでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 子ども家庭支援センターのほうでは、夏休みや冬休みを利用いたしまして、勉強やグループ遊び、食事など楽しむ夏レクとか、冬レクというような事業を実施して、子供たちが来所しやすいような雰囲気づくりをしているところがございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 市でも、子ども家庭支援センターで一部そういった活動をされているということだと思いますけれども、開催の時期も区切られていたりとか、制約も多くなってしまうのではないかなというふうに思うのですが、私の通告文にもありますように、地域で支える居場所などが今後大切になるのではないかなというふうに考えています。しかし、こういったことも営利ではないんですので、こういった活動については、やはり個人の善意ですとか、ボランティアだとか思いだけで継続していくことは、なかなか難しいかと思えますけれども、例えば市民がこういった居場所ですとか、こういったスペースをつくっていくのに、市ではどのような支援ができるか、何か対策などありましたら教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 市の公共施設等の貸し出しというのも、なかなか限りというか、余裕があるようなところはなかなかないようには思っております。ですから、そのような方がいらっしゃるということは、承知をしているところでございます。昨年の11月、市長と語ろうタウンミーティング、子育てに関しまして、非常に積極的な御意見を発表してくれた子育て中のお母さんたちも、やはり小中学生が気軽に来てくれる場所を貸してくれればな、なんていう話もありましたけれども、なかなかそういうようなところがないというところで、苦慮しているところではございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 場所の問題もそうですけれども、今タウンミーティングでそういった思いを持った方が

いらっしゃるということだったんですけれども、スペースの問題もそうですけれども、そういったスタッフというか、人材というのが非常に大事だと思っています。そういった方がいらっしゃるということは、本当に心強いことだと思いますけれども、リーダーとなって中心に進めていっていただけるような人材を見つけて、育てていくということも、市のほうでやっていただくことはできないかと思っていますけれども、例えばそういった趣旨を説明して、講演会を行っていったりとか、そういったことは市のほうでできないでしょうか。リーダーを育てていくということで、何か対策などあったら教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど、御紹介したタウンミーティングにおいていただいた子育て中、小学生、それから未就学児のお子さんを2人、3人と抱えているお母さんたち3名が来ていただいたんですけれども、非常に積極的でございまして、昨年度、ことし平成26年2月に男女共同フォーラムの実行委員もやっていただいて、いろいろ講師の方も探してきていただいてやる予定だったんですが、例の大雪で当日中止になってしまったということで、ただ非常に積極的な方々でございまして、当市のほうでもいろいろところで御協力していただけるのではないかとということで、いろいろところでお願いしようと思っていて、先月もちよっとお話をしたところでございます。やはり、やるスタッフはいるんで、何か場所的などころがあればなんというところ、お話をいただいたところでございますけれども、そういう積極的な方たちが果たして、そういうリーダー的などころもやっていただけるのかということ、まだ見えないところでございますけれども、そういう積極的な方たちを、さらに輪を広げていくと、さらに市民と協働して地域で子育てをしていく環境づくりというところには、つながっていくのかなというふうには認識をしているところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） こういった取り組みというのは、震災の後でも被災地でも地域の居場所の価値ですとか、それからコミュニティカフェなど気軽に集える場所の意味というのが、非常に重要視されて取り組まれているところもあったかと思えます。市が行わなくても、市民が進めていくという方法が本来ならいいのかなというふうには感じますけれども、そういったことをやはりサポートしていくのが市だと思いますので、ぜひそういったことを広められるように、市のほうで支援をしていただければいいかと思えます。

虐待や貧困など、子供の福祉の面が十分に保障されてない子供たちは、私は市内の中に確実にいると思っています。事故や事件になってから対応しては手おくれになってしまいます。けさ私の見た新聞でも、戸籍がない子供の話などが出ていて、そのことについてさまざまな対策があった中で、一つ家庭の外で子供が安心できる居場所づくりが必要というようなコメントも上がっていました。かた苦しい組織ではなくて、緩やかにつながれる居場所、世話をし合いながらお年寄りから子供まで集えるような場所を意識的につくっていく必要があると思えますけれども、その点について、最後市長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○副市長（小島昇公君） 来年度からの計画の中でも、具体的に検討していきたいというふうに考えておりますし、やはり少子高齢化が非常に進んでいるという事実がございまして、市といたしましては、やはりお子さんを育てやすいまちを、どうつくっていくかということが大きなキーワードになるというふうに考えてございます。今御指摘のありました貧困のお子様も含めて、お子様も中心、お子様を育てる親御さんも、みんなが子育てをしやすいまちになれるような方策を引き続き検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 計画の中にも取り入れていくというような御答弁だったと思えますので、ぜひ対策のほうを進めていっていただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（関田正民君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 関 田 貢 君

○副議長（関田正民君） 次に、14番、関田 貢議員を指名いたします。

[14番 関田 貢君 登壇]

○14番（関田 貢君） ただいま御指名いただきました自民クラブ、14番、関田 貢です。平成26年第3回定例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問させていただきます。

1番として、道路問題についてであります。

公共交通網の整備は、市民生活に必要な移動手段を確保するとともに、産業活動の推進、市内外の交流、活性化を推進するために重要な取り組みです。幹線道路は都市構造上の骨格となる上、ライフラインの施設の整備、空間、都市景観形成の要素、災害時における避難路や延焼遮断帯などの機能を持つことから、計画的な整備が必要です。現状と課題については、当市はどのようにして計画実現をされようとしているのか、何点かについてお伺いしていきます。

①道路の緑化管理については、新青梅街道以南では緑が少なく、今後も緑保全創出が課題となっているところの緑化対策についてお伺いします。

アとして、平成25年版市勢概要では、64路線に高木が3,430本が植樹帯になっておりますが、何種類の樹木が管理されているのかお伺いします。

イとして、低木は2万6,152平方メートルで何種類の植木があるのか。

ウとして、年に高木、低木の剪定についての管理はどのようになされているのかお伺いします。

エとして、高木、低木の総剪定費用はどのくらいになるのかお伺いします。

②ハミングホール通り（ハミングロード）の管理について。

ア、高木の剪定時期と低木の剪定時期についての管理は、どのようになっておりますか。

イ、電柱のない美しい道路だと市民が思っていたところ、ことしになって電柱が立てられました。景観に配慮して別な方法への改善ができなかったのかお伺いいたします。

③として、ちょこバス停の都営向原アパート付近の元市有地の開発について、匿名の人が疑問を持っております。私は、この三角地みたいな土地については、別の土地利用方法にも検討できなかったのかお伺いいたします。

アとして、土地売却するときの条件とは、どのような内容なのかお伺いいたします。

イとして、歩道のレンガのところを水道や下水道を引くために業者が工事をした。原状復帰すべきと匿名の市民の声もあるが、いかがですか。

2として、環境問題についてであります。

①東大和市駅前のケヤキの剪定した時期に、市民からムクドリの大群の話を聞き、7月29日から8月2日の間、調査に行き街路樹に午後6時半から7時半ごろまでの夕方より集まってくるムクドリのふん害や悪臭や鳴き声等の様子を見て驚きました。このムクドリに市民は困っておりました。このムクドリ対策については、市はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

2として、東大和市駅前ロータリー内の貯水池の噴水や国体の記念碑がある島（公園）、低木の中にシノガ

群生化しており、低木の植えかえの時期に来ていると思いますが、管理についてお伺いいたします。

3番、アドプト制度についてであります。

この制度は、アメリカ合衆国テキサス州で1985年、29年前に始まったアドプト制度の精神は、ハイウエーに散乱したごみの清掃に係る膨大な費用に頭を悩ませていた運輸局が市民に協力を呼びかけたところ、市民や地元の企業が道路を養子に見立て清掃するという仕組みが誕生しました。この制度は諸外国に広がっております。自分の子供のように、道路や公園を慈しみ清掃、美化活動を定期的に行ってもらおうという制度であります。この件では、平成15年及び20年と今回で3度目の提案であります。花の輪、人の輪、心の輪を目指し、アドプトの活動を導入して、市民や事業者及び市の協働による魅力あるまちづくりをするために、各市町村は努力されております。当市についてお伺いいたします。

①アドプト制度の充実、推進に向け、市はどのようにお考えですか、お伺いいたします。

②他市の状況についてお伺いします。

③財政難のときこそ、市民と協働して魅力あるまちづくりにするために実施すべきと思いますが、いかがですか。

4番、大雨と台風シーズンに備えてであります。

①東京都でも、現在河川については50ミリ対策の改修工事が昭和59年4月26日、東京都水防協議会で都水防計画が決められて、今日まで推進が図られているところであります。当市内に流れている空堀川、奈良橋川の改修工事の完成時期についてお伺いいたします。

②として、市内の状況で第三小学校付近の住宅街と新堀地区の野火止橋付近、そして向原5丁目中村マンション前や鎌田ビル前の道路とか、南街交番付近等の都市型災害について、市はどのように状況を分析され、対策を立てられているのかお伺いいたします。

以上、質問いたしました。答弁によりましては、自席より再質問をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

[14番 関田 貢君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、道路の緑化管理におきます高木と低木の樹種についてであります。市内の道路の緑化状況は市勢概要2013、平成25年版に平成25年4月時点の状況を掲載しておりますが、高木の樹種につきましては29種類、低木は11種類であります。

次に、1年間に実施する剪定の回数についてであります。高木の剪定につきましては、樹種により剪定の時期をずらし、年1回実施しております。桜、ハナミズキなどは夏季剪定、ケヤキ、イチョウなどは冬季に剪定するものとしております。低木の剪定につきましては、年1回実施しております。

次に、剪定の費用についてであります。平成25年度における高木及び低木を合わせた街路樹の剪定費用は1,260万円です。

次に、市道第5号線、ハミングロードの樹木の剪定期間についてであります。当該道路は高木はハナミズキを、低木はツツジとツゲを植樹しております。高木は夏季に、低木に6月から10月の期間の中で剪定を実施しております。

次に、新たに設置された電柱についてであります。都市計画道路築造時は都営向原団地に接している箇所が大部分であり、ハミングロードでの電柱設置を行わずに電力等の供給が図られました。しかし、道路附帯施



設として、電線類の地中化を行っていないことから、新たな土地利用に伴い生じた電力等の供給需要に対応するため、やむを得ず電柱を設置せざるを得なくなったものであります。今後におきましても、極力景観に配慮しながら、必要なライフラインの確保に対応してまいりたいと考えております。

次に、市が土地を売却するときの条件についてであります。土地の売却につきましては、地方自治法で単独利用が難しい土地等を除き、基本的に一般競争入札により行うことになっております。一般競争入札における売買契約の用途の制限として、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規則、規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業や性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業の用途、あるいは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用途、これらの用途に供してはならないことなどを条件としております。

次に、水道や下水道工事などの占用工事における歩道の原状復旧についてであります。当該箇所の歩道はインターロッキングブロックで施工されておりますが、車庫等の車乗り入れ部においては、インターロッキングブロックの維持管理が難しいことから、近年は維持管理に適したコンクリートで復旧し、周辺の歩道に配慮し、表面を他の車乗り入れ部と同色のカラーで仕上げる手法を取り入れております。今後も景観や構造を損なわないような対応をしてまいりたいと考えております。

次に、東大和市駅前のムクドリ対策についてであります。東大和市駅前の樹木へのムクドリにつきましては、大群をなして飛来してきておりましたことは承知しております。ムクドリが居つける場所をなくす方策といたしまして、ケヤキの剪定や桜の木へのネットを設置し、効果を得たところであります。

次に、東大和市駅前ロータリー内の低木の維持、管理についてであります。東大和市駅前ロータリーの低木は毎年委託により剪定を実施しておりますが、シノの除去には至っておりません。現在緑のボランティアの協力を得て、記念碑のある修景地に花を植える計画をしております。これにあわせ修景地の低木と土の入れかえを予定しておりますことから、シノの除去も同時に実施したいと考えております。

次に、アドプト制度の市の考えについてであります。東大和市第4次行政改革大綱において、市民と行政との相互理解を深め、市民とともに歩む市政を推進するため、公園や道路を含む公共施設の清掃、美化活動等協働により管理できるものを把握し、自治会や地域団体、市民と行政の協働による事業を推進し、実施していくこととしており、検討を行っているところであります。また、現在職員が市民との協働を理解し、推進することを趣旨とした市民協働の指針を作成しているところでもありますので、より市民本位のまちづくりの推進が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、他市の状況についてであります。他市におきましては、市民協働を推進するために策定している指針等の中で、市民との協働の形態の一つとしてアドプト制度を上げております。公園等の例で申し上げますと、アドプト制度として実施している近隣市は、立川市、小平市、清瀬市などです。当市を初め、アドプト制度を実施していない市はボランティア制度により公園の清掃や花壇の維持、管理などをボランティアの皆様をお願いしているところであります。

次に、アドプト制度の実施についてであります。当市におきましては、アドプト制度の確立はできておりませんが、公園等におきます市民との協働として、緑のボランティア制度を実施しております。緑のボランティアは103名の方々に御協力をいただき、公園、緑地の清掃や花壇の維持、管理などに御尽力いただき感謝しているところであります。引き続き、ボランティアの皆様と今後の対応など協議してまいりたいと考えております。

次に、空堀川と奈良橋川の改修工事についてであります。東京都北多摩北部建設事務所では空堀川につきましては、現在高木橋上流の整備を進めているとのことであり、奈良橋川につきましては、下流の空堀川合流点から順次整備を行う予定とのことであり、

次に、市内の状況についての分析と対策についてであります。近年の豪雨は過去の事例を超えるようなことも地方では発生していることを考えますと、本市におきましても、排水管の処理量以上の雨量をどう処理していくかが今後の課題であると認識しております。引き続き、雨水浸透施設の設置や排水管の清掃を実施していくと同時に、雨水処理の抜本的な整備の検討が必要であると考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○副議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

---

午後 2時42分 開議

○副議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（関田 貢君） 説明ありがとうございました。順次道路問題から再質問をさせていただきます。

最初に、この問題を提起する前に私は東大和市総合計画、そして第四次基本計画、25年から平成33年度、この目標に向かって人と自然が調和した生活文化都市東大和をつくるための基本計画であります。この基本計画の中身と、この中身を実現するために詳細なそれぞれ今回私の場合ですと、東大和市の緑の基本計画に触れてまいります。

そして、その基本計画の中で実際はどうなっているんだと、現状はどうなんだというときに、現状認識する資料がこの基本計画、総合計画とか、基本計画の中では読み取れません。そして、市勢概要で初めて市の実情がわかると、こういう資料というのの基本計画、実施計画、そしてこの基本計画は10年計画ですから、実施計画は3年でローリングしながら3年で単年度決算で予算化されて、平成26年度の予算が決まるということになります。そうしたときに、この市勢概要から物を見ないと、基本計画だけの実施、この中身がどうなっているんだということが、なかなかこの問題で僕は苦労しました。

では、その苦労していた中身を、まず最初に質問をさせていただきます。

この平成25年の市勢概要での高木が3年前の平成22年度と比較すると、本来私はまちづくりについては発展的になるということであるならば、そういう公園、あるいは道路というのは拡大されてなければいけないのかなというふうに思っていました。そうしたら、この25年の概要版の比較をしてみると、22年では逆に22年で3,489本が3,430本ですから、マイナス59本、そして低木に関しては、この低木の本数は面積であらわされておりますから、面積で22年の市勢概要で見ると2万8,939平方メートルありました。これが、何と2,787平方メートルマイナス、こういうふうにまちが発展している中で、まちづくりでは僕は道路構造ということでは、年々道路は私はふえていると思っています。私は壇上でも言いましたように、狭山丘陵を背にした東大和市は村山貯水池、多摩湖を北側に背負っている緑地帯はあるんですが、新青梅街道から南へ向かった緑は少ないというふうに本市は、この都市計画や緑の基本計画の中では言われております。そういう言われの中で、この市勢概要での高木の減少やら、低木の減少については、どのようにこの中身が変化されているのかお教えいただきたいと思っております。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市勢概要の2013年、平成25年版と2010年、平成22年版で比較しますと、先ほど議員からおっしゃられましたように、高木につきましては、3,489本から3,430本に減になっております。また、低木につきましては、2万8,939平米から2万6,152平米に減になっております。この主な原因についてでございますが、高木、低木ともにでございますが、歩道の車の出入りによる新規切り下げによる減が一つございます。それから、一部枯れ木が原因となっている部分がございます。低木につきましては、大幅に減になっておりますが、これは東京街道団地の間にあるバス通りの市道第133号線のところなんです、そのジンチョウゲが東京都施行で行ったところですが、枯れてしましまして、ほとんどが枯れた状態になってしまいました。それで、今現在少しずつ補植しているような状況でございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 今中身はわかりました。でも、この緑をふやす努力、あるいは道路に対して緑、高木とか、あるいは低木の管理については、それを減らしたままで管理して、今言うように道路に面したところが宅地開発されたから、あるいはそういう樹木が切られたとか、低木が出入り口に変更したとかと、そういう変更した場合は変更し放しで新しい緑の回復、復元についての努力規定がないんですか。減った放しなんですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 特に、高木の補植でございますが、今現在植わっている高木のほとんどが大木化、老木化してございまして、そのため枯れ木も生じているような状況でございますが、それを切って一部補植はしておりますが、今のところほとんど補植はしてございません。というのは、大木化、老木化しておりますので、路線全体的に見直していく、路線全体的に植えかえを考えていかなきゃならない時期に来ておりますので、そういうことを考えておりますので、今そのような中で補植はしていないような状況でございます。低木の補植につきましては、部分的に実施しておりますが、まだ実施していない箇所もございますが、少しずつ実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） そうしますと、ここの東大和市の緑の基本計画、この基本計画で大事なことを4つ、この基本計画の中で言われています。緑の役割について、1、都市計画を保全する機能。2は、レクリエーションの場となる機能。3番、防火に対する機能。4番、都市景観を形成する機能というふうに、私はこの4番目の問題、中を細かく読みますと山並みの緑や公園の緑、街路樹、生け垣などの緑は都市の人工的な視覚空間を和らげていますと、こういうふうに緑の基本計画では必要性は訴えている、4項目の中で取り上げているんです。ですから、こういう防災機能から見た緑の保全は、どうしなきゃいけないのかということについて、この街路樹について、今緑の景観と防災に関する機能では、ここの細かく言いますと、ここの防災に関する機能は緑は地震などの自然災害から市民を守る働きがあります。建物が密集している市街地、オープンスペース、避難地や復旧起点となります。また、トーンしやすいブロック塀を生け垣に変えることにより、震災時の安全や避難路の確保にもつながります。このことは、阪神・淡路大震災の教訓として記憶に新しいところである。さらに、樹木や植木は輻射熱や火の粉を遮断し、延焼をおくらせて消火活動をサポートする等の火災時の延焼遮断効果や、急斜地の崖崩れなどを防止する効果も期待されていると、緑の基本計画は言っております。こういう基本計画に照らして、市の都市計画道路の幹線道路の高木とは、火災から見た高木とは、どこどこを指すのか言ってみてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今関田議員から御指摘のように、都市計画道路、特に幅員が16メートルという広く整備しております。その幅員の広さを持って、延焼遮断の効果があるというふうに考えられているわけ

でございますけれども、そこに今緑の効果をあわせて持たせるということで、当市の環境の保全、レクリエーション機能、防災機能、また景観を保っていく機能といったような機能を、あわせ持たせて整備しているというのが都市計画道路整備の一つの目標というか、効果にもなっております。

それで、今こういった樹種が防災機能を持ったものかというようなお話でございますけれども、樹木によって完全に延焼遮断帯をとということになれば、けやき通り等の大木は非常に効果がある。また、いちょう通りのイチョウ、燃えにくい木といったものが効果があるというふうに考えられております。ただ、都市計画道路沿いに置いている高木につきましては、必ずしも木によって防災効果を期待するということだけではなく、例えば東西方向の道路ですね、そこについては良好な日影をつくるといったような効果もございます。そういうようなことをあわせて樹種を選定し、道路築造のときには樹木を選定して整備しているというような状況でございます。

以上でございます。

○14番(関田 貢君) 今部長さんの答弁では、防災上のことで言われました。しかし、私は都市計画道路の道路は東大和のまちづくりでは、完成された道路だと私は思うんですね。ですから、完成された道路についての、その道路については、今けやき通りとか、いちょう通りを言われました。これは、僕も部長のおっしゃったとおり、これは防火から見た効果的なそういう対策のあらわれの木かなと、それは同感します。しかし、東大和市のこの基本構想で緑の基本計画から言われている4つの項目の中で、一番重要視最近しなきゃいけないのは、都市景観の形成の問題だと私は思っています。都市形成をするということで、この都市計画道路の管理状況はどうなのかと、私はいつもこの都市計画道路を全て見て回ってきました。そうしたときに、清水からけやき通りまで行くときに、一本道なんだけれど、樹木は2種類あるんですね。清水のヤマモモというんですか、それで北側、それで南が新青梅街道から南がケヤキなんですよ。そういうケヤキは完成された道路にケヤキがあれば、そのケヤキの剪定というのは1年に、先ほど市長さんが言ったケヤキとか、そういう特殊な木については年1回とか、低木は年2回やるとか、低木はさつき1回とかって、それは後で細かく質問しますけれど、そういう道路の完成された道路は道路として管理をしなければいけないんじゃないんですか。

だから、都市計画道路となれば、美観で景観ということで私も前回もこの景観事業では電柱問題を言ったことがあります。電柱問題は民間側に都市計画道路をつくっているのは当市だけですよ。都市計画道路を完成道路というのは、やはり車幅に電柱は出さなきゃだめなんですよ。それを民間のところ都市計画決定された最高の道路ができたにもかかわらず、民地境にできるということは、民地で開発したときに電柱の線がいつも問題になって、電柱移設の問題が私たち議員のところ寄せられるんですよ。ですから、そういう電柱問題も景観問題の中で取り扱うときには、僕はその問題はきちっとしなければいけない。当市でも、できているところはあるんですよ。小平から入ってくる野火止用水から入ってくるところの一部ができていて、あと村山境から日産通りに抜ける道路が電柱がちゃんとできているんですね。そういうできてないところも、昔のままやっているとところもあるんですよ。ですから、そういう都市景観からすれば、植木も電柱もということを整理する、完成されたまちを目指すというならば、道路はもうこれ以上広がらないんですから、都市計画道路は、完成された道路として。そして、その道路に対しては、高木がそういう防災上のケヤキ、イチョウ並木が必要なところは八幡通りを植えたでしょう。八幡通りも全部が全部じゃないんですね。

いちょう通りは新青梅街道から南側、私は現場行って見てきましたけど、スズカケの木になっているんですね、八幡通り。その道路も植木のほうの木が、枝が、あるいは葉が大きいから剪定がされていまして。僕は、

この剪定は的を射た剪定だろうと、こういう枝の張り方については剪定は前から台風シーズンを迎えたときに、こういう木は折れやすいから剪定は早くしていただきたいと、こういうお願いしたのが、ここと、あと桜街道の新堀3丁目の木はユリノキというんですか、この木も台風で枝が折れやすくて、台風シーズンになるとあの商店街の人、みんな困っていました。それが、枝の剪定がこの間巡回したら剪定してありました。ですから、こういう剪定しなきゃいけない木は台風前に木として弱い木は剪定をする。その剪定の種類を、それぞれもうこの都市計画道路の樹木については、熟知しているんですから、その植木の順番もきちっとされたらいいですよ。

ところが、全然ばらばらですよ。ですから、次のハミング道路の剪定なんか匿名の人から電話いただくんですよ。手紙をいただくんですよ。ですから、こういう道路の都市計画道路で完成された道路の道路幅についての樹木は、景観を大事にするからハナミズキを植える。ですから、ハナミズキの剪定は木はしないけど低木は伸びが早いから、低木はきちっとやるんだということの整理をしていただかないと、都市計画道路を見て、どの道路もきれいな道路とは言えないですよ、低木は伸び放題で、草ぼうぼうで。一番ひどいのなんか、あそこですよ。大和警察の後ろに行った都市計画道路、村山に抜ける、あの道路なんか新しくできた道路が草ぼうぼうですよ。それで、村山へ行くとツゲのである程度剪定がいつているから、村山に入るとききれいですよ。それで、あそこはハナミズキだったかな、植わっていたのは、現地見に行ったら。村山は、カエデの木です。

こういうふうに、道路の管理の仕方をもう一度僕は見直してほしい。高木剪定の木は台風シーズンに備えて、この木とこの木は、この時期にやらなきゃいけない。低木については、草が生えた時期と、低木の剪定する時期との僕は2回あってもいいと思う。年1回じゃ低木の草むしりと、低木の管理では見苦しいですよ、道路、モノレールのところなんか行って見てくださいよ。やっぱり、市民の大勢通るところというのは、いつも私は中央通りをこの間見に行きましたら、剪定中ですごく剪定する前は低木の剪定だけしてあったから、ドウザンできれいだったですよ。日陰ができていて、緑が上にあって、あのカエデの木というのが東京街道からずっと一色ですから、見応えがありましたよ。低木が管理されていまして、非常にきれいだったですよ。

ところが、そういう低木の管理してあるところが少ないんですよ。だから、樹木と一緒に剪定をするのか。だけれど、樹木だけが剪定してあったり、下を見ると低木が剪定してない、そういう管理については、私は費用がかかるんですか、たくさん、この費用について私が調べた費用で、こういうふうに行きますと、先ほどの市長の答弁でいくと1,260万円と言っていましたけど、僕はこの高木、低木の25年度の予算で調べたら2,451万5,331円と報告書には、今度の決算書には書いてあったんですね。ですから、私は高木と低木の費用をもっともっと明確に分けて、低木の管理の問題をもう少し研究したほうが僕はいいと思うんですが、どうですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今関田議員から御指摘のとおり、少し管理の面で思うような整然とした樹木の環境を整えていられない部分が発生しております。ただ、剪定につきましては、先ほど市長からの答弁もありましたけれども、樹種により考え方はずっと統一して進めてきております。以前は、御指摘いただいたように、低木については2回入るような時期もございましたけれども、ここのところは1回にし、あとは別に除草を一緒にするなどして、なるべく効率よく管理していけるような方法というのを考えながら進めてきております。ただ、時期によりましては、やはりこの時期は雨が多い時期等につきましては、非常に伸びが早いというようなこともございまして、市が考えているように必ずしも計画通りの剪定の時期で良好な管理につながっているかと言えばきれいでない部分も出てきております。

また、樹木によって剪定の時期が異なるというような御指摘もいただきましたけれども、今年度につきまし

ては、市内の剪定の委託の仕方を従来と変えて発注するというような工夫もいたしました。高木、低木を同じ業者に出すようにしておりますけれども、ただ青梅街道から西と東といったような分け方にし、一体として剪定をしていただくというような発注の仕方を試みております。その中で、業者がどのような工程で行うかといったようなことにつきましては、一定の木にふさわしい剪定の時期といったものは指定しておりますけれども、工程管理の中では何カ月かで行う剪定を何月というような細かい指定まではしておりません。ふさわしい時期、ある一定の期間がある中で剪定をするような仕様になっているというようなことから、異なる業者に発注しているために、同じような時期に剪定できなかったというようなこともございます。そういったことを今年度試みておりますので、今後につきましては、反省点等しっかりとまとめまして、ふさわしい時期での剪定、またはもう少し手をかけるべき場所については、そこを抽出して適正な管理に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 僕は、この剪定とか、高木の、低木の剪定のということについては、私は当市では業者が少ないんじゃないのかと思いますよ。そして、その業者が委託でしているのかどうかというのは、委託契約なのかどうかというのは、多分委託契約でやっていると思うんですね。ところが、私はこの委託契約から随意契約、市内業者にきちっと市内業者をお願いして、もっともっと区割りを小さくして市内業者に大勢の人にかかわってもらわないと、一緒の時期に一緒に終わるということができないですよ。それと、この市内の業者がやはりこういう仕事をするためには、委託ということより随契で仕事をやるのが能率的だと私は思うんですが、その点は委託と随契とは、どのように考えていらっしゃるんですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 委託を出して、どのような形で発注していくかといったところでの業者の選定の仕方になってくるとは思いますけれども、選定のほうにつきましては、地元業者を優先させるような形での選定を以前から行ってきております。そこを随意契約となった場合には、やはり市内業者複数ある中で、どの業者に指名していくかというようなことも生じてきますので、今行っている業者の選定の中では、地元業者を複数指名し、その中で競争入札でとっていただくというような方法をとっておりますので、今のところ地元業者の数等、そんなに少ないというふうには私自身は感じておりませんので、そのような方法で行っていけば、あとは仕様書の定め方と工夫、研究することにより、もう少し適切な管理ができるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 部長さん、この委託業者が少ないから、こういう現象が起きているんですよ。少ないって部長は認めてないと、この業者が東大和の業者が少ないから、他市へ行く業者が僕はある業者の人が言っていました。私たちは、市内業者は他市の業者を入れて、私たちは他市の仕事をお願いしても、他市では入れてもらえないと、そういう業者が市内にいるんですよ。だから、僕はそういう業者は市が僕は委託とか、随契でお願いしたときに、皆さんは仕事をやった後の管理というのが検査して、この管理状況でこの剪定の仕方は、これでいいか悪いかというのは報告じゃなくて、自分たちがちゃんと見ていれば、その中身がわかるはずなんですよ。ですから、業者が数が少ないから今の低木の中だってできないわけですよ。一斉にしろって言ったって、1人の業者が一つの道路を北、南じゃなくて、南街で青梅街道で分けていて、たまたまカエデの剪定をこっちの西側の業者と、東側の業者が見ることができましたが、2社入っているなというのがわかりましたよ。

しかし、そういう業者もこの道路とこの道路で、東大和市の発注する金額がその会社に一定の金額を与えれ

ば、地元として安定した仕事を低木は、この時期にしてください、年に2回なら2回を、この時期と、この時期が樹種が違う、種類が違うから、早くこの木は剪定してください。次は、この木を剪定してくださいというふうに仕分けをすれば、私はその業者にカエデと低木と一緒にするまでに延ばしちゃったということに、たまたまその道路のできたところと、できない本数、都市計画道路が十何本あるうちに、ほとんどができてないですよ、低木の管理なんか。低木の管理、部長行ってみてくださいよ。僕が見てきたときの管理してある低木の管理が、どことどこがこの間終わっているかって、そんなに忙しいんですかと言うんですよ。業者が足りないだけです、違いますか。僕が見てきたら、きれいに管理されたところは中央通りは終わっていました。五小が終わっていました。そういうふうに、終わったところを見たから、そして終わった後、1カ月たったら多少芯が伸びているというところも何カ所もありましたよ。だけれど、そういう問題になったときに慌てて手入れをしたところもあるんですよ、ハミング道路なんか。あのツゲなんかはだらしがないですよ。高低差が右と左とまるっきり違うんですもの。あれがプロのやった仕事というふうになるのかと、この匿名の人が怒っていましたよ。そういうことも、ツゲの木なんかも、あんな高く老木になったから植えかえなくても、ツゲなんかは詰めれば芽が吹くんですよ。ですから、一定の高さに切って苦情が出るまで手入れができないというのはおかしいですよ、検査してないからですよ、違いますか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 　ただいま御指摘いただきましたハミングロードの低木につきましては、大分低木といっても高さが高くなってきてしまい、幹の太さが太くなってきてしまっているという現状でございます。そういったことから、普通の低木の剪定の仕方では高さをそろえることができないような状況にあるというようなことから、最近では低木は道路面から大体70センチくらいでそろえていこうということで、管理をし始めております。一度に、そこまでの管理の仕方ができていない状況というのは把握しておりますので、徐々にそのようにしていこうということで考えているところでございます。御指摘いただきましたように、同じ路線でありましても、そのように少し早く施工したところと、施工時期がずれて最近の施工の場所との差が出てきてしまっているということは、市でも認識しておりますので、そこについてはきちんとした管理を行えるように、今後努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 　ハミング道路のことなんかも、市民の人が細かくこういうふうを書いて、6月20日に行ったのに、ハミングホールから中央通りまでは手つかずですと、美観を損ねていますと、こういうふうに細かく書かれている。ですから、高木を手入れするより、ハミング道路のハナミズキは僕は手入れしなくてもまだ木が小さいから、僕はむしろ低木をやるのが先じゃないんですか。だから、こういう苦情が来るんですよ。これは、苦情があるということは、皆さん管理してないんですよ、きちっと。低木の管理というのは、ツゲはどうしたらきちっとできるか、ドウザンはどうしたらいいか、ツツジはどうしたらいいかというのは、それぞれみんな樹種が違うんですから、芽の伸び方も違って、この木はどういう時期にやったら手入れがうまくいくのかと、それを同時にやろうなんてことを考えているから、こういうことになるんですよ、違いますか。この市民の人が、中央通りを通して景観を非常にこの人は大事にしている人ですよ。ですから、景観でハナミズキの剪定をするより、低木が先だって言っているんですよ。ところが、ハナミズキを先にやっておいて、幾らもない枝を切って、そして低木のほうの手つかずでいるから、こういうことになっちゃうんですよ。

それで、手が足りているんですか、部長さん、違うんじゃないの。こういう苦情が来るためには、中通りをやる、中央通りをやる、いろんな道路があるでしょう。だけれど、計画書というのがあれば、ハナミズキ通り、

あるいはハミング道路は計画書ではいついつ剪定をしますと、そういう計画書っていうのはあるんですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 街路樹の剪定委託の業者との契約の中で、着手する前に計画書と申しますか、着手届けの中で大まかな工程を出していただいておりますが、その工程どおり、なかなかいかないときがあります。それは、苦情等が入って切ってくださいというような要望が何か所もあると、そちらのほうを優先したりして、そういうところで時期がずれ込んだり、順番が変わったりするケースがございますので、工程としましては、大まかな工程はありますが、そういうことが多々起こっているというような状況でございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） ですから、こういう都市計画道路は、もうきちっと管理するというふうに徹底しなきゃいけないですよ。中央通りはカエデの木、このカエデの木などは皆さん担当者読んでいるんですか、この緑の基本計画、中央通りのこと、これ載ってないんだよ。それで、植木もこのところを読ませてもらって、カエデのことが載ってないんです。新青梅街道もカエデじゃないですか、東京都の道路管理ですけど。それで、中央通りはカエデを東京街道からずっと、団地は違いますけれど、そこの都市計画道路から始まって村山の境まではカエデですよ。ところが、このところの樹種の中には、カエデが載ってないですよ。街路樹は道路緑化として、道路内の植樹帯の植樹ますに植えられています。植樹の種類とは高木ではケヤキ、桜、ハナミズキ、イチョウ、あんなに大きく一番本数の多い中央通りの本数が522本も植わっているトウカエデの樹種を、市長さん、こういう大事な基本計画に漏らすような管理者と当事者の事務管理者は、こういう本を私たちにきちっとしたいい本出してくださいよ。これ見なきゃわからないんですよ。

ところが、これ見てもわからないから、私たちはこの市の概要版が現実の数字になるんですよ。こっちは、どちらかといえば結果なんですよ。やっぱり、基本計画はこういうふうにまちづくりをしていきたいと言っているわけですから、トウカエデの木はこういうふう管理していきます。都市計画道路の中央通りは、もう完成された道路だと、だからトウカエデの剪定はこの秋、台風シーズンを迎える秋に剪定、強剪定をすれば1回で済む、低木のドウザンについては、草むしりが春先、入梅時期になると草がひどい、草むしりをして、その後低木のドウザンについては手入れをすれば年2回やれば手入れが可能か、あるいは3回しなきゃいけないかというのは、研究で工程表で管理しておけばできるはずなんですよ。だから、完成された道路には管理に今度の変更してくださいよ。そういうことをしないと、同じことが何回も戻ってくるんですよ。そういうふうに、低木のところはツツジが枯れたところ、いつ植えてくれるんだという声もあります。けやき通りのところなんかは、ツツジがほとんど枯れちゃっているところがあるんですよ。僕が質問してから、全然植えてないですよ。そういうふうに植えてなければ要らないんだったら、そういう低木は廃止して、それを今度は道路の歩道が狭いから、清水の都市計画道路は2.5メートル、東部区画事業の都市計画はね。あとの都市計画道路は3.5メートルの歩道があるから、そういう都市計画の歴史もあるんですよ。

ですから、都市計画道路が3.5メートルのときには車椅子も通れる。しかし、東部区画事業の都市計画は2.5メートルですから、低木が生い茂ったときに電柱が民間側にあるから、車椅子が通れないんですよ。ですから、僕は低木については根っこから半分は民地境の広くするために、根っこから切ってほしい。それで、道路側の木をあれしてほしいという低木は、そういう東部区画事業の中の低木管理は、そうしてくださいとお願いしましたよ。そうしたら、地元の人々の車椅子は喜んでいましたよ。そういうことを言ったことが、継続的に低木したときに、ここの東部区画の歩道が狭いんだから、こういうことで議会で言われたことは継続で実行できないというのは、管理状態がちゃんと整ってないからですよ。この歩道は管理するときは、こういうことを注意し



なきや、また議会で問題になるよとなれば、そういう管理表があれば二度と問題が起きないですよ、違いますか、私の言っていること。

○副市長（小島昇公君） いろいろ御指摘いただきまして、ありがとうございます。

今お話のございましたように、低木の管理につきましては、非常に注意を払っているところではございますが、いろいろ問題が出ているのも事実でございます。ただいまお話のございました低木の部分の幅、かなり歩道に入っていると。従前はガードパイプと両方なければいけないという決まりもございました。この辺の見直しもあるようでございますので、今の御提案いただいた内容も、これからはあわせて検討もしていきたいと思えますし、その緑のあり方という意味で言いますと、低木の木を植えるのと、ツタ性の植物を植えるので同じ効果ができるのかというふうなことも検討してまいりたいと思えます。

それから、業者さんにつきましては、部長のほうからもお答えをさせていただきましたけれども、基本的には市内業者さんをお願いをしてございます。ただ、今4つに分けているのが、もっと分けたほうが効率的な管理ができるのか。費用面でどうなのか、そういったところを総合的に、これはちょっと検討していきたいと思えます。いろんな指摘いただきましたけれども、前向きに検討を進めたいと思えます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） そのように努力していただきたいと思えます。

次に、イの電柱のない美しい道路だと市民が思っていましたということで、これも匿名の記事です。こういうふうには、都市計画道路がインターロッキングされたというときは、完成された道路と完成された歩道というふうには市民は思っているようです。ですから、完成された道路については、完成された道路に復元してほしいというふうには言われるのはもっともだと私は思えます。その点について、私は電柱が立てられたこの場所については、もっとほかの方法がなかったのかと、電柱を立てないやり方、こういう景観をせつかくここまで確かにあそこは偶然にも電柱のない道路として、私たち見て非常にいい道路だというふうには思っていました。確かに、電柱が3本建ったときに見ていったときに、こういうふうには言われた概念が質問にされるようなことを言われても、これも別な方法が電柱を立てないほかの方法はなかったのかというふうには、私は残念でならない。これは、市長さんの答弁でやむを得ず、こういう事業はやったんだという答弁ですけど、行政はやむを得ずやったという、やむを得ずという言葉で実行していいんですかね。

やっぱり、こういう三角地の土地は都市計画道路のこういう計画書や緑の計画書なんか見ると、都市計画道路にはポケットパークを今後将来の都市計画には、ポケットパークをつくりましょうと、これからふやしていきましょうと、計画書では載っているんですね。これからは高齢化の時代に、ましてやああいいう電柱のない場所にはポケットパーク的な公園も僕は必要ではないのかなと。そういうふうには僕は考えてもよかったのではないのかな。非常に、この問題については再度私は市民の匿名の皆さんの声を、こういうふうには僕はお伝えして、皆さんのこういう事業を、これから三角地の都市計画道路でまだほかにもあります。こういう問題を十分に研究をして、景観に見合った道路づくり、そして周りの景観にふぐあいなことがあったときには、もう一度見直すというような気持ちになっていただきたいと思うんですが、どうですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 都市計画道路をつくるときに、最初の設備として電線類の地中化等の設備ができれば、このようなことが起きないと考えます。ただ、道路築造の際に全ての隣接する宅地等で建物が建っているということではございません。未利用な土地が残っていたりとか、土地利用の転換がされるというようなことが、道路を整備した後から出てきますので、そのときにどう対応するかということで、今回のような後か

ら電柱をどうしても立てざるを得ないということが生じてしまいました。ライフラインを整備する、供給するといったことは、ほかの方法ができない、お隣を通して線を引いてくるだとか、そういうことができないものですから、どうしても将来にわたって影響のないようにするためには、電柱を立てざるを得なかったというのが今回の例でございます。

本来都市計画道路を整備するときに、電線類の地中化を進めていくというのは、これからのまちづくりの中では大切なことと思いますが、本市のようにまだ未利用の土地が多いようなところに道路をつくるだとか、そのようなときには、なかなか整備にかかる費用等のことを考えると、その後に土地利用の転換が起きてきたことへの対応等考えたときに、非常に難しいというようなことがございましてできておりません。ただ、供給をほかの方法でできる、裏の道路からとれるだとか、横から接続している道路等があれば、そちらのほうからとっていただくというようなことでの協議はしていきたいと思っておりますけれども、どうしてもできない場所もあるということで、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 今このハミング道路との道路については、高木の剪定、低木の剪定とか、電柱とかというのは、この景観の関係から匿名の人が言われたことをまとめて質問を今させてもらいました。

そして、③のこれは今度は市の市有地、ちょこバス停の都営バス、都営の向原アパート付近の元市有地というところで、今電柱の問題があった今度は土地の件ですね。この土地に対して、この匿名の人は土地利用は先ほど市長から聞きました。そっちに売却するときの条件とは、どのような内容なのかとお伺いしますと、この人は家が建たない方法の土地内容を期待していました。しかし、今市長さんから言われたように、僕も資料をもらって読ませていただきましたけど、風俗営業とか暴力団の人たちが、そういうことに事業に参加してはいけないんだということの趣旨の規則であって、この土地を買った人が家をつくることに何ら問題ないんだということが、この人は知りませんでした。ですから、この土地の件については、私は電柱のところでも言ったように、こういう三角地の土地については、小さな公園、コミュニティーのパークというような公園をつくる、ミニ公園をつくるかという土地にできないものかということ、今後このような問題が発生したときには、十分検討していきたいと、これは要望しておきます。

そして、あとイとして、この歩道のインターロッキングのところの問題は、先ほどの話では水道や下水道を引くためにやむを得ないんだと言うけれど、僕はインターロッキングの工事が下を掘ると軟弱になるから、だからコンクリ引いちゃうんだと言うんだったら、コンクリ敷いた上にインターロッキングして、こういう歩道をつくる時には金がかかるんだということも知らしめる必要があるんじゃないのかしら。じゃないと、完成された道路をいじくり回されるんですよ。ですから、そういう都市計画道路はどうしてもやむを得ず掘る場合は、そういう歩道のあそこは3.5メートルの歩道が引かれているわけですから、3.5メートルの中でガス、水道工事ができるように、みんななっているはずなんです。本道路からほじくることないと思うんです。ですから、インターロッキングのそういうような工事を、どうしても掘るようなことがあれば、その地質がやわらかいから、やわらかいからどうしてもコンクリで対応しちゃうんだと。後々問題が起きる、だけれどやはりこういう人たちの歩道の言葉をかりれば、完成された道路、インターロッキングできれいにしてくれた歩道なんだと。だから、インターロッキングのまま、そのまましてほしいという、家をつくるときの条件と、その後の条件とは完成された道路をいつまでも掘り返して、そういうことを繰り返しのできないような、こういう費用がかかるんだと、こういうふうに高い歩道を切り下げたりするには費用がかかる。だから、ここは住宅に向

かないんだというのも一つの手だと私は思うんですよ。こういうインターロッキングして、素晴らしい道路になっても工事がまちづくりのためには、どうしても必要なんだと。だから、市が三角地のこういう土地を売って、どんどんそういう工事をさせるんだという方法へといくんですか、今後。お願いします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいまインターロッキングでの現況復旧のことですが、水道だとか、下水道のライフライン関係のことだけであれば、そこはインターロッキングで復旧をしています。これは、原因者、建物を建てるだとか、新たに開発するといった方からの申請で自費工事で工事を市が許可しているという内容になりますけれども、コンクリートで打っている場所といいますのは、車庫になるところで切り下げ構造にするところについて、コンクリートの復旧を近年は行っているということですが、それは、やはり下水や水道の取り出しだけであれば、そこにその後車両が乗ってハンドルを切ってインターロッキングをまたがたがたにするというような、損傷するというようなことは余りございませんが、車乗り入れ部分にした場合には、過去の経験からなんですけれども、非常にインターロッキングの破損が多いということで、そういったことをその後市が管理しているといったことが、非常に大変だということで復旧するときには、コンクリートのほうが今後の、その後の管理のことを考えると好ましいということで、工法を変えているということです。

今関田議員から御指摘のように、構造をかなり強固なものにするという手もあると思いますけれども、それには相当の費用がかかることとなりますので、そういったこともあわせて考えた上で、コンクリート復旧にし、景観上インターロッキングブロック等同じような同系色のカラーを後から塗るというようなことで対応しているというところでございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） ぜひ、そういうまちづくりをするときに三角地の土地、市の土地の買収するときには、そういう問題を電柱問題から始まって、道路のインターロッキングする道路の問題の出入り口の工事の問題を十二分、こういう問題が二度と起こらないような指導をしていただきたいと要望して、次の問題に行きます。

次に、環境問題です。

環境問題で、私がこの問題を取り上げて国体のときが、このムクドリが非常に多く飛来してきました。そして、国体のとき7月から9月の時期に、こういう問題が発生し、やはりことしも同じ時期に同じような状況で市民から言われました。こういうようなムクドリの生態を僕も調べて、このムクドリ対策について、7月、8月、夏になるとこの時期に必ずこういう問題が発生する。ですから、この問題の対策について、ムクドリの性格と対応について、市は今後これはことしだけで対策を先ほどやられたという話は聞きましたけれど、ことしだけの対策じゃなくて、来年もやはりこの7月、8月の暑い時期になると飛来してくると、私は想定しています。こういうような問題については、このムクドリの対策ということについては、枝のケヤキが好むということでケヤキを剪定しているけれど、ケヤキの剪定期間ということも、たまたま私が4月29日、この前後に剪定を西武側がやっていたんですね。それで終わって、そのときに8月2日土曜日のときに、私が行ったときに市の人も一緒になって市の人はカメラで撮っていましたけれど、飛来していたときの状況、これをすごい群れをなしていました。ですから、こういう対策も一日も早く、こういうことが起きたときに市は即対応をするときに、飛来してくる時期はもうわかっているわけですから、ケヤキの剪定、来てからでは国体のときみたいに、来てから剪定をしても遅いですよ。歩道が真っ白になっちゃうんですから、ふん尿で。

ですから、今回も私が気がついて行ったときには、お店側の電柱のところにとまったときに、白くラインを

引いたみたいになると。それがあつと言う間に、今度は高圧線、西武線の高圧線のほうに移動してから、こっちへ来るようになって、それでケヤキが剪定された後、今度は桜の木に入るといふようになって、桜の木に網をかぶせて、そうしたら網をかぶせたときに台風11号が8月9日から強風、台風が関東を通過した。そのときに一緒に鳥もいなくなったんですよ。それで、気温も下がったので、私はこの9月の残暑が帰って来なければ、このままいなくなって10月にはいなくなる鳥ですから、ですからそういう対策も事前にケヤキの対策、こういうのもさっきの剪定じゃないけれど、こういう7月、8月に鳥が来るという、飛来が来てから枝をおろすんじゃないくて、そういう対策もことしの経験値から、こういう来年の予測を立つはずですから、こういうことをきちっとしていただきたいとお願いしておきます。

次に、②東大和市駅前の貯水池の噴水や国体記念碑がある島、公園の低木の中に、シノが群生化しております。これが、私たちが国体の記念碑を掃除していて、草むしりをお手伝いさせてもらっているんですが、このシノが邪魔して危ないです。ですから、この老朽化しておりますので、木も一緒に1回は清掃しないとツツジとシノも一緒に取り上げて土を入れかえないと、シノは退治できないんじゃないかと私は思っています。その対策についてお伺いします。

○環境部長（田口茂夫君） 市長から御答弁をいただきましたように、あそここのところにつきましては、現在緑のボランティアなどと花の植樹に関しまして、いろいろ検討しているところでございます。それとあわせて、ツツジなども一度掘り起こしまして、シノの撤去をしていきたいというふうにご考えております。当初もう26年ほど、あそここのところの整備をしてからたっているわけですが、シノはなかったというふうに私どもも認識しておるわけですが、近年ああいうような状況になってきてしまっているということから、今年度そういった対策をとってきれいにしていきたいというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○14番（関田 貢君） ぜひ、今田口部長さんがおっしゃったように進め、きれいに土を入れかえて、早急にやっていただきたいと要望しておきます。

次に、アドプトの制度についてです。

このアドプト制度については、私が提案して15年、20年と今回で3回目です。このアドプトの精神を東大和市で置きかえると、なかなかこれ実現して輪が広がっていかない。このアドプトの精神は15年前には、僕が提案したときに、私たちは地域の公園、要請したクラブに緑のボランティアをつくったんですね。このつくったときに、平成17年5月、そのときに仲間になってくださいと要請したこども広場をきれいにする仲間になってくださいと、東大和市では公園の草取り、清掃、木の剪定を緑のボランティア、アドプトシステムをやっているクラブを求めていますと言って、この有志がアドプトとは直訳すると養子という意味で、公共のものを民間人が応援して行うことで、アメリカから始まり東大和市も取り入れることになりましたということで、本にも載っているんですよ。本にもアドプト制度の検討ということで、里親制度を取り入れると、東大和環境基本計画にも載っている。そして、今日までその制度の広がりが広がってないということについて、非常に私は残念です。このことについては、市長、どのように考えますかね。僕はもう3回目ですよ、この提案は。

○副市長（小島昇公君） アドプト制度につきまして、従前も御質問をいただいております。

そして、市長は今唱えております市民の皆さんとの協働ということと、非常に意味似たようなところがあるのかなと理解をしております。そういった意味で、広がりが少ない、少し遅いという御指摘でございますけれども、少しずつですけど、この芽が芽生えて育っているのかなと。市長の方針も、そういう方針がございま

すから、市民の皆様にご理解いただく中で、場所が先ほど御質問、御指摘をいただきました低木の例えば管理なんかにつきましても、地域の皆さんの御協力をいただきながらというような選択もできるのかなと思っておりますので、そういったところを含めて、この制度が進んでいくんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 第1回目で質問したときに、このときの担当部長が答えているんですよ。この制度は、住民や団体企業と里親として道路、公園などの公共スペースに一定区画、このアドプト制度を導入して、月1回面倒を見てもらうこと、こういうような形で導入をしているそうでございます。こういう制度は、非常にいい制度だと、この部長さんは褒めてくれているんですよ。だけど、この部長さんはもう退職しちゃったんだよね。だから、私は言うんですよ。こういうことを、いいことをなぜ継続してできないのかな、議会でこういうふうに私たちが100分時間をいただいて、真剣にお願いしているんですよ。できないことって、皆さんのそれぞれの課では、こういう問題、この問題というのを議題として継続で実施できたのは、どんどん切り捨て、できてない問題については、どうして実施できないかということの管理表というのはいないんですか。民間企業はみんな、私も民間企業にいたこういう立場にいましたから、実施したもの、できないものというのを区分けしていましたよ。それで、レポートに1年間のできないもの、できたものと区分けして、どんどんできないものを削っていったんですよ。ブレインストーミングで、そういう問題を処理していった、品質管理の中で。ですから、そういう問題もこういうふうに清瀬が一番最初に都内でやられているんですよ、清瀬の町が、先ほど答弁の中にもありましたけれどね。だけど、こういう制度をなぜいいかという、行政が提案するんですよ。市民の声を待っていたんじゃないかだめなんですよ。市長が協働と言われるけれど、協働の提案の中には市がこの公園と、この公園については、非常にお金がかかってしょうがないと。しかし、これは簡単な軽作業だから、周辺の会社や、あるいは地域のリーダーや、あるいは自治会の会長さんや、そういうのを手伝っていただきたいと市が呼びかけたときに、初めて私がお手伝いしますと、こういう申告がないと、この制度は成り立たないんですよ。

ところが、緑のうちの実施要綱は申請主義なんだよね。申請しっ放しなんですよ、緑の役員として。だから、市が何かをやるときが市がその場所を提案していることは提案しているんですよ。だから、市の仕事と、ただ先に市が提案でこういう場所、こういう場所をやると言えば、この緑のボランティアの仕事と何ら変わりはないんですよ。ただ、申告するか、市が提案してこの場所を言うか、言わないかと差なんですよ。市民の協働を待っているということと、一歩踏み込んで市が実情困っていることを市民に協力を求めるということがアドプトで、これだけ世間で好評を得ているんですよ。ですから、私のところも市長さんに、前の市長さんに言われて、私がやっている用水北側、いまだに15年度から続いています。そして、向原公園は老人会の会長さんが、その当時3期前の会長さんが3代変わっていくと、その趣旨がだんだん薄れていく。それを教育しないから、だんだんその自治会の会長さんもそうです。ですから、僕が老人会の会長さんにお願いした人は理解があって、その年会長さんやっているときはきれいに草むしりやって、自分たちがゲートボールやる、グランドゴルフをやるときには、草むしりをしてからグラウンドを使うというシステムが根づいたんです。

ところが、老人会の会長さんが、その会長さんがやめて2代、3代になるとだんだん薄れて、そこが要請来たら自治会の会員が夫婦で中心になってやってくださる人がリーダーがいるから、やはりリーダーが変わるとするのはだめですよ。薄れていく、ですからそのリーダーが役所になるんですよ。ここの場所と、この場所と、この場所が皆さんの市民の力をおかりして、しかし無償でやっていただきたい。しかし、道具の費用だけはお

金を出すということで、アドプトの制度が里親として、この先は栄えてくるんですよ。各市が取り入れているんですよ。ですから、市の市民が申告して市民がどこをやるんですかと、結局は市のやる場所を聞くんじゃないですか。ですから、市がこの場所、この場所と市に相談来たときに、僕が介護保険制度の皆さんが介護資格を取った人たちが、介護資格のリーダーがとった皆さんが体操をやったり、リーダーの人が花植えをやったり、音楽をしたり、サロン活動をやったり、いろいろやっています。ですから、その中で都営住宅の花壇をやっているNHKにも出た花づくりの人は介護のリーダー教育から生まれた人ですよ。そういう生まれた人が、市長さんがあの公園を借りるについて、市が手続したはずなんですよ、公園を使わせていただきたいと。使わせていただきたいと来たんだから、市がここの場所はあなたが責任を持ってやってくださいねと契約を結べば、里親制度になるんですよ。

アドプトで立派に、花づくりの介護のリーダーの人がずっと受け継いで、皆さんと同じ気持ちで、今度はその代が変わっても受け継がれるわけですよ。僕は、花づくりの介護の人なんかすばらしいと思っていますよ。それと、ゆうゆう体操の皆さん、リーダーの人も、あれを受け継ぐんですよ。あれは市がつくったから受け継ぐんですよ。市民から協働で生まれたわけじゃないんですよ。やはり、市が提案したものに市民が協力して、協働して作業ができていくんですよ。一番最初は市なんですよ、市が何かを提案して、これにこの指とまれというものをつくらなきゃだめなんですよ、違いますか、市長さん、市長のほうから聞きたい。

○市長（尾崎保夫君） アドプト制度ということで、15年前ということでしょうか、長きにわたってお話をされて、要望されているという話は私自身も存じ上げているわけでございますけど、地域、先ほどのような公園だとか、そういうふうな地域の中でそれぞれの方がそういうふうな形で市の大きく言えば環境行政ということになるかと思いますが、そういうふうなお手伝いをいただけるということは、大変心強く思っているところでございます。市のほうとしましては、全体像、そしてあと基本的な考え方というか、方針というのは明確にしていく必要があるかなというふうに思っておりますし、私どものほう、私自身もそういった意味では、その経験というか、非常にすばらしいなと思ったのは、日立の変電所の前の花壇をやっていたいただいている方々ですね、ちょっと変わった会の名前なんですけども、その方とお話をさせていただいて、そしてもう一つポイントになったのは、あそこを管理、全体を管理している西武何とか、西武の植木関係の公園等を管理している会社なんですけども、その会社の担当の方も、たまたまおいでになりまして、話を聞いたときに、そのグループの主体的な活動をどう支えていくかということで、会社のほうの方はそのグループの方々がやりやすいようにということで、主体的にできるということで、だからあそこのデザインだとか、そういうようなものについては、何をどう植えて、どうするんだというのは、その主体的にグループの方々がやっているということでございまして、私どものほうの市でも、その会社と同じような立場で市民の方々にお願いできるものがあるんじゃないかなというふうには思っているわけです。その対象としては、道路、公園、河川、そしてその他公共施設ということで、比較的安全で誰もが参加できるようなというふうなことが必要かなというふうに思います。

また、私ども市の対応としましては、最低限保険というか、ボランティア保険、あるいは清掃用具等の貸し出し、貸与、支給、あるいは議員が言っているような、そこを主体的に整理していただいているグループであるアドプト表示の看板の設置などなど、いろいろとあるかなと。それから、あとごみの回収、そういうふうなことがあるかなと思います。そのような形のきちっとした市としての全体像と、それから具体的な基本的な方針というのを、きちっと決めていこうかなというふうに思っておりますし、先ほど副市長のほうから答弁がありました駅前ロータリー、あそこを引き抜いてということで、部長のほうからは、その

具体的な対応について、お話があったと思いますが、既にあそこは市は中を取って土を入れかえてというところまでは、きちっともう既に進めるという形にはなっているわけですが、その後の管理につきましては、緑のボランティアなり、そういうふうな方々にお願いして進めていこうと。そのときには、今回のアドプトという制度そのものというのは、まだできていませんので、そういう名称を使うというわけにはいかないと思いますけども、それに近いような形で御協力いただける方々を公募して、しっかりと整理して、それが第一歩になればなというふうには思っているところです。

以上です。

○14番（関田 貢君） ぜび、市長さん、そういう思いを実現していただきたいと思います。

次に、大雨と台風シーズンに備えてということで、私が日ごろ心配している市内の状況で、第三小学校校庭の付近、今は道路の幅員で歩道を広げて道路の改修工事を第三小学校付近はやっております。あそこの付近も、船底型で水がたまりやすく、そこで新堀方面に大雨のときは大量の水が流れていって、低いところに水がたまるということがたびたびあったと。その辺、最近の情報では、どのような状況になっているか、再度確認します。

それと、新堀地区の野火止橋付近、そして向原5丁目の中村マンションのところも集中豪雨が降ると、もう膝ぐらい来る、五、六十センチ、すぐたまります。こういうような状況なかは、最近どのような対策がとられているか。そして、鎌田ビルはもうこれ皆さん御存じだと思いますが、鎌田ビルの道路状況、そして南街交番付近とのマンホールからのふたの吹き出す、そういう都市型災害が現状では、どのようになっているのか、再度確認します。

○土木課長（寺島由紀夫君） 大雨時に溢水箇所ですが、この6月にも大雨がございました。その中で、10分間に23ミリという激しい雨でございましたけれども、そのような中で排水管、現雨水排水管が対応できないような雨ですと、冠水するような箇所が生じてまいります。

まず、市道第1号線、用水北通りの先ほどおっしゃられました東大和市駅前の部分が冠水します。それから、用水北通りの三小の周りですね、その辺も大雨が降ると冠水するような状況です。それから、市道6号線、富士見通りと青梅街道との交差点、南街交番前ですけど、こちらも大雨のときには冠水するような状況です。それから、市道第9号線、いちよう通りですけども、八小の方面から出たところあたりですが、そのあたりが冠水します。もう1カ所、市道第13号線、東野火止橋のところの手前ですけども、そこも冠水するような状況でございますが、最近の状況ですが、清掃等、あと雨水浸透施設の設置等でこまめといいますか、毎年計画的にやっているわけですが、そのようなことから、あくまでも推測なんですけど、冠水はするんですけど、引きは大分早くなっているというのを感じているところでございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 最近の情報で、私が大雨と台風シーズンというときに備えてということで、僕が何か所かの危険場所に、やっぱり冠水が起きているということで、私はこの東大和市の都市型災害という特徴は、この当市は下水道事業も100%に近い、もうほとんどが下水道事業が終わりましたと言っても過言ではない状況だと私は思っています。そして、あと東大和市の下水道対策では、分流方式をとっている関係上、汚水処理水と雨水と分けた分流方式をとっているということで、河川に流れる川はお勝手の水は河川に行く。しかし、雨の水、雨水が市内に降った雨水の雨水管については、この処理ができないがために、僕は今状況が生まれていると、こういうふうに思っています。ですから、こういう冠水対策については、私は一定の貯水槽が必要では

ないのかなというふうに思っています。

そうしたときに、そういう貯水槽をどこにつくるかということで、私は南街の地区を調べたときに、一番低いところというのは南街の交差点、今度は駅前、東大和市の駅の交差点から新しく都市計画に出た東大和南街商店街に入る都市計画道路の分岐点、あそこの交差点、あの交差点の2カ所が非常に低い、あそこから向原地区で、それぞれ流れてくる水が鎌田のビルの駅前とか、うちの向原のそういう中村マンションのところの排水につながってくると、雨水がたまるということは、やはり、そういうたまるところの水は、どこかで一たん雨水対策として地下貯水槽を市道旧5号線の、あの道路のところに地下にタンクをつくって、そこで一たん水をためて、そして水を流すという方策が南街地区で大きなタンクをつくる必要がある。僕は、そういう地下貯水槽をつくらないと、この冠水対策は進まないのではないのかと、こういうふうに思いますが、どうですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 最近の集中豪雨の降り方、先ほど土木課長からも少し触れましたけれども、10分間で23ミリという強度で降っております。非常に、それを1時間に直しますと120ミリを超えるような雨量に匹敵するというようなことになりますので、河川整備が進んでいる中でも河川のほうは余裕があっても、道路の中にある雨水管に流れ込めないというような状況で冠水しているような状況もございます。そういったようなことから、それを一時的に取り込むような形、集水ますをもっと飲み込むような構造にしていくなか、今まではただ単に道路に降った水を雨水管に流していくというのが集水ますの機能として、一番道路工事するときには、その機能をきちんととるということが目的でしたけれども、今はその段階でも浸透させるというようなことで、浸透ますをつけております。以前につくった道路につきましては、まだ単なる集水ますであったりしていますけれども、そこを浸透ますに変えるというようなこともしながら、また場所が確保できる場所については、浸透井、井戸を掘るようなことで対策をとってきたということもございますが、近ごろのような降り方になりますと、それでもまだ厳しいということがございますので、ただいま関田議員から御指摘いただいたような地下に貯留槽をつくるといったことは、非常に効果的だというふうに考えてはおります。しかし、道路の下であったり、公園の下であったり、そういったところに相当の規模の貯留槽をつくるといったことにつきましては、非常に費用もかかりますし、また適地というところを、どこに求めるかといったようなことも難しいような状況です。都心のように、道路幅員の広いところであれば、それなりの効果を求めていくということもできると思いますけれども、当市のようなそれほど広くない道路が多い中では、1カ所掘って、そこで効果を出すというのは非常に難しいというふうに考えておりますので、現在は面的に考えまして、いろいろなところで浸透させていくというようなことを考えております。ただ、抜本的な検討をする必要があるというふうに考えておりますので、研究を進めていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 部長さん、都市災害型のこういう冠水の対策というのは、やはり都内を見ても、事例を見ても、地下貯水槽しかないですよ。それで、大和の町は、そういう経験がないけれど、隣の武蔵村山市で大南のときの大水対策、あそこの住宅街が水浸しになっていたんですよ。それを、あそこの道路のところにマンホールを地下貯水槽をつくって、今大南のところはもう全然水が出ないですよ。それくらい大規模なことを、隣の武蔵村山市がやっているんですよ。だから、ああいうやり方を当市でもできないはずがないんですよ。あの南の8メートルか、そこらの道路の場所ですから。ですから、そういうことについて、やっぱり地下貯水槽の研究については、隣の村山市さんが、そういうふうにかけているんですから、当市の冠水対策もぜひやっていただきたいということで、そういう地下浸透ますの研究をしていただきたいということで要望して、私の一



般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（関田正民君） 以上で、関田 貢議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時 4分 休憩

---

午後 4時14分 開議

○副議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 二 宮 由 子 君

○副議長（関田正民君） 次に、5番、二宮由子議員を指名いたします。

[5番 二宮由子君 登壇]

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、民主党、二宮由子です。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、地域防災力の向上についてでございます。

我が国は、これまでも多くの自然災害に見舞われてまいりましたが、近年では首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模地震の発生が懸念されており、地域防災力の強化に対する安全・安心の取り組みへの関心が高まっております。平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災により、大規模広域災害における公助の限界が明らかになり、地域のきずなの大切さや地域における自発的な自助、共助による防災活動の重要性を、また地域コミュニティが災害に強くならなければ相互に助け合いながら防災に取り組んでいかなければ、みずからの命を守ることや、住みなれた地域を守ることができないなど、共助の重要性を改めて認識いたしました。このように、大震災から得た教訓を地域防災力向上の取り組みとして進めていくには、市の施策、トップダウンの取り組みとあわせて、地域の実情に即した地域主導型のボトムアップの取り組みが重要であると考えました。

そこでお伺いいたします。

第1に、総合防災計画のあり方は。

第2に、避難所体験訓練の地域展開は。

第3に、避難所管理運営マニュアルの活用は。

第4に、今後の課題はなど、お聞かせいただきたくお伺いいたします。

続きまして、自転車の安全利用推進についてです。

自転車は道路交通法上、車道の左側端を走行するのが原則ですが、交通事故が急増した昭和40年代以降、自動車との交通事故を防止するために歩道通行を認め、幅員の広い歩道である自転車歩行者道を中心に整備が進められてきました。そのため、歩行者と自転車の混在による安全性の低下や自転車が本来持っている走行性、利便性、快適性が損なわれる要因となっており、近年では歩行者と自転車の分離を図るなどの自転車走行空間の整備が推進されております。当市は、比較的平坦な地形で高低差が少ないことから、通勤、通学、お買物など、自転車は日常生活に不可欠な乗り物として市民の皆さんに御利用されており、その結果駅周辺には多くの自転車が集中し、自転車等駐車場の不足や放置自転車の増加など、多くの課題を抱えています。市としても、さまざまな取り組みを実施しておりますが、残念ながら根本的な解決に至っておりません。安全性、利

便性、快適性の向上に向け質の高いサービスを提供するための自転車等駐車場の再整備に伴う受益者負担の適正化の検討など、自転車の安全利用推進に努める上で重要な課題であると考えました。

そこでお伺いたします。

第1に、東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画について。

ア、自転車等駐車場の整備状況は。

あ、既存自転車等駐車場の再整備及び新規整備の進め方は。

b、他市の状況は。

イ、放置自転車等の対策は。

ウ、自転車の安全利用に関する施策は。

エ、自転車走行空間の整備状況は。

オ、今後の課題は。

第2に、サイクルシェアリングの取り組みについての考えは等、お聞かせいただきたくお伺いたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては、御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

[5 番 二宮由子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、総合防災訓練のあり方についてであります。東日本大震災を教訓として平成24年度から総合防災訓練の内容を見直し、従前のシナリオに基づくセレモニー的な訓練から、図上訓練と実働訓練を交え、参加者がみずから考えて行動するものや、市と関係機関や協定団体等との連携を重視したものに内容を改めました。今後につきましても、市民の皆様が見る、体験する、考えるという点に重点を置き訓練内容を工夫していきたいと考えております。

次に、避難所体験訓練の地域展開についてであります。避難所体験訓練は平成23年度から実施し、現在まで第二小学校、第五小学校、第十小学校、第一中学校、第三中学校、第五中学校の6地域で実施しております。今後は、未実施地域での開催を考えております。

次に、避難所管理運営マニュアルの活用についてであります。平成26年6月避難所管理運営マニュアルを作成しました。このマニュアルは当市に大規模な災害が発生し、多くの市民の方が家屋の倒壊、焼失等により避難所生活を余儀なくされる場合を想定したものです。内容は、平常時からの備えと避難所の開設運営を避難者が主体的に行うことを基本に作成したものであります。このマニュアルは、基礎的、総体的な手引書でありますので、今後はこのマニュアルを基本とした避難所ごとの実用的なマニュアルの作成を検討してまいります。

次に、今後の課題についてであります。防災の基本は自助・共助・公助であると言われております。その中で、共助の基本は自主防災組織であると考えております。当市の自主防災組織は現在34団体であり、今後組織の育成が課題であると認識しております。

次に、東大和市自転車等駐車対策に関する総合計画についてであります。平成25年3月に本総合計画策定に伴う調査を実施し、平成26年3月に策定したところであります。自転車等駐車場の整備状況についてであります。当市が管理しております自転車等駐車場は19カ所あり、平日では全ての駅で収容可能台数を上回っている状況であります。

次に、既存自転車等駐車場の再整備及び新規整備の進め方についてであります。本総合計画に基づき今後

自転車等駐車場の整備や管理運営方法等について検討を進めてまいりますが、既存の駐車場の再整備や新規整備につきましては、自転車利用の抑制策や民間の駐車場の運営状況等踏まえる必要があると考えているところであります。

次に、他市の状況についてであります。多摩地区各市の運営状況を見ますと、21市が有料の自転車等駐車場を設置しており、当市を含む4市が無料としている状況であります。

次に、放置自転車等の対策についてであります。現在放置禁止区域内に違法に駐車されている自転車等につきましては、駅頭駐輪指導員による駐車禁止の指導や毎月2回の違法自転車等の撤去を実施するとともに、市報やホームページにおいて放置防止に関する啓発などにより周知を図っております。

次に、自転車の安全利用に関する施策についてであります。警視庁が推進しております自転車安全利用五則を基本とした交通ルールの習得や、点検整備の実施といった自転車利用者が守る事項の市民の皆様への啓発を繰り返し実施していくことが重要であると考えております。

次に、自転車走行空間の整備状況についてであります。平成24年度から自転車の通行場所を明示する自転車ナビマークの表示を交通管理者であります東大和警察署と協議しながら進めております。平成25年度には、市道第5号線と市道第9号線に設置いたしました。今後も関係機関と調整を図り、自転車走行空間の環境整備に努めてまいります。

次に、今後の課題についてであります。駅周辺や歩道等の公共空間の安全性や機能を確保するためにも、都市の景観を整然と保つためにも、本総合計画に基づき、自転車利用の抑制や自転車等駐車場の環境改善等の課題に対し、適切な施策を推進していくことが必要と考えております。

次に、サイクルシェアリングの取り組みについてであります。サイクルシェアリングは乗り捨て型貸し自転車として、近年導入している自治体があることは認識しております。自転車等駐車場の駐輪削減対策としての有効性について、今後進める駐車場整備の計画に合わせて検討が必要であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番(二宮由子君) まず最初に、私の一般質問通告の2番の自転車の安全利用推進についてにかかわります資料を御配付させていただきたいと思っておりますので、許可いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○副議長(関田正民君) ただいま二宮議員より申し出がありました資料の配付について、これを許可いたします。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午後 4時26分 休憩

---

午後 4時27分 開議

○副議長(関田正民君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番(二宮由子君) 議長、許可をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきます。資料は後ほど、皆さんにごらんいただきたいと思っておりますので、そのときは御用意よろしくお願いいたします。

まず、総合防災訓練のあり方についてです。

9月7日の日曜日、あした、あさってですか、第三中学校で平成26年度の東大和市総合防災訓練が開催され

ます。御答弁の中でも、市長がおっしゃっていましたが、東日本大震災以降、総合防災訓練の中身が見直されて、参加者がみずから考えて行動するものに内容が改められたということです。市民参加型に改められた訓練の内容について、まず伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 市民参加型に改められた訓練の内容でございますが、東日本大震災の教訓から体験型としまして、市民参加型に改めたものでございます。かつての訓練でございますが、こちらにつきましては、初期消火訓練とか、煙体験訓練とか、炊き出し訓練が主な内容でございました。改めた訓練としまして、避難所体験訓練、応急救護訓練、救出救助訓練、ガスマイコンメーター操作訓練、伝言ダイヤル訓練、スタンダードパイプ放水訓練、給水キット取り扱い訓練、地震体験訓練等を実施し、市民の参加型訓練として改めたものでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺った体験型の訓練の内容に改められたということですが、毎年行われる総合防災訓練についての検証というのは、どのように行われているのでしょうか。また、その検証されたことによって、課題というものが明らかになると思うんですが、例えば訓練内容の見直しですとか、そういったブラッシュアップというんでしょうか、次回の防災訓練には、どのように反映されているのかを、まず伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 総合防災訓練の検証と次回にどう反映していくかでございますが、まず防災訓練が終了しますと、参加職員から報告書を提出いただいております。この報告の内容でございますが、防災訓練の推奨事項と反省事項ということで記載いただいております。その後、防災安全課内で防災訓練の全般につきまして検証しまして、事業報告を作成しまして、次年度の訓練に生かしているということでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 報告書で推奨事項ですか、反省事項など訓練に参加された職員の方に出していただいて、防災安全課内でまた検証されるということなんですけれども、それでは昨年度行われた防災訓練で検証された結果、今年度防災訓練に新たに取り組みが行われたものは何か伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 今年度の防災訓練で新しい取り組みでございますが、まずシェイクアウト訓練というのがございます。これは、防災一斉行動としまして、地震発生後、防災行政無線から放送いたしまして、机やテーブルの下に身を隠していただいて、身の安全を図るという訓練でございます。

次に、避難所の開設訓練というのがございます。これは、発災初期職員行動マニュアルというものを作成しました。それに基づきました訓練でございます。市の職員の初動要員10名が今年度は市立第三中学校で行いますので、第三中学校への参集をします。避難所の鍵を開錠します。開設の準備、備蓄コンテナ内の備蓄状況を確認したり、避難所の運営を行うものでございます。

また、応急給水訓練としまして、今年度上北台浄水所での車両の積載タンクによりますタンクに給水しまして、その後その水を炊き出し訓練等で使用するものでございます。

また、スタンダードパイプの放水訓練、地震体験訓練、演習に今回警視庁の警察犬も参加してございます。

また、さらに友好都市でございます喜多方市から災害応援協定に基づきまして、演習参加が予定されているものでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 御答弁の中の避難所開設訓練なんですけれども、市の職員の方が実際に避難所をどのように鍵をあけたりとか、そういった訓練だと思うんですが、市の職員の方、今回第三中学校ですので、市の職

員の方は管理責任者として選任される方が、もちろん行っていただいで訓練に参加していただくべきだと思うんですが、それについて確認させてください。

○総務部参事（鈴木俊雄君） この初動要員につきましては、管理責任者ということでございまして、まず地震が起きたときに市民の方が避難所であります学校に駆けつけてこられるということがございますので、そちらのほうの対応を、まずしていただく、鍵をあけて開設するということがございます。その後、災害対策本部のほうから管理責任者が学校に向かって引き継ぎを行っていくということになります。

以上です。

○5番（二宮由子君） じゃ、その管理責任者となる市職員の方は何らかの形で避難所開設訓練に携わるということの認識でいいのか、確認させてください。

○総務部長（北田和雄君） 初動要員職員でございますが、これは休日・夜間に地震が起きて、災害対策本部ができるまでの間、避難所を早急に開設しなきゃいけないので、臨時的な対応として、その避難所の近くに住んでいる職員を、あらかじめ任命しております。その人たちが、まず夜間とか休日に起きたらば、まず本部に来るんじゃないくて、直接避難所に行って、そこで避難所をあけるという役割を担っている人たちです。避難所をあけた後、災害対策本部ができましたらば、今度は災害対策本部のほうから改めて連絡係である避難所管理者を任命して、引き継ぎを行うということになっておりますので、あくまでこれは災害対策本部ができるまでの間の応急措置としての職員の対応というふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○5番（二宮由子君） その避難所の近隣にお住まいの職員の方が臨時的というんでしょうか、というふうにおっしゃっていますけれども、その近隣にお住まいの方自体が管理責任者になられてもいいんじゃないですか。だって、近隣に住んでいらっしゃるんですから、これから例えば後々伺いますけれども、その地域の実情に見合った避難所のマニュアルを作成していただくときにも、その職員の方にぜひ話し合いとか、知恵を出し合っただけでつくっていただくときにも、実は参加していただきたいと私は思っているんですね。そうすると、近隣にやっぱり住んでいらっしゃらないと、その地域の実情ってわからないじゃないですか。ですから、できればもちろんお一人ではなく、近隣とはいえ、それぞれ御事情があって他市から当市の市役所にお勤めになっていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういう方も交えて、でも1人か2人は近隣の方にやはり住んでいらっしゃる方が、その管理責任者として選任するのも私はいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 先ほど申しましたとおり、休日・夜間の発災時の応急対応でございます。防災対策というのは、基本的に災害対策本部を設置して、そこが組織的に運用をしております。その災害対策本部の中に、避難所の運営のセクションがございますので、そこから避難所の管理責任者は任命するというのが組織対応になってまいります。

それと、初期初動要員の職員ですが、これについては住所要件だけで選んでおりますので、いろんな職場に散らばっている人たちが集まっているんですね。だから、例えば具体的に言うと保母さんもいらっしゃいますし、それから実際に給食センターの作業員の方もいらっしゃいますから、その人たちをそのままそこで避難所の運営に携わるというのは無理があると思います。ですから、初期のまず避難所を開設すると、市民の方をまず安全なところに避難させていただくための当初の任務だけを担っていただいで、実際の避難所の運営となってきますと、災害対策本部のほうで避難所運営に携わる、そういう知識のある職員を管理者として派遣していくと

いうことが、円滑な運営につながるものだというふうには考えています。

以上です。

○5番(二宮由子君) わかりました。初期初動要員ということですから、とりあえず避難所を鍵をあけ開設をし、市民の皆様安全なところに、まずは避難していただくということの要員だというふうに理解しました。

では、その次に避難所体験訓練の地域展開はについてなんですけれども、防災訓練で行われている市民参加型の避難所体験訓練というふうに御答弁でも言われておりましたけれども、これは平成23年度から実施されて6地域で開催されている、例えば第五小学校、それと第十小学校ですか、過去に開催された避難所訓練として、これは避難所訓練という形で単独で実施をされたものなんですけれども、その内容的には変わらないものなんですか。といいますのも、例えば第五小学校ですとか、第十小学校で開催された避難所体験訓練というのは、午前中からですか、結構長時間にわたった訓練だったんです。ただ、今回の総合防災訓練の中の訓練内容をいろいろ見させていただいても、市民参加型の訓練にしては時間的には、この避難所体験訓練として独自で実施されているものよりも短いような気がいたしましたので伺いたいと思います。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 総合防災訓練での避難所体験訓練と、単独で行います避難所体験訓練の内容でございますが、内容はほぼ同じでございます。

まず、総合防災訓練の避難所体験訓練につきましては、体育館内で決められたスペースを利用した中で、グループで相談していただいた中で椅子折りをしたりとか、シートを敷いて毛布を利用した中で避難生活を体験していただくということで、こちらのほうは200人から250人の50人1グループで2時間ちょっとで行っていただくんですが、時間の制約がございますので、グループごとに回っていただいています。ただ、単独で行います避難所体験訓練でございますが、こちらについては体育館を主に実施するものでございますので、それプラス炊き出し訓練とか、体験訓練がセットになって運営するようなことでございます。具体的には、応急給水訓練とか、避難所の受付訓練、あと災害伝言ダイヤルとか、ガスマイコンメーターの復旧訓練とか、緊急通報の訓練がセットになってございますので、時間的には3時間少々でございますが、内容的には避難所体験訓練の内容については、ほぼ同じでございます。

以上です。

○5番(二宮由子君) 今御答弁いただいたように、内容がほぼ同じであるならば、今後先ほど御答弁いただいた避難所体験訓練が未実施の地域での開催を考えているというふうにおっしゃっておりましたので、これいつごろまでに一時避難所となる市内の全ての小中学校、そこで避難所体験訓練が実施されるのか、それを伺いたいと思います。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 昨年度から、総合防災訓練を中学校区域で実施してございます。一中から五中まで実施するためには、台風等で中止等がなければ、ことしを含めまして4年はかかるのではないかとというふうに思っております。

以上です。

○5番(二宮由子君) そうすると、小学校ではどのような対応をされるんですか。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 総合防災訓練は中学校区ごとを基準としてやっていこうということで、中学校区には小学校も含まれますので、一応そちらのほうで対応と。また、中学校区の中でも要望が強かったりとか、自主防災組織が数が多い団体、地域がございますので、そちらについては小学校でも自主的に開催をしていただいているということでございますので、市としては中学校区を市で区割りしました中で1校ずつ実施してい

くということと考えてございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁で、中学校区で総合防災訓練は実施されるので、その中で対応していくというふうにおっしゃってございましたけれども、実際に小学校の体育館でも避難所、一時避難所ですか、いつときの避難所に指定されておりますし、これから後で何う避難所の管理運営マニュアルも、それぞれの避難所で作成される、それぞれの地域の実情に合わせた形で作成されるというふうに御答弁もいただいておりますので、そうするとマニュアルはつくったけれども、実際にその場で例えば小学校の体育館の避難所の形式で、実際に市民の皆さんが体験するということができないわけじゃないですか。ですから、もちろん総合防災訓練は4年ぐらいかかるというふうに、一巡されるには4年ぐらいかかるとおっしゃっています。中学校区は小学校も入っていますから、5区ですか、五中までありますから、その中で小学校は10ありますから、そこも全部含まれているというお考えもいいんですけども、できれば小学校でもそれぞれ学校の中の行事など、いろいろさまざま忙しくありますので、なかなか日程的には難しいかもしれませんが、地域の皆様に呼びかけをして、できれば小学校の学区の中でも避難所体験訓練が実施していただきたいと思うんです。といいますのも、平成23年度から実施されて、第五小学校、第十小学校は避難所体験訓練実施していますから、小学校の体育館でね。ですから、できないことはないと思うんです。よろしくお願いいたします。

ぜひ、現在の訓練内容で避難所体験訓練を一巡はしていただきたいんですけども、二巡目以降では、さらにステップアップした避難所体験訓練の実施をお願いしたいと思います。ステップアップというふうに簡単に言いますが、じゃどんなことがステップアップなのかというのは、なかなかわかりづらいと思うので、私今回地域防災力の向上につながるステップアップした訓練内容の御提案をさせていただきたいと思います。

先月の8月23日の土曜日に、中央公民館ホールで開催された「実践！災害時避難所生活！～障害のある人と共に～」という東大和市地域自立支援協議会主催の公開講座に参加をさせていただきました。チーム神戸というボランティアグループなんですけれども、その金田真須美代表の講演がありまして、このチーム神戸というのは、阪神・淡路大震災の被災者の皆さんが立ち上げたボランティアグループで、代表をされている金田真須美さんという方は、東日本大震災発生直後から石巻市の避難所に駐在をして、ボランティアや支援者を募りまとめながら、被災地支援に力を注いだ方です。現在は、記録的豪雨で土砂崩れや家屋の浸水など、甚大な被害を受けている兵庫県丹波市の被災地支援に携わっておられます。金田真須美さん、その代表の講演会の後に、参加者が3つのグループに分かれて与えられた課題を、グループごとに話し合っ解決していくということを行いました。

まず、椅子を並べるんです。四角く囲って、そこは皆さんの避難所ですというふうに言われました。避難所に見立てた椅子を周りに囲って、1つ目の課題というのは名簿づくりでした。白い紙と鉛筆、もうそれだけなんです。それで名簿をつくってくださいということです。グループの中でリーダーや書記や、あと伝達係を決めて、どのような項目が名簿づくりで必要なのか、住所が必要、氏名、あと性別、障害の有無、何かほか全てをグループで話し合いで決めていくんです。

次の2つ目の課題は、仮設トイレづくりでした。これも、椅子、段ボール、ビニール袋、ガムテープ、布というような、そこにあるものを活用して仮設トイレをつくってくださいという課題でした。その仮設トイレをつくる時に、名簿づくりのときは何も発言されていなかった方ですとか、あと対話をするのが苦手という方も、いろいろとやっぱり自然の摂理でしょうか。やっぱりトイレというのは、非常に重要なものですから、いろいろと意見が出されたんです。短時間ではあったんですが、皆さんと一緒に話し合うこと、またコミュニケ

ーションを持ちながら、皆さんと話は一応出し合って考えるというんでしょうか、考えながら一つのものをつくり上げるということが、お互いの心のつながりにもなりますし、つくり上げたという達成感と同時に一つにまとまる力、そのグループが一つにまとまるというパワーがあるのだと私は感じました。障害のある方の意見も聞きながら、仮設トイレそれぞれグループに分かれてつくったんですが、完成をし、グループごとに金田代表からコメントをいただき、公開研修会は終了となりました。

その研修会終了後、椅子の片づけを皆さんでしたんですけども、そのときに最初に研修会の始まる前は、皆さんそれぞれ黙って会場に入られたんですが、お疲れさまと声をかけ合うなど、お互いの労をねぎらいながらの解散でした。このように、避難所体験訓練の訓練内容で、まずは先ほど伺ったような従来の訓練内容、自治会単位で説明を聞きながら、体験、実際に経験をしてみるという訓練内容も非常に、それは一巡目にはいいと思うんですけども、二巡目ではそれを一歩進めた形の取り組み、みんなで話し合って知恵を出し合って考えながらつくり上げていく、何か一つのものをつくり上げるということを加えていただくことによって、より実践的な避難所体験訓練になると思いますし、またその訓練をされた後、日常生活においても皆さん避難所体験訓練で集まってくる皆さんは、自治会単位の御近所同士ですから、避難所体験訓練をきっかけとしたコミュニティの強化にもつながるのではないかと私は思っています。

非常に、学ぶべきことが多くて、そういった非常にいい研修会であったんですが、皆さんにうまく伝わったかどうか不安でもありますし、市長は最後まで御参加されていましたので、その場の雰囲気など御存じだと思いますので、ぜひとも市長の御見解を伺いたいと思います。

○副議長（関田正民君） ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

○副市長（小島昇公君） 当日の金田先生の講演は、私が市長の代理で出席をして聞かせていただいております。済みません。それで、他の用がありましたので、実際に3つのグループに分かれてということは、トイレをつくったり、話し合う席はちょっと一緒にとすることができませんでしたが、非常に講演を聞かせていただいた中では、やっぱりテレビなんかで見るとは違って、実際にお弁当を配ったところの白い御飯のり弁当のようになっておまして、そののりはみんなハエなんですよと、これを耐えられない人は、そこでは避難所生活はできませんよというような、非常に切実な話をいただきまして、私もその講演を聞かせていただいて、非常にためになったなど。今議員さんのお話を聞かせていただいて、その訓練というのもみんなで自分たちで何でもないときには、行政がいろいろ準備をして、それにのっとってうまくできるのかと思いますけども、いざというときにはそれではだめだということで、この体験型の訓練に今移行しておりますので、そういった中では、さらにみんなで協議をすることによって、自分たちが自分たちのことを考えていくということで、チームワークが図られるとかということは、そのとおりでないと。以上でございます。

○5番（二宮由子君） 済みません、私いつも市長は市民の中に入っていて、いろいろと御参加されていますので、そういえば副市長が御挨拶されていたなど今思い出しました。済みません、申しわけありません。ぜひ、市長にも参加していただきたかったです。非常にいい講演でしたし、非常にいい公開研修会でした。福祉部長に、いろいろと詳しいことを伺ってください。よろしく願いいたします。

今回一つ残念だったのは、公開研修会の所管課が今申し上げたように、福祉部障害福祉課だったんですね。そうすると、防災安全課の方がいらっしやなかったのが、非常に残念でした。防災安全課は消防、防犯、そして防災という広い範囲で日々奮闘されておりますので、防災という少しでも関連したものは全て防災安全課



にかかわっていただきたいとは申し上げにくいんですが、今回の公開研修会で防災担当の方が、その場にいらしたら、避難所体験訓練をこれからステップアップ、二巡していく上で今後の参考になったと思いますので、これからはしっかりといろいろな研修会あるかと思いますが、精査をしていただいて、防災関連の研修会などへはできるだけ参加をお願いしたいと思います。

次に、避難所管理運営マニュアルの活用はについてです。

私、先ほども何度か申し上げましたけれども、平成26年6月に作成された避難所管理運営マニュアルというのは、御答弁ではあくまでも手引書ということでしたので、これから避難所ごとに地域の実情に合わせた実践的なマニュアルが作成されます。そこで、この作成される作業をするに当たって、どのようなメンバーで作業が行われるのか。また、その際先ほどから出ております避難所ごとに選任される管理責任者となる市の職員の方が、マニュアルの作成に携わっていただけるのかどうか確認させていただきます。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 各避難所で作成されます避難所管理運営マニュアルでございますが、こちらにつきまして、作成のメンバーということでございますが、これにつきましては、施設管理者であります学校長を初め、教職員と地域の自治会や自主防災組織の方、また市の職員がメンバーとなりまして作成していくことになると思います。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） その市の職員のメンバーが避難所ごとに選任される管理責任者なのか、それとも防災安全課の担当の職員の方なのか伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 地域防災計画によります避難所関係の担当部署でございます学校でいきますと、教育委員会等の職員がでございますので、そちらのほうの担当部署から派遣をするということになります。また、防災担当もそこに加わってマニュアルのほうの作成には取りかかるようになってございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） そうしますと、その避難所ごとに選任されるしつこいようなんですけど、管理責任者と言われる市の職員の方は、個別の避難所管理運営マニュアル、それぞれの管理運営マニュアルの作成作業には携わっていただかないという認識でいいのか、もう一度確認させてください。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 管理運営責任者ということは、連絡調整係ということになると思うんですけど、市のほうからその方にもかかわっていただくということでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） かかわっていただくようでしたらば、ぜひともお願いいたします。なぜかといいますと、先ほど私もずっとべらべらお話したというか、長くちょっとお話したように、先ほど申し上げましたように、皆さんと一緒に話し合いながらとか、コミュニケーションを持ちながら、知恵を出しながら、考えながら、一つのものをつくり上げるというのは、人をまとめるパワーがあるというふうに、先ほども申し上げましたけれども、同じ目的に向かって汗をかく関係性だとか、顔のわかる関係を築くことで、実際の災害時の避難所運営が円滑に行われると思いますので、ぜひとも管理責任者ですか、皆さんその地域に携わる、本当に市の職員の方が、いざ災害時に選任されたということで、初めて行くということもないでしょうけれども、その場に行くというのではなくて、もう平時から平常時から、その地域の皆さんとかかわりを持ちながら避難所管理運営マニュアルを作成し、その訓練にも参加をするというような形をとっていただきたいお願いいたします。

次に、今後の課題はについてです。

自主防災組織の育成が課題との御答弁でした。自主防災組織というのは、それぞれの地域で自分たちのできることは自分たちで守ろうと、地域住民の方が自主的に集まり防災活動を行っている任意の団体です。その自主防災組織が以前私も質問させていただきましたが、なかなか広がっていかないという現状からも、市民の方に防災をもっと身近に感じていただけるような工夫が必要だと考えます。そこで、防災フェスタというのも開催していただいたんですが、その総合防災訓練、また防災フェスタに加えて、例えば9月28日の日曜日に開催されますふれあい市民運動会の競技種目の中に、バケツリレーですとか、担架リレーというんでしょうか、防災に関連した種目を取り入れていただき、市民の皆様に防災にとって、防災意識の向上にその競技に参加することによって、防災意識の向上につながればと思いますので、28日はちょっともう日程的にもすぐですから無理だと思いますので、ぜひ来年度の開催時には御検討いただけるのかどうか伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） ふれあい市民運動会の中で、防災に関連した種目を取り入れてできないかということでございますけども、これまでの中では開催してきた中では、今お話ございましたが、バケツリレーや担架に見立てた道具の上に物を乗せて走る、そういう「絆！リレー」というのを行ったことがございます。参加していただいた方に防災意識を持っていただいて、競技ではありますが一緒になって訓練のような、そういうものをしていただくというのは、大変そういう災害のときには役に立つというふうに認識いたします。今月の28日のふれあい市民運動会については、もう既に競技内容は決まっておりますので、今回は間に合わないところではございますが、来年度の競技を決めていくときが来ましたら、お話の趣旨を踏まえ内容に入れられるか検討してみたいというふうには思います。

以上です。

○5番（二宮由子君） ふれあい市民運動会の競技種目の決定は実行委員会方式でしょうか。ぜひ、実行委員会のほうに投げかけていただければと思います。

続きまして、自転車の安全利用推進についてです。

まず初めに、東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画について伺います。

本年、平成26年3月にこの計画、総合計画が策定されました。その計画の目的と、まず経緯について伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 平成26年3月に東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画を策定しました。その計画の目的と経緯についてでございますが、まず目的でございますが、自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の指定などによる自転車等駐車対策を行ってきておりますが、放置自転車問題などの根本的な解決には至っていないような状況でございます。このようなことから、今後の自転車等駐車場の管理方法、放置防止及び自転車等駐車場のあり方を検討し、総合計画を策定したものでございます。

続きまして、経緯でございますが、平成24年度におきまして、自転車等利用実態調査、それから駐車場利用者アンケート調査などを実施し、現状と市民の方の意識を把握しました。その後、平成25年4月にそれらの調査結果を基礎資料としまして、東大和市自転車等駐車対策協議会に対しまして、東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画についての諮問を行いまして、同年11月に答申を受けました。平成26年3月に、この答申に示された課題への適切な対応を図り、安全で快適な自転車等駐車環境づくりを進めるため、本総合計画を策定したものでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今目的と経緯を伺ったんですが、東大和市自転車等駐車対策協議会からの答申に示され

た課題への適切な対応を図るために、自転車と駐車場の環境づくりを進めるですか、そのために策定されたということなのですが、そこで答申に示された課題というのを、内容を何うのとあわせて、この課題一つではないと思うんですね。たくさん今までも長年にわたって、この自転車等駐車場対策というのは課題があることですから、複数ある課題から市として、どの課題、協議会から答申された課題提起に関して、どの課題から取り組まれたら効果的だというふうにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 自転車対策協議会からいただいた御意見をまとめますと、5つのポイントがあるというふうに把握しております。その一つが、自転車利用の抑制を図ること。2つ目が、市、事業者及び施設管理者等の役割分担。3点目が、受益者負担の適正化。4点目が、自転車等駐車場の環境改善。5点目といたしまして、市の軽減負担といったようなところの課題が指摘されております。

それから、その課題の優先順位的な取り組む政策として、どう取り組んでいくかの優先順位的なという御質問でございますが、どれから先というようなことよりも、なかなかお互いに影響し合う部分があるというふうに捉えておりますので、現在民間事業者との調整、協議等を行っています。ヒアリングも既に入っております。そういったところから、自転車等駐車場の整備手法について調査・研究をしているところであります。自転車等駐車場につきましては、鉄道事業者との調整によって設置場所の検討を行うとともに、市が実施すべき自転車等駐車場の設置については、受益者負担の適正化を含めた整備手法を検討する必要があるというふうに考えておりますので、先ほどまとめさせていただきました5つの課題が相互に影響し合う、絡まっているというふうに捉えておりますので、総合的に考えていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 5つの課題が示されたということと、あとその五つの課題ともお互いに関連性があることだと思うんですね。私も5つの課題のうちの受益者負担の適正化というのは、非常に難しい課題ではありませんし、またこれに取り組んでいかなければ自転車の利用の抑制にもならないですし、また自転車等駐車場の環境改善にも予算が伴うものですから、そういったものも市の負担軽減策を図るには、やはりこの受益者負担の適正化というのを、しっかりと検討すべきだというふうに思っています。平成12年3月に策定された東大和市都市マスタープランでも、ここで既に平成12年3月から駐車場の設置に当たっては、受益者負担の原則から有料化の方向で検討を行いますというふうに、マスタープランで示されています。これ平成12年ですから、14年も経過しているんですね。その14年経過して、今東大和市自転車等駐車場に関する総合計画という、総合計画が策定され、改めてまたここで受益者負担の適正化について、課題として示されています。これまでの14年間という、その間に受益者負担の原則から有料化の方向で、どのような検討が14年間されたのか。

また、今後さらに示されましたから、検討していくおつもりだと思いますけれども、今後の検討のスケジュールなど、あわせて伺います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 都市マスタープランでは、そのときに検討している内容で将来東大和市をどういう町にしたいというようなことを、いろいろと市民の方たちと懇談会等開き、夢を描きながら策定をしてみました。その中で、やはり整然とした町並みをつくっていくというようなことでは、それなりの受益者負担、応分の負担をしていただきながら、こういう施設等の整備が必要ではないかといったようなところから、受益者負担の方向を持つということを出しているというふうに考えております。

それで、14年たっておりますけれども、その間にも鉄道事業者との調整等もございまして、できれば市のほうの意向としては、事業者がもう少し積極的に駐輪場をつくっていただけないかといったような考え方を持っ

で当たっていったこともございます。ですけれども、それはやはりそれぞれで役割分担を確認しながら整備をしていく必要があるだろうというようなことから、ここで答申をいただいた内容に基づき、きちんと検討していかなくてはいけないというふうに気持ちを新たにしているところでございます。

スケジュールでございますけれども、やはりスピード感を持って進めていきたいというふうに思っております。今年度、先ほども申し上げましたけれども、事業者へのヒアリング等を行っているところでございますので、調査・研究の結果を待って、速やかに具体的な整備、運営方法の検討に着手してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 5時10分 休憩

---

午後 5時19分 開議

○副議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（二宮由子君） 平成12年3月の都市マスタープランでも、有料化の方向で検討を行いますというふうに示されています。今回の総合計画ですか、そこでも有料化を検討するというふうに示されています。先ほど、部長の御答弁だった総合計画に基づいて研究をして、その後速やかに具体的な整備、運営方法の検討に着手しますと、これ言い方いろいろなんですけど、検討を行います、検討します、着手しますって、ということは具体的なスケジュールというのは持ち合わせていらっしゃらないのか、改めて伺います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、現在民間の事業者とのヒアリングも行っております。また、民間の事業者で関連会社が有料の駐輪場をつくっているということもございます。そういったようなこともあわせて、どのくらいの規模のものを、どのようにつくっていくかといったようなことを、今検討しているところでございますので、その辺のことをあわせること、また今後の公共施設だとか、社会インフラをどうしていこうかという大きな課題もございますので、あわせた検討が必要だということから、今ははっきりといつまでに、これをやりたいというふうにはお答えできませんが、担当としては、もうすぐにも具体的な検討に着手したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 部長が速やかに検討に着手したいとおっしゃっていますので、それを信じて、ぜひ速やかに検討に着手していただきたいと思います。

次に、自転車駐車場の整備状況はについてです。

市内5駅にある19カ所というふうに御答弁でもありました。自転車等駐車場は御答弁の中だと、収容可能台数が平日は上回っている状況であるという御答弁だったと思います。市内5駅の中で、それこそ需要と供給のバランスが非常に崩れていて、自転車等駐車場の整備が早急に行わなければならないと思われる駅というのが、私のいろんな駅を回ってみますと、もちろん東大和市駅もしかり、玉川上水駅もそうですが、一番やはり早急に検討していただきたいのが上北台駅だと思いますね。大手スーパーの西側になるんでしょうか、意外と幅の広い歩道に3列ぐらいになって自転車が置かれているという状況を見ますと、やはりしっかりと整備を進めていただきたいというふうに私は思います。

この多摩都市モノレール、上北台駅、多摩都市モノレールの駅ですけども、これは市境にある駅ですから、

東大和市民の方と、お隣の武蔵村山市民の方が御利用になっていらっしゃる。何年後になるというのは、まだはっきりと具体化はされておりませんが、駅の無い武蔵村山市の皆さんの悲願であるモノレールの延伸によって、現在多摩都市モノレールの各駅、上北台、桜街道、玉川上水ですか、それを自宅から駅まで御利用されている方が、武蔵村山市民の方がモノレール延伸することによって、大幅に減少するということが予想されると思うんです。そこで、多摩都市モノレールが延伸した場合の当市の自転車等駐車場の利用状況を、どの程度市としては把握をされているのかを伺うのと、また現在、現状ですね、武蔵村山市民の方が御利用されていますけれども、その市民の方を除くと、要するに東大和市民だけが利用されていると仮定をした場合に、現状の整備状況で利用台数というのは確保されているのかどうか確認させていただきます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 現在の総合計画の中では、多摩都市モノレールの延伸についての計画は考慮しておりません。したがって、その推計とか、そのようなことは行っておりませんが、25年に行いました調査、年度でいうと24年度に行いました調査結果を見ますと、上北台駅では武蔵村山方面の利用が約30%ぐらいございます。また、桜街道駅におきましては、25%といったような調査結果もありますので、相当数延伸された場合は減ると思います。そのようなことから、現在足りてない部分を全て賄うような規模の駐車場の整備が必要だというふうには捉えていないということでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ただ、武蔵村山市民の方、西側ですよ、御利用されるのはどうしても。ですから、東側、でも玉川上水は東側の芋窪街道の歩道沿いにありますから、それぞれですけども、上北台では30%ぐらい減るであろう。台数も、それなりに確保されるだろうという御答弁だったと認識をさせていただきます。

次に、既存自転車等駐車場の再整備及び新規整備の進め方についてです。

自転車利用者の抑制ですとか、民間運営状況も踏まえるとの御答弁をいただきました。この再整備をする、また新規整備をするという、いずれも市の負担軽減を図るのには、やはりここでも受益者負担の適正化を検討されて進める事業だというふうには私は思っています。そこで、多摩都市モノレールの延伸、先ほど申し上げましたそれ以外にも、ここで行われようとしているちょこバスの駅へと乗り入れるルート変更ですとか、人口の推移、高齢化など、さまざまな観点から検討を行われなければならないと思っております。そこで、お待たせをいたしました。先ほど、お配りをいたしました統計東やまと最新版の統計データグラフ、人口ピラミッドをごらんをいただきたいと思っております。

人口推移の統計データグラフは、これ平成16年のものと平成26年のものが書かれています。この人口ピラミッドなんですけれども、これは当市の人口をゼロ歳から4歳、5歳から9歳のように、5年間ごとに分けてグラフ化したものです。ですので、5年後、10年後、年代別の人口の推移が一目でわかります。例えば駅を利用されている方の年代をざっくりなんですけれども、15歳から59歳と仮定をします。59歳というのは、定年退職をされるであろう年代の前ということですね。平成16年では、男性2万5,261人、女性2万4,078人で合計4万9,339人でした。平成26年では、男性が2万4,340人、女性が2万3,081人で合計4万7,421人と、これ16年、26年比較いたしますと、約2,000人減少しています。この要因としては、ここを見ていただくとわかるんですが、ちょうど顔のおでこの部分というんでしょうか、一つ目の山であった昭和22年から24年生まれの第1次ベビーブームの団塊の世代の方が60代になられたことが要因の一つです。

また、今当市で一番多い年代が40代ですね、ちょうど顔の鼻の部分というんでしょうか。その方々が60代になるであろう約20年後には、各駅の利用者もこれを見ると一目瞭然なんですけど、大幅に減少して高齢化が進む

であろうということが、この人口ピラミッドを見て予測されます。そうしますと、既存の自転車等駐車場の再整備ですとか、新規整備の進め方についても、今現状不足しているから、すぐに整備しなければならないと決めてしまうのは拙速であって、将来を見据えた市の方向性というものを示す必要があるのではないかというふうに考えています。当市でも、高齢者の人口が増加をしまして、平成44年には90歳以上の方々が2,300人を超える見通しであるというふうに統計で出ています。反対に、今後生まれる子供は減少し、同じく平成44年には10歳未満の各年齢の人口が、それぞれ300人強になる見通しということも統計で出されています。そうであれば、既に以前都市マスタープランで平成12年ですか、都市マスタープランで駐輪場の設置に当たっては、有料化の方向で検討を行いますと示されていたのに、結局14年間実施をされなかった、そういった実情を踏まえ、またこの人口ピラミッドを見ていただいてもわかるように、人口が減少し高齢化がどんどん進んでいくということも踏まえると、自転車等駐車場の整備に取り組みを進めるよりも、市内の歩道などの拡幅ですとか、段差を改善するですとか、そういった道路環境の改善やベンチを設置するですとか、公園を整備するですとか、そういった施策を進められたほうが、将来的には市民のためになるのではないかというふうに思います。

また、限られた予算ですから、より効果的な施策に活用することで、将来を見据えた市の方向性というものが明らかになると考えますが、御見解を伺います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 二宮議員御指摘のとおり、これからの社会インフラといったものにつきましては、需要が拡大していくというものもありますけれども、逆に今のように人口減少の時代になり、高齢化の時代になるというようなところでは、逆の考え方を持つ整備も必要だというふうに考えております。そういったことから、他のインフラの整備につきましても、再整備だとか、維持管理に当たりましては、そのような超高齢社会にふさわしいもののあり方といったものも考えて進めていく必要があるというふうに考えておりますのと同時に、駐輪場の整備につきましても、そういった時代を迎えるということで、マイナス要因のこともあわせた考え方を持って検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） そうなんですよね。私いろいろる申し上げましたけども、とはいえ他市の状況も先ほど伺いましたけれども、当市を含む4市しか無料で自転車等駐車場を無料で設置されているのが4市しかないという実情も踏まえなければならないと思うんですね。そうすると、当市の現状を見ますと飽和状態、もう非常に満杯の状態であって、最適だとは言いがたいと思うんです。先ほど、部長からの御答弁もあった利用者のアンケートですか、そこからも自転車等駐車場が有料となった場合の動向でという結果から、料金や設備などの条件にかかわらず、有料になったとしても利用したいという方々が全体の12%、あと条件によっては利用したいという方々が52%で、有料になっても利用したいという方々が市内では62%いらっしゃるということも、ぜひこれも一つ重要だというふうに私は思います。

また、有料化されても利用されるという意味合いの中には、屋根をつけてほしいですとか、有料化になったんだから、もっと環境を改善してほしいという中で屋根をつけてほしい、駐車スペースを広げてほしい、照明を明るくしてほしいですとか、あと防犯カメラをつけてほしいですとか、いろいろと環境の改善が求められています。そこで、先ほど受益者負担の適正化についての検討のスケジュールを伺いましたが、なかなか迅速に対応されるとか、着手します、検討着手しますというふうにはお答えでしたので、具体的なスケジュール等は、まだ未定だというふうに認識させていただきますが、当市も自転車等駐車場の台数をふやしていくという考え方の整備ではなく、人口統計のピラミッドにもよるように、どんどん駅の自転車等駐車場を利用される方は

減っていくということを前提として、将来を見据えた環境改善の再整備に向けての取り組みであれば、有料化も市民の方に理解されるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 民間の駐輪場で整備されている内容等を見ますと、無料の空気入れ等が設置されていたりいたします。そのようなことから、今二宮議員から御指摘ございましたように、ただ駐車台数をふやすという整備ではなく、将来的な推移だとか、社会情勢の変化をきちんと捉えまして、屋根や防犯カメラ、また空気入れといったようなものを設置する、便利なものにするといったようなこととか、これは協議会等のお話の中でも出たことなんですけれども、例えば修理が必要な自転車をそこに預けておけば、それに対応してくれる、帰りには直っているといったようなこともできないのかというような御意見もいただいています。そこまでできると、非常にいい取り組みになるなというふうには考えておりますけれども、そういったようなこともいろいろ考え、安全性、利便性、快適性といった環境改善を含めて検討してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今まで検討に検討を重ねてこられたんですから、ぜひ市民のためになる再整備を進めていただきたいと思います。

次に、放置自転車等の対策はについてです。

御答弁では、月2回の撤去の実施と啓発ですか、市報やホームページで啓発をされているということですが、いろいろと市も啓発をされておりますが、放置自転車が一向に減らないという現状を考えますと、市民の皆さんが放置禁止区域という認識を余り持っていらっしゃらないんじゃないのかなというふう思うんです。これも、アンケート調査結果から明らかになっているんですが、市内の放置禁止区域の認知度が少し知っているというのが37.8%、全く知らないというのが31.2%で、知っているという27.1%に比べて、認知度の低さが明らかになりました。そこで、市民への啓発の現状、市報やホームページで啓発をされているということですが、そのアンケート調査結果から得た課題解決のための今後の取り組みについてと、あと放置禁止区域、実際の放置禁止区域には何らかのマークなり、何かされているのかどうか、改めて伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在の周知の状況でございますが、各駅の放置禁止区域内におきまして、自転車等放置禁止区域等のお知らせという立て看板を設置してございます。とともに、違法駐輪の多い箇所におきましては、A型のバリケード、三角のバリケードなんですけど、そこに警告という文字と撤去費用ですか、そういうことを載せた警告等の文字が入ったバリケードを設置してございます。そのようなことで、現状はそうなんですけど、今後の取り組みとしまして、もう少し広く周知するために、市のホームページに今現在載せておりませんので、今後市のホームページに掲載したいということで考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今課長からホームページにも掲載していただけるということなんですけども、そこで新たなページを作成するのではなくて、今既存の駐輪場マップというのがホームページに掲載されていますけれども、そこに放置禁止区域を色で分けて加えろとか、それだけでも十分ですので、ぜひ表示をしてホームページに掲載のときには工夫をお願いいたします。

次に、自転車の安全利用に関する施策についてですけれども、自転車安全利用五則を基本として、市民へ啓発されているということですので、ぜひパンフレットも作成されているでしょうし、ホームページにも私も確認させていただきましたが、掲載されておりますので、今後はより多くの市民の方に啓発ができるような形で、

例えば市が主催する行事の市役所のブースですとか、そういうところに自転車安全利用5則のパンフレットを置いていただいて、直接市民の方に手渡していただくような形をとっていただくと、より皆さん啓発、皆さんよく自転車に対する安全利用が推進されると思いますので、よろしく願いいたします。そうしないと、まだまだルールを守らない、イヤホンをつけたまま自転車に乗っていらっしゃる方ですとか、携帯電話を使用しながら乗っていらっしゃる方が、まだまだ市内にはいらっしゃいますので、ぜひともお願いいたします。

次に、自転車走行空間の整備状況についてです。

平成24年度から進められている自転車ナビマークの表示というのが、けやき並木通りから始まりまして、平成25年度には市道5号線、9号線とおっしゃっていましたが、これはいちょう通りとハミングロードだというふうに思いますが、表示をされました。これまで表示された道路というのは、全て市内を南北に通っている道路ばかりなんです。ですから、今後は関連機関と調整されるということですので、東西に延びている中央通りを中心として、けやき並木通りからヤマモモ通りでしたっけ、新たに名前がついた清水から多摩湖に向かうところまで延びていただいて、そこから多摩湖自転車道につながる方向で検討を、ぜひしていただきたいと思います。これは御答弁は結構です。検討をお願いいたします。

次に、今後の課題はについてです。

総合計画に基づいて適切な施策を推進するとの御答弁をいただきましたけれども、この実施計画ですか、ある程度実施計画がないと、なかなか市の事業というのは進まないと私は理解しておりますが、その実施計画の進捗状況を伺います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 市の実施計画に上げていくためには、具体的にどこにどういう規模で再整備し、どのような設備をするかといったようなことが固まってこない、なかなかできません。そういったようなことがございますので、また先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますけれども、ことしいろいろ研究している内容を具体化していく、なるべく早くスピード感を持って検討していくことに努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、検討に着手だけでなく、実施計画もスピード感を持って作成していただきたいというふうに要望させていただきます。

次に、サイクルシェアリングの取り組みについての考えはについてです。

サイクルシェアリングというのは、自転車を共同で利用する仕組みで自宅から駅へ向かう方の正利用と、駅から職場や学校に向かう方の逆利用が自転車を共同で利用できるシステムです。共有の自転車を複数の方が効率的に利用することで、駅周辺に乗り入れる自転車の総量の抑制と、駐輪スペースの有効活用、あと放置自転車の抑制が期待されます。この先進的な取り組みなんですけれども、近隣市では福生市が取り組まれておりますし、また立川市では実証実験が行われています。まだまだ多くの市が取り組んでいるという状況でもありませんので、本市としても研究というものが必要だと思うんですね。今後進めていただく受益者負担の適正化や自転車等駐車場の再整備にあわせて、ぜひともこういったものも御検討いただければと思い、質問をさせていただきました。

御答弁でも、今後進める計画にあわせた検討が必要と考えていらっしゃいますので、ぜひとも御検討いただきたく、この本日の質問、最後になりますけれども、自転車等駐車場の再整備に向けての受益者負担の適正化について、また新たな取り組みのサイクルシェアリングの検討について、最後に市長の御見解を伺います。



○副市長（小島昇公君） 資料もいただく中で御質問をたくさんいただきました。

やはり、人口の構成が変わっていくところも非常に大きな要因でございます。これは駐輪場、自転車だけにかかわらず、市の行政の課題というのは、みんなこれに影響されるのかなと思っております。ですから、そこを念頭に置きながら、御提案をいただきましたサイクルシェアリングですか、こちらにつきましても、先進市の事例を見ながら検討を進めたいと思います。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今回の資料も皆さんにお配りさせていただきましたが、人口減少ですとか、高齢化など、多くの課題を抱えながらも、ぜひとも将来を見据えた市の方向性を明らかにして、限られた予算を市民のために、より効果的な施策に活用していただきますようお願いいたしまして、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（関田正民君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

---

○副議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 5時45分 延会